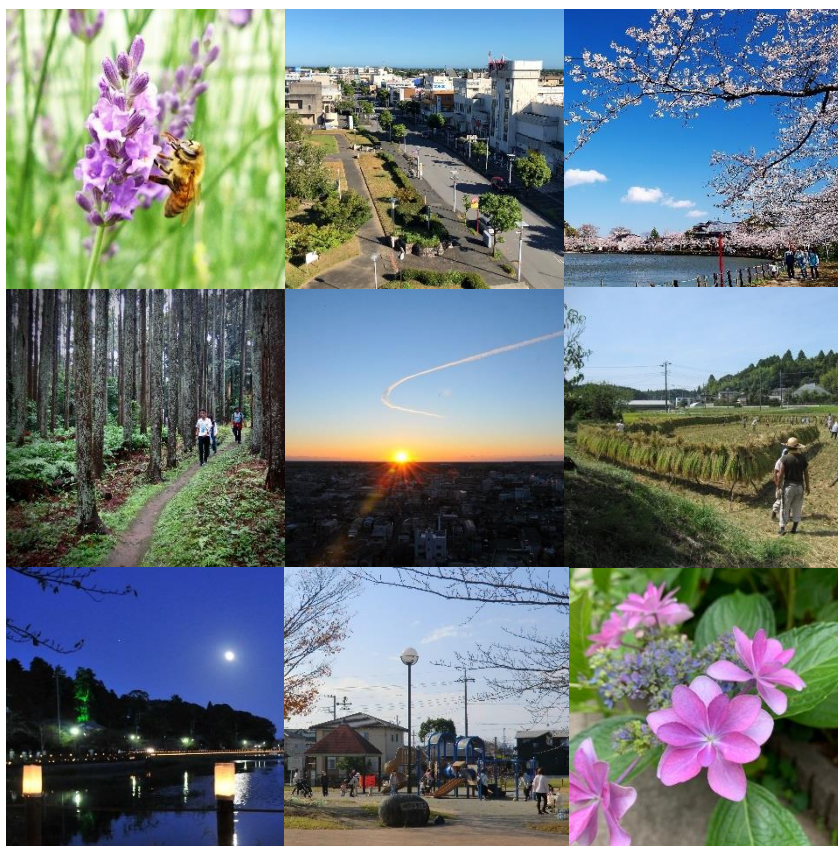




東金市緑の基本計画



自然の恵み みんなで育み 緑とともに未来へ
— 緑でつながぎ 安らぎ やさしさ 愉しさを実感 —

2022（令和4）年3月

東 金 市



はじめに

私たちのまち東金は、景勝地である八鶴湖、雄蛇ヶ池をはじめ、周辺の良い樹林地など豊富な緑が広がる自然環境に恵まれた緑あふれる都市です。春には市内で咲き誇るソメイヨシノや、恵まれた自然環境の中で育った特産品が訪れた皆様に魅了できるよう、市民とともに一丸となって頑張りを、この貴重な財産を後世に引き継げる持続可能性の高い都市づくりを進めております。



また、近年、地球温暖化をはじめとする環境問題や自然生態系の変化による貴重な動植物の生息・生育環境の保全、自然災害の防止、にぎわいや歴史・文化の演出など、緑の果たす役割が注目されてきております。

しかしながら、このような私たちの生活に欠かすことのできない緑は、都市の発展とともに、開発等により減少が進み、今後もこの傾向は継続することが懸念されています。そのため、人々の暮らしとの調和を図りながら、緑を守り、育んでいくことがこれまで以上に求められています。

そこで、本市では、自然環境の保全や都市緑化の推進等、緑に関する様々な施策を体系的にとりまとめ、緑の都市づくりの指針となる『東金市緑の基本計画』を新たに策定いたしました。

今後も、市民・事業者・行政それぞれが、緑に関する計画目標を共有し、都市づくりの理念である『都市の活力と持続力を高め、住みたい、住み続けたい都市の実現』に向け、一人ひとりが緑を意識し、緑をつなぎながら、都市づくりを進めて参りますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

結びに、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様や関係者の方々をはじめ、ご協力いただきました全ての皆様に心より感謝申し上げます。

2022（令和4）年3月25日

東金市長 鹿間陸郎

目 次 (CONTENTS)

序章 緑の基本計画策定にあたって.....	1
序－1 緑の基本計画の概要	2
1 緑の基本計画とは	2
2 計画において対象とする「緑」	2
3 緑のもつ様々な機能	3
序－2 計画策定の背景と目的	5
1 計画策定の背景	5
2 計画策定の目的	6
序－3 計画の目標年次と位置付け	7
1 計画の対象区域	7
2 目標年次	7
3 計画の位置付け	7
序－4 計画の全体構成	8
第1章 東金市の緑の現状と課題	9
1－1 市の概要	10
1 自然的状況	10
2 社会的状況	12
1－2 市の緑の現況	16
1 緑被の現況	16
2 緑地の現況	17
3 施設緑地	18
4 地域制緑地	21
5 緑に関わる活動	22
1－3 緑を取り巻く環境の変化	23
1－4 市民の緑に関する意識	29
1 上位計画策定時の緑に関する意見	29
2 市民アンケート	30
1－5 緑に関する課題	31
1 総合的な課題の整理	31
2 計画策定における視点	35
第2章 緑の都市づくりの目標	37
2－1 基本理念	38

2-2	目指す緑の姿.....	40
1	緑から見た東金の将来の姿.....	40
2	緑の将来イメージ.....	40
2-3	基本方針.....	44
2-4	計画の目標指標.....	46
1	計画のフレーム.....	46
2	計画の目標指標.....	46
第3章 緑に関する施策の展開		49
3-1	施策の体系.....	50
3-2	施策の方針.....	51
1	基本方針ごとの取り組む施策.....	51
2	重点的に取り組む施策の選定.....	70
3-3	都市公園の整備・管理方針.....	71
1	整備の方針.....	71
2	管理の方針.....	71
3-4	緑化重点地区の設定.....	72
第4章 計画の実現に向けて		75
4-1	計画の推進体制.....	76
4-2	計画実現のための手順の検討.....	77
4-3	計画の進行管理.....	79
用 語 集		81
資 料 集		89
1.	本編補足データ.....	90
2.	緑の持つ機能と取り組む施策の関係一覧表.....	105
3.	東金市緑の基本計画策定経緯.....	107
4.	策定体制.....	108

【コラム】

持続可能な開発目標 SDGs	6
生物多様性.....	28
今後期待されるグリーンインフラの活用	45

文章表現（語尾の記述）について

◆本計画を読むにあたっての注意事項

主に第2章「緑の都市づくりの目標」、第3章「緑に関する施策の展開」の文章表現（語尾の記述）については、計画内容の熟度や実施主体にしたがって、基本、以下のように整理しています。

表現方法	計画熟度	実施主体等
～図ります。	●施策の実現に向け、方向性（取り組みの姿勢）を示す事項	市が主体 市が市民・事業者と連携
～推進します。 ～進めます。	●すでに事業着手されている事項、または概ね10年以内に取り組む事項で、各施策の中で重点的に取り組む事項	市
～取り組みます。 ～行います。 ～〇〇していきます。	●すでに事業着手されている事項 ●概ね10年以内に取り組む事項	市
～努めます。	●施策の実現に時間がかかるが、継続して取り組んでいく事項	市
～働きかけます。	●施策の実現に時間がかかるが、継続して取り組んでいく事項	国・県、事業者
～促進します。 ～促します。 ～誘導します。	●すでに事業着手されている事項 ●概ね10年以内に取り組む事項	国・県、市民・事業者 (市が取り組みを促進・誘導)
～支援します。	●すでに事業着手されている事項 ●概ね10年以内に取り組む事項	市民・事業者 (市が取り組みを支援)
～検討します。	●施策の実現に向けて、行政内、関係機関、市民との協議、調整等が必要な事項	主体が決定していない (市が取り組みを先導)

用語の説明について

- ・本計画では、西暦を基本とし、()内に和暦を表記しています。
- ・本編中の文章に「※」を記載している用語については、巻末の用語集に解説を記載しています。（例：ヒートアイランド現象※）

序章 緑の基本計画策定にあたって

序－１ 緑の基本計画の概要

序－２ 計画策定の背景と目的

序－３ 計画の目標年次と位置付け

序－４ 計画の全体構成

序－１ 緑の基本計画の概要

１ 緑の基本計画とは

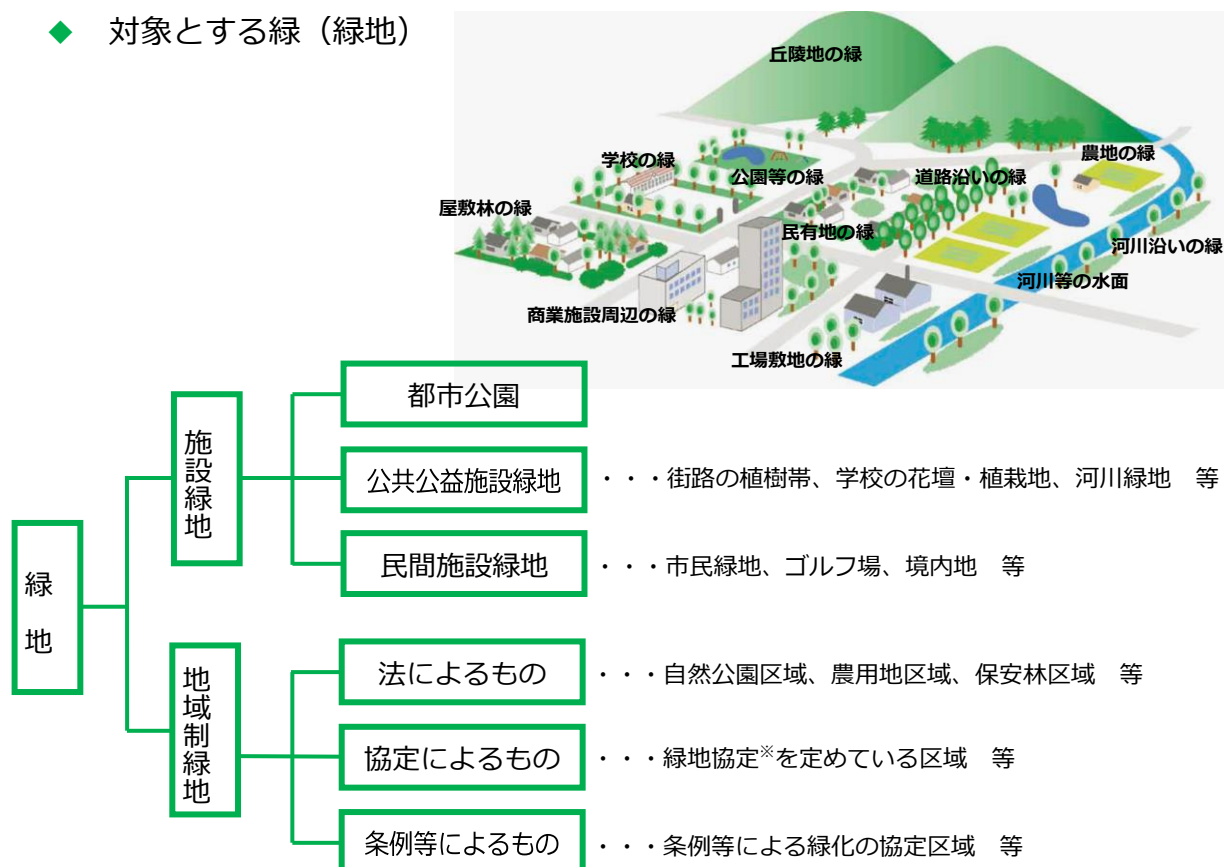
緑の基本計画は、緑の視点から都市のあるべき姿を定めるとともに、その姿を実現するための緑の保全や都市公園などの整備、公共公益施設や民有地の緑化、住民参加による緑化活動などの取り組みを体系的に位置付けた、都市緑地法で定める「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に該当する緑に関する総合的かつ中長期的な計画です。

都市における緑には、行政だけでなく、市民や事業者を含めた様々な主体がかかわっており、緑の基本計画は、これらの主体が連携して「緑の都市づくり」を進めるための指針となるものです。

２ 計画において対象とする「緑」

本計画では、樹林地、草地、水辺地（河川、池沼、湧水等）、公園や広場、農地等の緑地の他、街路樹、学校のグラウンド、住宅の庭や生垣、事業所や工場の植栽等の緑を幅広く対象とし、これらを総称して「緑」と呼びます。

◆ 対象とする緑（緑地）



3 緑のもつ様々な機能

緑は多様な機能を有しており、快適で安全な住環境の創出や魅力あふれる都市づくりに貢献し、市民の暮らしを支えています。都市における緑は、市民の生活環境や生態系にとっても重要な役割を果たしており、大きく分けて以下の5つの機能が期待されています。

【環境保全機能】



- ・緑は、光合成によって空気中の二酸化炭素を吸収するため、地球温暖化を抑制する役割を果たしています。
- ・緑は、コンクリートやアスファルトなどの人工物と比較し、日中温まりにくく、夜間冷えやすい性質を持ち、蒸散作用による気温低減効果もあるため、ヒートアイランド現象※の緩和等が期待されます。
- ・また、汚染物質の吸収・吸着による大気の浄化や騒音の緩和など、人と自然が共生する良好な都市環境の維持に貢献しています。

【レクリエーション機能】



- ・公園やスポーツ施設などの緑は、市民の身近な憩いの場や地域交流の場、健康の維持・増進を図る場となり、様々なレクリエーションの機会を提供します。
- ・緑は、身近な自然や歴史的文化とのふれあいの場を創り出すとともに、人々に心の安らぎや充足感を与え、日々の暮らしを豊かにしてくれます。

【防災機能】



- ・都市公園や緑地などのオープンスペースの緑は、地震災害などにおいて延焼防止空間や避難場所となり、防災面で役立っています。
- ・森林や農地の緑は、大地に根を張り豪雨時の土砂の崩壊を防ぎ、雨水を貯留することによって河川に流出する水量を抑制するなど、災害防止、環境の調節に優れた効果を発揮し、私たちの生活の安全・安心を支えています。

【景観形成機能】



- ・丘陵地の里山や田園の緑は、地域で引き継がれて、人々に懐かしさや安らぎを感じさせるなど、ふるさとの原風景として愛されています。
- ・街路樹や建物周囲の樹木などの緑は、四季折々の多彩な魅力や都市の景観に潤いを与えてくれます。
- ・緑は、都市の個性や風格を形づくり、人々の地域への愛着心の向上にも貢献しています。

【生物多様性の確保機能】



- ・緑は、多様な生物の生息・生育場所となり、自然生態系の機能維持に重要な役割を果たしています。
- ・また、公園や河川、街路樹などの緑によるネットワークを形成することで、生物の移動空間が確保されます。
- ・生物多様性が保たれることで、水や大気の浄化のほか、自然環境を対象とした環境教育の場の提供や地域の愛着醸成への寄与など恩恵がもたらされます。

序－２ 計画策定の背景と目的

1 計画策定の背景

社会情勢の変化 と国の動向

緑を取り巻く環境は、全国で人口減少を背景に利用されなくなった空き地が増加する一方で、開発により緑が失われるなど大きく変化しており、また、地球温暖化による環境問題や生物多様性の損失など、緑に関連の深い問題も更に深刻化しています。

近年では、2015（平成 27）年国連サミットで採択された、国際社会共通の目標「持続可能な開発目標 SDGs」の達成に向けた取り組みや新型コロナウイルス感染症※の拡大に伴う生活様式の変化により公園や屋外での活動が見直されるなど、社会情勢も日々変化を続けています。

公園や緑地に関する国の動向としては、2017（平成 29）年の都市緑地法や都市公園法等の改正において、公募設置管理制度（Park-PFI）※等の公園への民間活力の導入や緑・オープンスペースの整備・保全等に関する制度が充実するなど、これまでの「造る・創出する」政策から、これまで整備してきた緑を「保全し、生かす」政策へと方向性を転換してきています。また、自然環境（緑、水、土、生物等）が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを支える取り組みをグリーンインフラと位置付け、自然環境から得られる効果にも着目しながら、幅広い分野への貢献が期待されています。

これらを踏まえ、市町村が策定する緑の基本計画についても、都市公園の管理の方針、都市農地の保全・活用、生物多様性への配慮項目等を計画に位置付けるなど、記載事項の拡充が図られました。

本市の都市づくり 進展等による 変化

本市の都市づくりは、JR3 駅を中心に土地区画整理事業※や民間の大規模開発により計画的に進められてきました。近年は、人口減少や少子高齢化による人口構成の変化、首都圏中央連絡自動車道の整備進展に伴う新たな企業誘致策の検討、大規模な自然災害への対応など、都市づくりの視点も大きく変化を

見せており、2021（令和 3）年 3 月には都市計画マスタープラン※の改定を行いました。これら、都市づくりとも密接に関連する市街地の公園等の緑は、施設の老朽化が急速に進み、時代の変化とともにその役割も多様化してきており、また、市民ニーズの変化に伴って様々な対策が求められています。一方、丘陵地の森林から平野部の田

園地域に広がる豊かな緑は、広域的な景観を形成する本市固有の貴重な資源となっています。

このように本市の都市づくりの現状を踏まえ、豊かな自然を身近に感じられる都市づくりを推進するためには、緑のあり方も現状に沿った検討を加えた上で、計画をまとめていくことが必要となっています。

2 計画策定の目的

緑を取り巻く社会情勢の変化や国の動向、本市の都市づくりの方向性を踏まえ、都市における良好な生活環境を形成するためには、一定の目標の下に、計画的かつ系統的に緑地の保全・創出を図っていくことが必要となっています。

そこで、地域の実情を十分に勘案し、施設の管理者や住民等の協力を得つつ、多様な主体の連携による緑地の保全及び緑化の推進に関する施策や取り組みを総合的に展開することを目的に「東金市緑の基本計画」を策定しました。

コラム 持続可能な開発目標 SDGs(Sustainable Development Goals)

2015（平成 27）年、国連サミットにおいて、ミレニアム開発目標に代わる 2030（令和 12）年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標 SDGs」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。国際社会共通の目標として、17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（取り組み）が定められています。これは、先進国を含む全ての国に適用され、今後世界が持続可能な発展を続けていくための指針となるものです。

本計画においては 17 のゴールの内、特に 11、13、15 の 3 つのゴールの達成に向けて取り組んでいきます。



序－３ 計画の目標年次と位置付け

１ 計画の対象区域

本計画は、本市全域を対象とします。

２ 目標年次

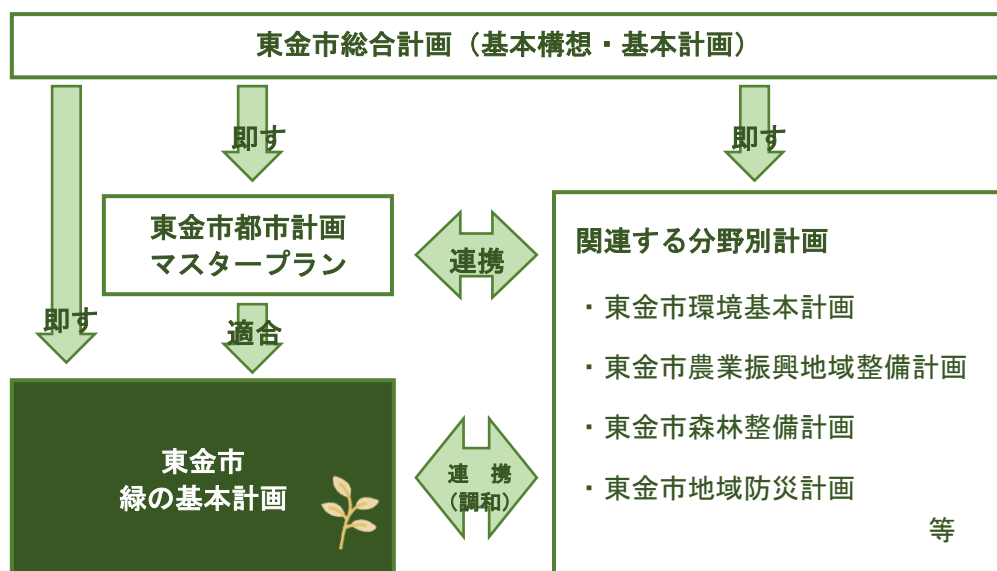
本計画は、都市づくりにおける緑の施策となることから、東金市第２次都市計画マスタープラン※との整合を図り、目標年次を 2040（令和 22）年とし、中間年次を 2030（令和 12）年とします。

なお、社会情勢の変化や上位計画、関連計画の改定などにより、大きな乖離が生じた場合は、その内容を検証した上で必要に応じて当該計画の見直しを行います。

３ 計画の位置付け

本計画は、都市緑地法に基づく法定計画で、「東金市総合計画※」に即し、都市計画法に基づく「東金市都市計画マスタープラン」に適合するとともに、関連する分野別の計画との連携（調和）が保たれた、緑に関する総合的な計画になります。

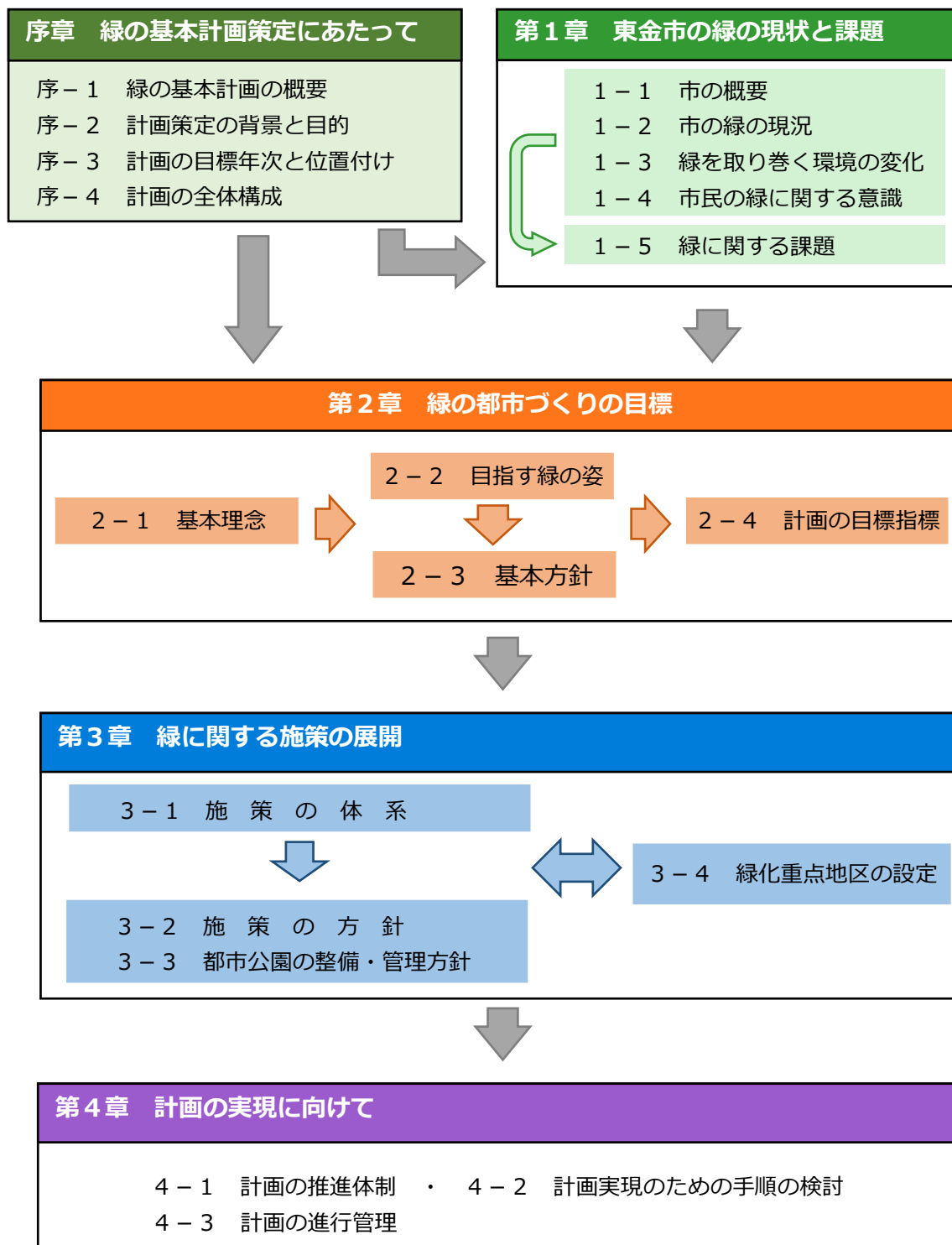
計画の位置付け



序－４ 計画の全体構成

緑の基本計画は、以下の構成により、計画の目標や実現に向けた施策の方向性を示していきます。

緑の基本計画の構成



第1章 東金市の緑の現状と課題

1－1 市の概要

1－2 市の緑の現況

1－3 緑を取り巻く環境の変化

1－4 市民の緑に関する意識

1－5 緑に関する課題

1-1 市の概要

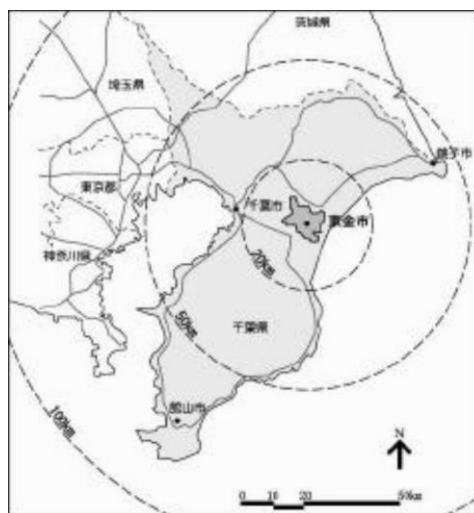
1 自然的状況

(1) 位置と地勢

本市は、都心から約50～60km、千葉県のほぼ中央に位置し、市域の西部で県都千葉市に接しています。

面積は89.12K㎡、東西に約13km、南北に約15kmの広さを有しており、市の北西部は標高40～80mの下総台地の東端にあたり、山武杉を中心とした森林地帯と台地に入り込む谷によって形成されています。南東部は標高10m以下の九十九里海岸の後退による広大な平野に肥沃な水田地帯が広がっています。

位置図



(2) 気候

四季を通じて比較的温暖な気候となっています。直近10年間の年間平均気温は15.7℃、年間平均降水量は1,285mmです。

年次別気象状況



資料：山武郡市広域行政組合消防本部（参考値）

気象状況に関して

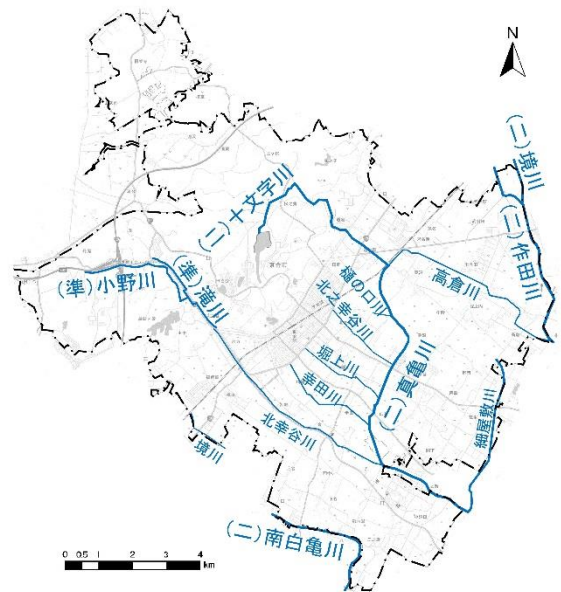
資料集P90 参照

(3) 河川・水系

本市には、作田川、真亀川、南白亀川などの5本の二級河川と小野川、滝川の2本の準用河川が、太平洋に向かって概ね北西から南東に流れています。その他にも多くの普通河川があり、また、古くから農業利水が発展してきたことから、用排水路が張り巡らされ、雄蛇ヶ池や丑ヶ池に代表される農業用ため池も数多く残っています。

これらは、作田川、真亀川、南白亀川の3水系に分かれており、市北部、東部及び南西部の一部を除けば、ほとんどの地域が真亀川水系に含まれます。

河川位置図

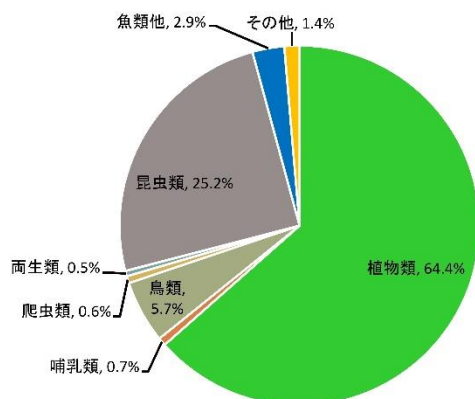


(4) 生息・生育する生物

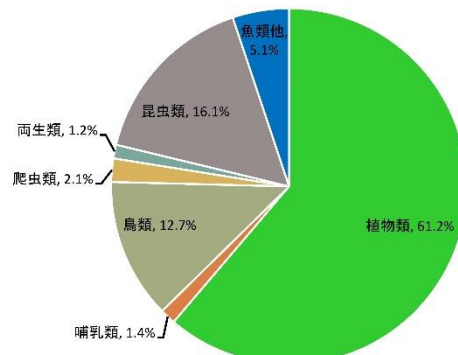
市内で確認されている生物の総数は2,062種で、最も多いのは植物類の1,309種、次に昆虫類の512種、鳥類の116種となっています。また、法令による天然記念物や希少野生動植物種、またはレッドデータブック※等に位置付けられている絶滅危惧類や保護生物など重要な生物種は、565種となっています。

一方、もともと地域にいなかった、人間によって持ち込まれた外来生物（外来種）※は、哺乳類、爬虫類、魚類、植物類など幅広い分類の生物群が市内でも確認されており、生活環境や生態系、農林業への被害など様々な面で影響を及ぼしています。

市内の生物相の状況



市内の重要な生物種の状況



資料：千葉県保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編(2009年改訂版)、動物編(2011改訂版)
千葉県保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－植物・菌類編(2017年改訂版)、動物編(2019改訂版)
環境省レッドリスト2020

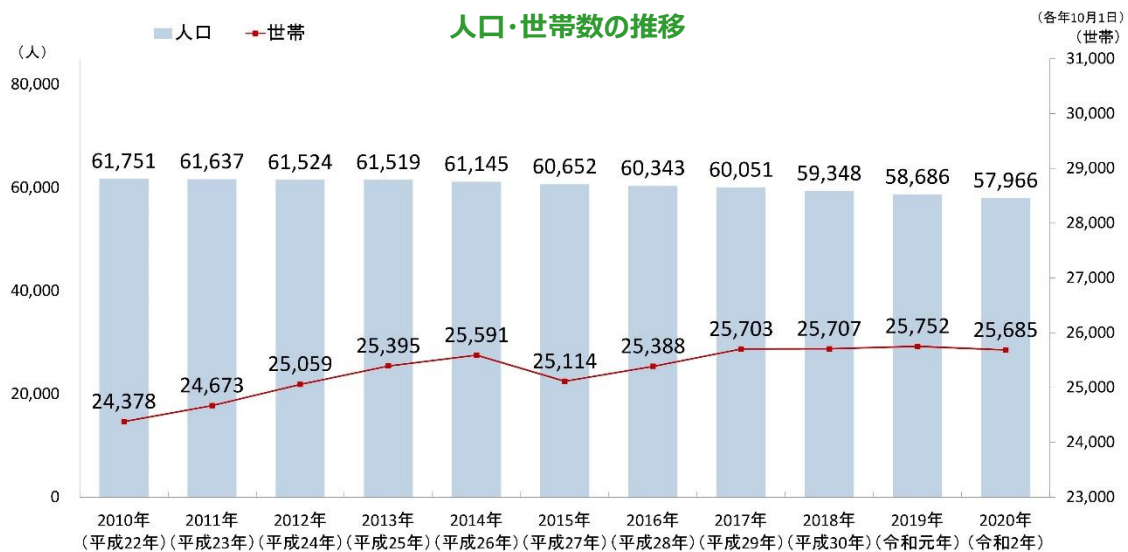
生物の状況に関して 資料集P91 参照

2 社会的状況

(1) 人口

本市の人口は、1975（昭和50）年頃から住宅地としての都市化の進行により増加し、2020（令和2）年10月1日現在では、57,966人、世帯数は25,685世帯、人口密度は650.4人/Km²となっています。ここ10年では、人口で3,785人の減少、世帯数で1,307世帯の増加となっています。

また、将来人口推計では、目標年次となる2040（令和22）年に49,000人程度まで人口が減少するとされており、高齢化率は今後も増加の傾向が続くと推計されています。



資料：令和2年版東金市統計書

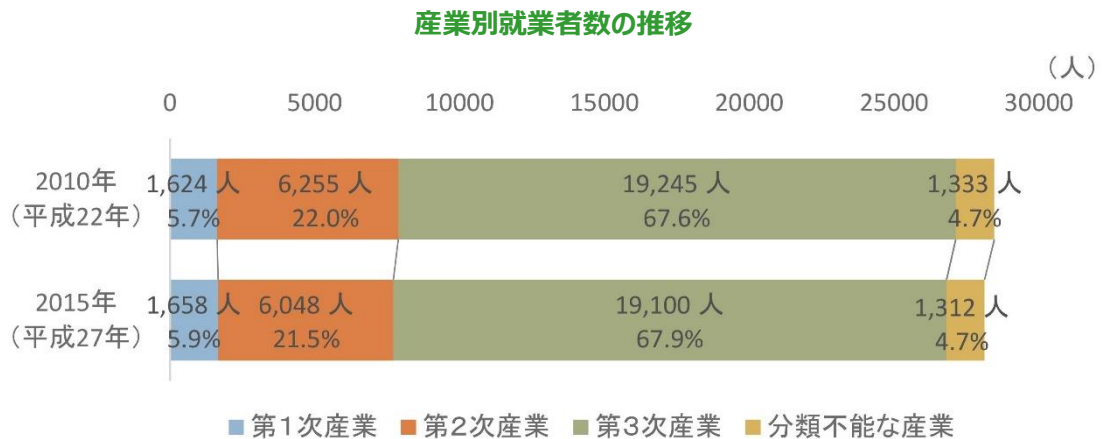


※高齢化率 = 65歳以上人口 / (総人口 - 15歳未満人口)

資料：国勢調査〈実測値〉
国立社会保障・人口問題研究所※〈推計値〉

(2) 産業

本市の産業別就業人口の割合は、2015（平成 27）年国勢調査の時点で、第 1 次産業が 5.9%、第 2 次産業が 21.5%、第 3 次産業が 67.9%、分類不能な産業が 4.7%となっています。前回調査の 2010（平成 22）年から就業構造に大きな変化はないものの、就業者数としては、第 1 次産業は概ね横ばい、第 2 次産業と第 3 次産業は減少傾向にあります。



資料：国勢調査

農業・農地に関して 資料集P92 参照



雨上がりの農地にかかる虹

第1章 東金市の緑の現状と課題

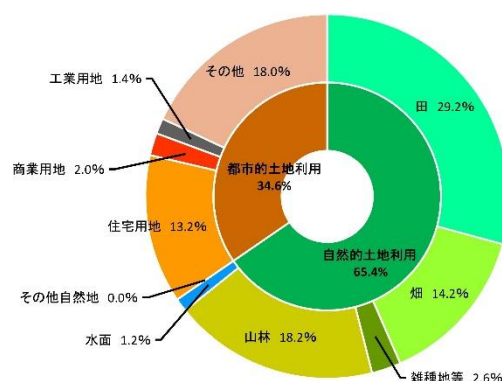
(3) 土地利用・市街地整備

本市の土地利用は、住宅、商業、工業等の都市的土地利用が3,077.2haで市域の34.6%を占めており、農地、山林、水面等の自然的土地利用は5,824.8haで市域の65.4%となっています。

また、市街地整備としては、土地区画整理事業※が6地区(265.6ha)で施行済み、10haを超える大規模宅地開発が4箇所(258.2ha)で完了し、計画的な市街地が形成されています。

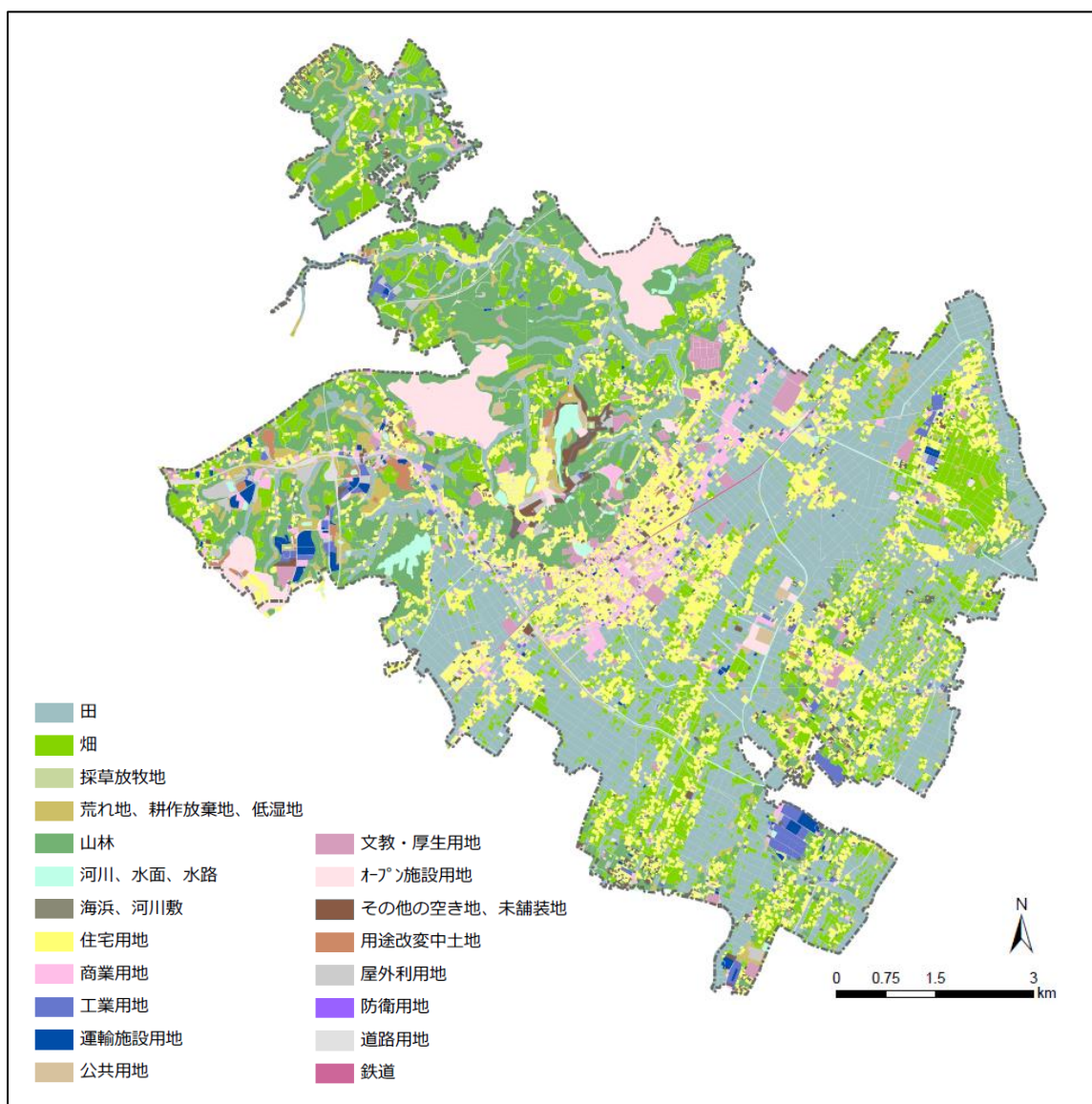
地目別土地利用に関して 資料集P92 参照

地目別土地利用状況



資料：千葉県都市計画基礎調査（平成28年度）

土地利用現況図



出典：千葉県都市計画基礎調査（平成28年度）

（４）緑の中に息づく歴史・文化資源やスポーツ施設

恵まれた自然の中で、九十九里地域の中核都市として発展してきた本市には、古代人の生活を伝える遺跡、さまざまな文化の波、一時代を築いた城跡など、緑の中に息づいている数多くの歴史や文化資源が点在しています。

文化財としては、国指定・登録のものが 8 件、県指定のものが 5 件、市指定のものが 54 件あります。なかでも、1920（大正 9）年に日本で最初の国指定天然記念物となった成東・東金食虫植物群落には、モウセンゴケやイシモチソウなど 8 種類の食虫植物のほか、様々な湿原植物が生育しています。また、樹齢 350 年以上で、徳川家康が植樹させたと伝えられる日吉神社表参道の杉並木のほか、市内の社寺には多くの貴重な緑が残っています。

一方、スポーツ施設（市営）については、指定管理者により管理・運営されている東金青年の森公園、東金アリーナ、東金市家徳スポーツ広場などで、令和元年度は約 24 万人の方々に利用されています。これらの施設を中心に家徳緑地やときがね湖展望広場などとともにスポーツやレクリエーション活動を支える場となっています。



成東・東金食虫植物群落（モウセンゴケ）



日吉神社表参道並木



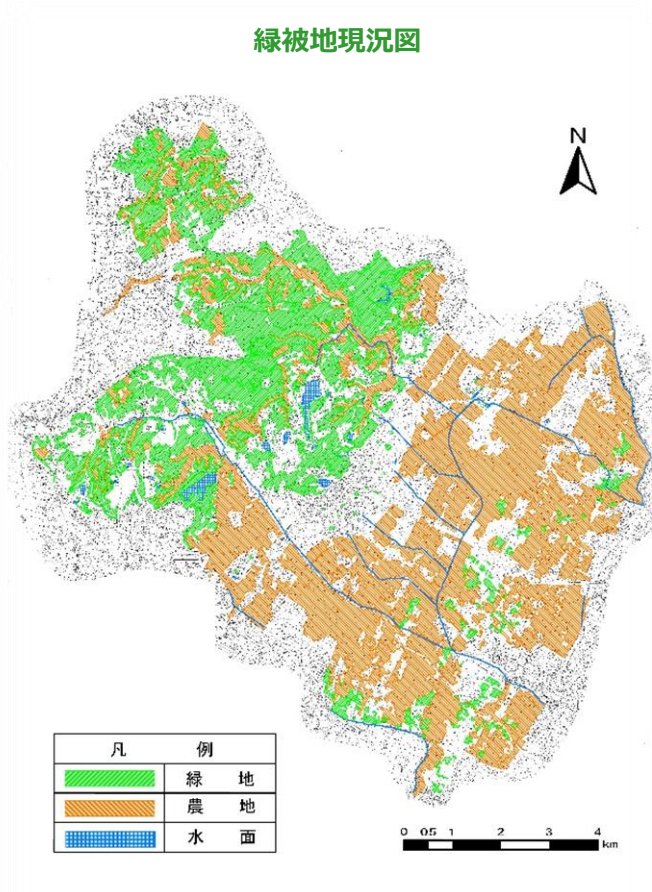
東金アリーナ

1-2 市の緑の現況

1 緑被の現況

市域全域において、用途地域※内では 10 m²以上、その他の地域では 100 m²以上のまとまりのある緑を対象とした緑被面積は 6,389ha で、緑被率は 71.7%となっています。

緑被地は、本市を上空から捉え、緑の量を抽出した緑の現況を定量的に示す指標の一つとなっています。



緑被地の現況

区 分	区域面積	緑被面積	緑被率
市域全域	8,912ha	6,389ha	71.7%
用途地域内	818ha	188ha	23.0%
その他の地域	8,094ha	6,201ha	76.6%

「緑被」とは、航空写真のデータを用いて樹木や芝生等で覆われた草地や農地などを抽出したものです。また、市域の面積のうち、緑の面積が占める比率を「緑被率」としました。

この計画では、平成 28 年度の都市計画基礎調査をベースに用途地域内では 10 m²以上、その他の地域では 100 m²以上の緑被を計上しました。



2 緑地の現況

市域全域において、都市公園や農用地などの緑地面積は5,225.41haで、市域面積における緑地率は58.6%となっています。これらの緑地のうち、農用地区域が57.9%、地域森林計画対象民有林が28.8%となっており、緑地のほとんどが地域制緑地で占められています。一方、施設緑地の都市公園は0.6%、公共公益施設緑地は1.4%と全体の緑地面積に対して割合は低くなっています。

緑地の面積と割合			令和3年4月1日現在	
緑地の分類	対象となる緑地		緑地面積 (ha)	割合 (%)
施設緑地	都市公園	街区公園、近隣公園、都市緑地等 (都市公園法)	32.53	0.6
	公共公益施設緑地	市役所、学校等の植栽・花壇や児童 遊園、スポーツ施設等	73.18	1.4
	民間施設緑地	境内地、ゴルフ場	312.89	6.0
	施設緑地計		418.60	8.0
地域制緑地	法によるもの	自然公園区域（自然公園法）	(167.00) 161.66	3.1
		農用地区域（農業振興地域の整備 に関する法律）	3,024.75	57.9
		河川区域（河川法）	63.00	1.2
		保安林区域（森林法）	(141.36) 0.00	0.0
		地域森林計画対象民有林（森林法）	(1,557.00) 1,507.31	28.8
	小 計		4,756.72	91.0
	協定によるもの	緑化協定（旧都市緑地保全法）	33.31	0.6
	条例等によるもの	保存緑地や地区の協定	(55.48) 16.78	0.4
地域制緑地計			4,806.81	92.0
合 計*			5,225.41	100.0
緑 地 率（市域面積：8,912ha）			58.6%	—

* 法等の重複指定している緑地 235.09ha を控除した数値（緑地面積欄の上段は重複控除前の正規な面積）

「緑地」とは、都市公園、公共公益施設緑地、法による地域、協定・条例などにより、緑の担保性の高い区域を指します。



緑地のイメージ

3 施設緑地

(1) 都市公園

都市公園に関して

資料集 P93 参照

①整備状況

本市には、周辺住民が徒歩で訪れることができ、休養やレクリエーションの場として利用することを目的とした住区基幹公園が 31 箇所、市内全体の全住民が運動の場として利用することを目的とした都市基幹公園が 1 箇所整備され、その他特殊公園や都市計画緑地等を含め、人口一人あたりの公園面積は 5.6 m²となっており、千葉県平均の 7.1 m²を下回っています。

また、都市計画決定はされているものの、未整備の公園・緑地が 5 箇所あります。

なお、公園・緑地は、市民の利用範囲を考慮し、また利用目的に応じて、都市公園法で種類毎に分類されており、このうち、都市計画決定されているものは都市計画施設となります。

整備済みの都市公園数と面積の状況

令和 3 年 4 月 1 日現在

種 類			種 別	市域全域		用途地域※内	
				箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市計画公園・緑地	都市計画公園	住区基幹公園	街区公園	27	7.68	27	7.68
			近隣公園	4	7.20	4	7.20
		都市基幹公園	運動公園	1	5.60	1	5.60
		特殊公園	風致公園	1	4.20	1	4.20
	都市計画緑地			2	5.70	0	0.00
	合 計			35	30.38	33	24.68
都市公園法の指定のみで開設している公園				20	2.15	7	0.39
総 計				55	32.53	40	25.07

* 令和 3 年 4 月 1 日現在の人口は、57,451 人



南公園（街区公園）



丸山公園（近隣公園）

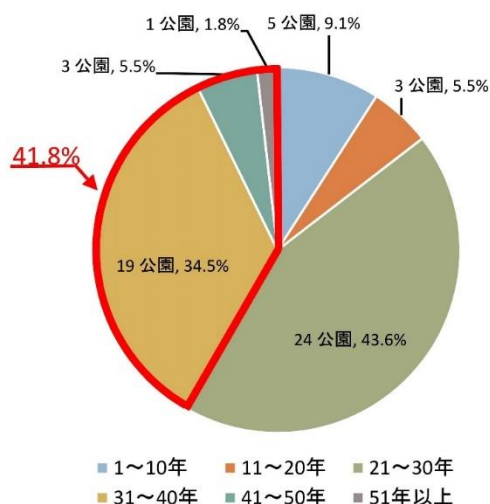
②整備（開設）時期

本市の都市公園等は、土地区画整理事業※や大規模宅地開発に合わせて設置されたものがほとんどで、市街地整備が進行していた昭和56年～平成12年の間に整備（開設）したものが全体の78.1%となっています。

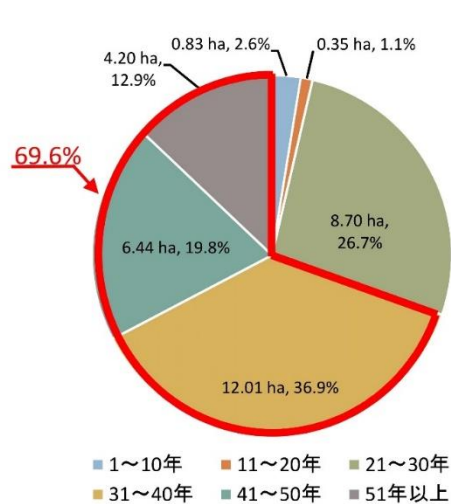
また、整備（開設）後、30年以上経過している都市公園等が40%を超えており、これらの都市公園等は面積にして22.65ha、全体面積に対して約70%を占めています。

このように都市公園等の整備（開設）時期からみて、今後も施設全体の老朽化の進行は顕著であり、全国各地で発生している重大な事故と同様な事故が発生しないよう、各施設の耐用年限等も見ながら、早急に抜本的な対策を講じていく必要があります。

整備年代別の整備箇所数の状況



整備年代別の整備面積の状況



資料：東金市都市公園台帳（令和2年度）

③管理状況

都市公園等の管理については、利用者の皆さんが安全快適に利用できるよう園内施設等の清掃、除草、芝刈り、樹木管理のほか、施設の破損や故障などの修繕、補修を行っています。特に、子どもたちの健全な発育と好奇心を促す遊具施設については、定期的な安全確認や点検により、リスクを適切に管理し、安全確保を第一に事故の未然防止に努めています。また、強風による倒木被害や公園内に死角を生み出さない工夫など防災・防犯の観点からも、適切な施設や樹木管理などが望まれています。

④避難場所等の指定状況

都市公園等は、地震や風水害等の災害が発生した場合に延焼防止空間や一時的に避難して様子を見る避難場所として、防災上重要な役割を担っています。「東金市地域防災計画（令和3年6月）」では、避難場所に学校等の公益施設とともに38箇所の都市公

第1章 東金市の緑の現状と課題

園等が指定されています。また、東岩崎緑地には、防災倉庫2個が設置されています。

(2) 公共公益施設緑地

①公園・緑地に準ずる機能を有する施設

市内には、都市公園以外の施設緑地として学校や就学前児童施設、児童遊園、スポーツ施設などがあります。



城西小学校

②公共公益施設における植栽地等

本市では、街並みへの彩りや季節感を与える景観への配慮などから市街地の主要な道路を中心に街路樹が整備され、市街地内の緑の回廊の一端を担っています。

また、市内の学校等の敷地内には、樹木や花壇、芝生のほか、施設状況に応じて様々な緑地が整備されています。その他にも市役所やふれあいセンターなどで敷地内の緑化が図られています。



街路樹のある街並み



東金市ふれあいセンター

(3) 民間施設緑地

市内の社寺には、市の指定を受けた天然記念物の樹木や境内地を取り囲むように覆っている樹林地により貴重な緑が保全されています。また、市北西部の丘陵地には、3箇所のゴルフ場が整備されています。



鎮守の杜



ゴルフ場

4 地域制緑地

(1) 法によるもの

地域性緑地に関して 資料集P95 参照

①自然公園区域

自然公園区域は、優れた自然の風景地を保護しつつ、野外レクリエーション、自然体験・学習などの場としても活用しながら、生物多様性の確保に寄与することを目的に指定される区域で、本市の八鶴湖や雄蛇ヶ池周辺の区域 167ha が、県立九十九里自然公園に指定されています。

②農業振興地域農用地区域

農業振興地域農用地区域は、農業振興地域整備計画の中で、農業上の利用を確保すべき集団性や農業を振興する上で必要な土地などを、将来にわたって農業のために利用していくべき区域として定めています。市内の 3,024.75ha の農地が、農業振興地域農用地区域に指定されています。

③河川区域

河川を管理するために必要な区域で、基本的には堤防と堤防に挟まれた間の区間をいいます。市内の二級河川と準用河川の区域 63ha が、河川区域となっています。

④保安林区域

保安林区域は、水源の涵養、土砂の崩壊その他災害の防備、生活環境の保全・形成等を目的に指定される区域で、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、市内の 141.36ha に保安林区域が指定されています。

⑤地域森林計画対象民有林

地域森林計画は、民有林について森林計画区別に、森林関連施策の方向性や地域特性に応じた森林整備・保全の目標等を明らかにする計画で、千葉県では県内を2つの森林計画区に分けて地域森林計画を定めています。本市は千葉北部森林計画区に属し、1,557ha の森林が地域森林計画対象民有林に指定されています。

(2) 協定・条例等によるもの

本市には、協定に基づく緑地として、旧都市緑地保全法に基づく緑化協定が4地区で締結され、住宅環境の保全につながっています。

条例等に基づく緑地としては、千葉県の条例により郷土環境保全地域(日吉神社の森)や市の条例による保存緑地の指定により、良好な自然環境の形成や美観風致の維持を図

っています。また、千葉東テクノグリーンパークでは、立地企業と敷地内の緑化に関して協定を結び、良好な産業地の保全形成が図られています。

5 緑に関わる活動

(1) 市民協働の取り組み

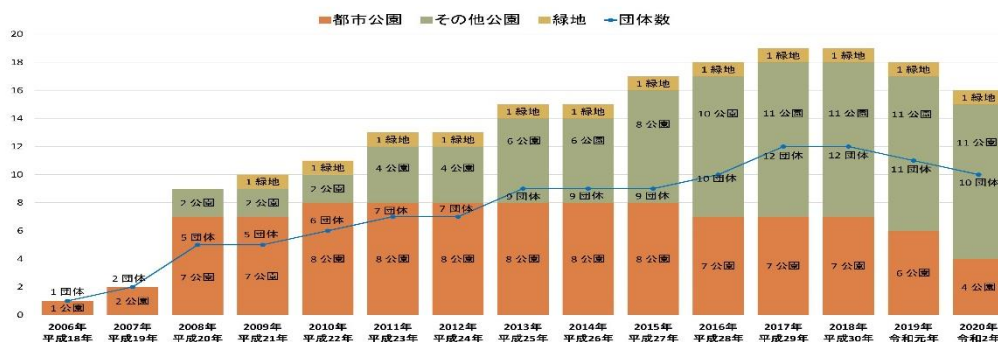
緑に関わる市民と行政の協働の取り組みとしては、「公園等の維持管理事業」があります。令和2年3月末現在、10地区（16箇所）で清掃や草刈りなどの維持管理活動を行っていますが、近年は地区住民の高齢化等の影響で事業継続が困難な地区が出始めています。

そのほか、丘山地区では、花いっぱい運動が継続して行われているほか、これまでに「みんなで作る八鶴湖動植物図鑑」の作成や「駅前広場環境美化運動」など環境団体による活動も行われてきました。



協働による公園管理の取り組み（グランヴェール東金地区）

公園等の協働事業実施団体数の変遷



(2) 環境保全・環境教育等の取り組み

環境保全への取り組みとしては、景勝地での草刈り、桜の植栽、自然観察、ビオトープ※づくり、地球温暖化への意識啓発など、緑豊かな自然を次の世代につないでいくために幅広い視点からの活動が行われています。

また、子どもたちへの環境教育としては、学校での緑のカーテンの設置、小中学生を対象に農業体験等や自然体験プログラムを通して青少年育成を行う探検隊事業など、様々な取り組みが行われています。

そのほか、公園では企業によるボランティア活動や、農地を生かし市民が農業とふれあえる場として、市民農園や田んぼの学校を毎年開設しています。



市民団体による環境活動の様子



緑のカーテン（城西小学校）

1-3 緑を取り巻く環境の変化

近年の緑を取り巻く環境変化は、様々な場面で市民の暮らしにも影響を及ぼしており、これらを身近な問題として捉え、様々な視点からの対策が求められます。

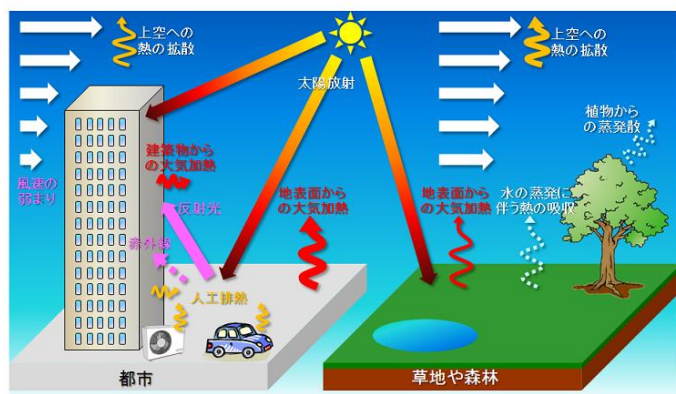
このため、計画策定にあたっては、緑の持つ多様な機能を効果的に発揮させられるよう、「今、緑に求められていること」について整理し、諸問題への対応を図っていきます。

○都市環境の保全に向けた視点

地球温暖化の改善やヒートアイランド現象の緩和にもつながる
脱炭素社会実現への対応が求められています。

- ・地球温暖化の解決に向けて、国では、2016（平成 28）年 COP21 で採択されたパリ協定を背景に地球温暖化計画を策定しており、グリーン社会の実現を目指して、2021（令和 3）年 5 月に改正した「地球温暖化対策推進法」に、2050（令和 32）年までにカーボンニュートラル（＝脱炭素）を実現するという基本理念を明記しました。
- ・人工排熱や地表面の人工被覆化など人の活動が原因といわれているヒートアイランド現象※が都市部では顕在化しており、全国的に、この現象の特徴である真夏日・猛暑日や熱帯夜が増加傾向にあり、ここ 50 年程で東京都心をはじめ隣接する千葉市や茂原市などでも平均気温が 2～3℃上昇しています。

都市におけるヒートアイランド現象のイメージ



出典：気象庁ホームページ

- ・これら諸問題の解決に向け、気候変動への対応としては、二酸化炭素の吸収や気温低減効果が期待されるまとまった緑を保全・創出するなど、緑の効果を十分に発揮できる施策を通して脱炭素社会への対応が求められています。

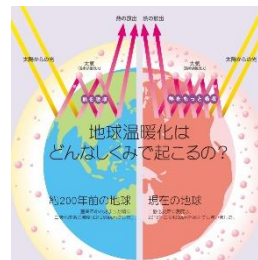


現在、地球の平均気温は14℃前後ですが、もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスがなければ、マイナス19℃くらいになります。太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し、大気を暖めているからです。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に放出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。

地表の樹木や草地などの植物は、光合成作用を通して空気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を供給するとともに、蒸散作用によって空気中の熱を奪い、低温化するという働きもあります。例えば、高い樹木1本で夏季に家庭のお風呂1杯分に当たる1日当たり200～400リットルの蒸散量があり、4㎡の芝生はエアコン1台の12時間運転に当たる冷却効果があると言われています。

緑の大切な機能を十分発揮できるよう、身近な緑を見回してみてください。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

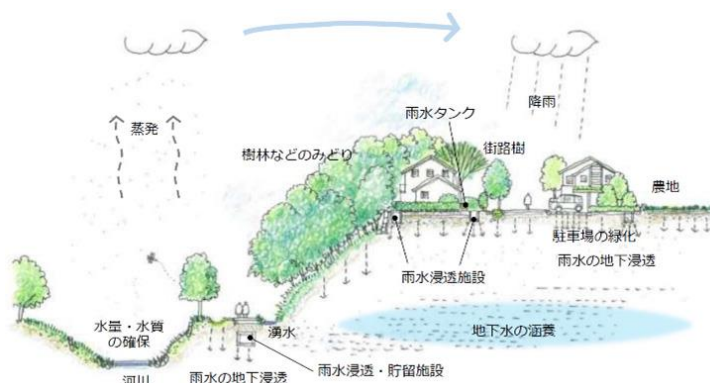
○都市防災に向けた視点

自然災害の頻発、激甚化に対して、
緑を活用した安心・安全な都市づくりが求められています。

- ・首都直下地震等の大規模地震の切迫性や気候変動に伴う水害リスクの増大が指摘されているなか、都市における緑は、防災性の向上に資する機能も有しており、都市の防災性の向上を一層推進するためには、防災公園※の配置をはじめとした都市公園への防災機能の拡充のみならず、道路・河川・学校等の公共公益施設緑地や樹林地・農地等の民有緑地を含めた防災系統緑地（災害の防止や災害時における避難路・避難地としての機能を有する緑地）全体の量的・質的な充実を図ることが重要と考えられています。

- ・また、近年の自然災害の頻発、激甚化は、市民の防災意識を高め、避難場所や災害復旧活動の場としての公園等の役割を見直す契機にもなっており、緑を活用した安全・安心な都市づくりを進めていくことが求められます。

緑を活用した都市型水害対策のイメージ



出典：国土技術政策総合研究所ホームページ

○生物多様性の保全に向けた視点

生物多様性の保全に向け、
地域レベルの計画づくりや取り組みの推進が求められています。

- ・ 私たちの生活を支えている生物多様性が地球規模で低下しつつある現状を踏まえ、生物多様性の保全に向けては、2008（平成 20）年 6 月に「生物多様性基本法」が制定されました。千葉県では同時期の 2008（平成 20）年 3 月に「生物多様性ちば県戦略」を策定し、生物多様性に関する認識を社会に浸透させ、社会システムも変えながら、50 年後の目標達成を目指してスタートをきっています。
- ・ また、都市における生物多様性の確保には、地方公共団体の緑地担当部局での取り組みも重要との認識から、2018（平成 30）年に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が国より示され、近年の緑の基本計画には、生物多様性の確保の観点からの位置付けも増えてきました。
- ・ このように、地域レベルにおいても、生物多様性の保全に向けた取り組みは進みつつあり、生物多様性の保全に貢献できる施策を位置付け、取り組みを加速させることが求められています。

○緑の多様な機能の発揮に向けた視点

水と緑のネットワークやグリーンインフラへの取り組みにより、
自然と共生する社会の実現が求められています。

- ・ 限られた緑地や緑化可能スペースを活用し、緑の持つ様々な機能を効果的に発揮させていくためには、道路、河川、公園などを緑でつなぎ、連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤に面的な広がりが図れるよう、水と緑のネットワーク形成を進めることが重要となります。
- ・ また、グリーンインフラによる持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めることで、自然環境が有する多様な機能を活用した幅広い分野への貢献が期待されています。
- ・ このように緑の果たす役割は広範で、その利用価値も再注目されており、緑の保全や創出を通して自然と共生する社会の実現が求められています。

水と緑のネットワークのイメージ



○緑に関連する諸制度への対応に向けた視点

都市緑地法等の改正により、新たな枠組や制度の充実が図られており、施策の実現性等を評価し、選定していくことが求められています。

- ・都市緑地法等の一部改正が2017（平成29）年にされ、官民連携によって都市における緑地の保全・活用や緑化の推進、更には、公募設置管理制度（Park-PFI）※等の公園への民間活力の導入による都市公園等の整備や維持管理を一層推進するための規制緩和や取り組み支援等の制度の充実が図られました。
- ・また、食の安全、都市住民のライフスタイルの変化、災害を契機とした防災意識の向上などの状況変化を背景に2015（平成27）年には「都市農業振興基本法」が制定され、その後の関連法整備と合わせ、都市農業や農地の有する多様な機能の発揮に向けた制度見直しにより、都市農地の位置付けも都市（＝市街地）に「あるべきもの」へと大きく転換されてきました。
- ・このように、緑に関連する諸制度は近年大きく見直されており、緑の施策の選択にあたっては、その実現性や実効性を都市経営の観点も踏まえた上で、選定していくことが求められます。

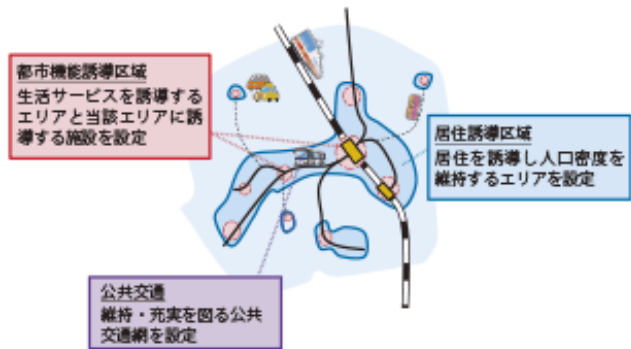
○今後の都市づくりに向けた視点

持続可能なまちづくりの実現につながる、緑の保全・創出が求められています。

- ・本市の特徴の一つである丘陵地から田園地域に広がる豊かな緑は、広域的な景観を形成する本市固有の貴重な資源となっています。しかし、丘陵地などでは、再生可能エネルギー※発電事業のための太陽光発電設備の設置により、緑が虫食い状に浸食されつつあり、緑の保全の観点からも様々な影響が懸念されます。
- ・また、近年の人口減少や少子高齢化による人口構造の変化など急激な社会情勢の変化は、今後の都市づくりの方向性を大きく左右しており、十分な管理がされていない森林での倒木、耕作放棄地や空き地の増加による害獣・害虫被害、公園等施設の老朽化の進展など、住民の身近に存在する緑の荒廃が日常生活の様々な場面へ影響を及ぼしています。
- ・これら様々な緑の課題を今後の都市づくりにおける共通認識とし、厳しい財政制約の下においても効果的な対策を講じていくが求められています。また、これらへの取り組みを検討する際は、民間の技術革新や実用化の進展動向も見ながら情報通信技術（ICT※）等の次世代技術の導入促進も望まれます。

- ・一方、国が推奨している将来にわたって住み続けられる持続可能なまちづくり（コンパクトなまちづくり）に向けては、都市全体の構造の見直しなど長期的な観点からの取り組みが重要であり、国際社会共通の持続可能な開発目標SDGsの理念「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現につながるよう、緑の視点からも都市づくりを進めていくことが求められます。

コンパクトシティのイメージ



出典：国土交通省ホームページ

○より良い市民生活に向けた視点

豊かな緑を継承していくために、行政だけにとどまらず
市民や事業者の参加・協力が求められています。

- ・多くの人々の努力によって保全・創出されてきた緑を、健全な状態で将来に引き継いでいくためには、森林・農地、公園や街路樹、屋敷林等の身近な緑の適切な維持管理による質の維持・向上を図ることが重視されています。
- ・近年の高齢化社会の到来によるライフスタイルの多様化は、公園利用にも少なからず影響を及ぼしており、アクティブシニアと呼ばれる趣味など様々なことに意欲的に取り組んでいる高齢者層の利用も活発で、これらの方々の公園等の更なる利用増進や緑に関わる活動への参画なども期待されます。
- ・また、昨今の新型コロナウイルス感染症※の拡大に伴う生活様式の変化は、これまでの価値観を一変させ、疎の空間を求める様々なニーズが公園の利用や屋外での活動を見直す契機となりました。
- ・これら公園等の緑のストックをよりよい状態で維持管理し、活用していくためには、行政による取り組みだけではなく市民や事業者などの参加・協力が不可欠となります。そのためにも、子どもの頃から緑の大切さについて学び、愛着心を醸成することや、市民によって主体的な取り組みが進められるような機運の向上を図ることが求められます。



コラム 生物多様性 – 生きものの豊かさ (Variety of all forms of life) –

地球上の生きものは、生命が誕生して以来、様々な環境に適応して進化してきました。現在、地球には3,000万種ともいわれる多様な生きものがいます。ゾウのように大きなものから細菌のように小さなものまで、様々な生きものがおり、同じ種の生きものでも細かな違いがあります。これらの生きものは長い年月をかけてお互いにつながりあい、支えあって生きています。

生物多様性とは、生きものの豊かさのことであり、生物多様性基本法では、「生物の多様性を、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」と定義しています。

また、生物多様性条約では、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルで多様性があるとしています。

◆ 3つのレベルでの生物多様性 ◆

生態系の多様性

生態系の多様性とは、森林、河川、里山、草地、湿地、干潟などの多様な自然が存在することを言います。多様な生態系は、様々な生きものの生息・生育により成り立っています。



河川や谷戸などの生態系の種類

種の多様性

種の多様性とは、様々な生きものが生息・生育している状況のことを言います。例えば、一つの地域を見ても土壌には分解者である微生物が、地上には消費者である動物や生産者である植物が生息・生育しており、食物連鎖などを通じて互いに関わりあって生態系を形成しています。生態系は其中で生息・生育する生きものの相互作用の微妙なバランスで保たれており、バランスの均衡を崩してしまうと重大な生態系の変化をもたらす可能性があります。



バッタや桜などの生きものの種類

遺伝子の多様性

遺伝子の多様性とは、生息・生育地域や個体間によって、同じ種でも色や形、性質などに様々な違いがあることを言います。例えば、ハマグリ貝の模様が一つ一つ違うことやゲンジボタルの発光周期が東日本と西日本で違うことなどが挙げられます。遺伝子の多様性が高いことは、環境が変化した場合にも、その変化に適応して生存するための遺伝子を種内に持っている確率が高く、種として生き残る可能性が高いことを意味します。



ハマグリなどは同じ種内でも模様が違う

1-4 市民の緑に関する意識

1 上位計画策定時の緑に関する意見

緑の基本計画の上位計画にあたる「第4次総合計画※」と「第2次都市計画マスタープラン※」の策定にあたり、若者や学生、商工・農業関係者等様々な市民の方々からの意見について、緑の観点から抽出し、計画策定の参考としました。

市民意見に関して

資料集P96 参照

第23回 市民アンケート

実施概要

期 間：令和元年7月～8月

対 象：18歳以上の市民

配布数：1,500（無作為抽出）

回収数：592 回収率：39.5%

東金市の誇れるものや魅力としては「豊かな自然」をあげる方が約45%と多く、「自然の豊かさ」を居住地の条件に求める方がいることが分かりました。

公園・緑に対する考え方としては、「防災施設の備え」「水辺空間の保全・活用」「身近な公園整備」が上位となっています。

また、「子どもが遊べる場所がない」「公園でのイベントや施設の充実」「緑を生かした街づくり」などを希望する声がありました。

地区別懇談会等 市民との意見交換

開催概要

開 催 数：平成30年度 13回

令和元年度 18回

参加人数：平成30年度 414人

令和元年度 396人

東金市の強みや魅力は「緑の豊かさ・自然豊か」をあげる意見が、世代や職業、地域性に関わらず多いことが分かりました。一方で、耕作放棄地や荒廃する山林への対策や活用を求める声も多くありました。

公園については、健康づくり、集いの場等利用者ニーズに沿った整備や地域バランスに配慮した整備に関しての意見があり、特に若い世代では遊ぶ環境とWifi環境の充実を求める声が多くありました。

八鶴湖等の名所、桜、ぶどう郷、歴史・文化的資源等のストックをうまく生かして、魅力の向上を図ることが可能ではないか。

地球温暖化対策や外来種などの害獣駆除等社会情勢を反映した意見もありました。

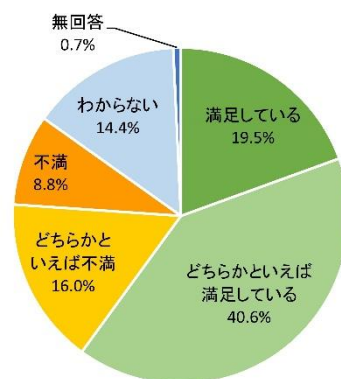
2 市民アンケート

2021（令和3）年に実施した第25回市民アンケート調査において、公園と緑に関する設問により、市民の皆さんの意識調査を行いました。その結果の概要について以下に示します。

市民アンケートに関して 資料集P100 参照

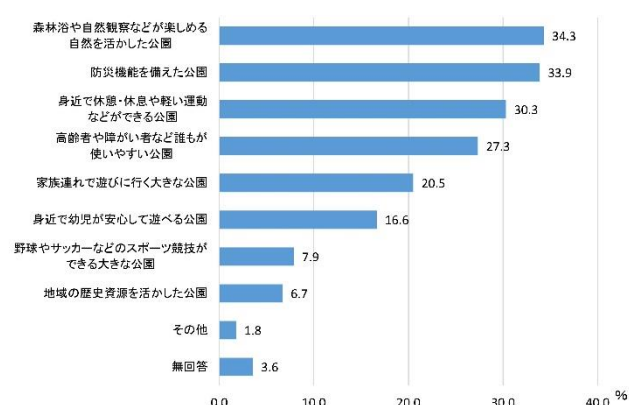
○身近な緑の現状について

「どちらかといえば満足している」が40.6%で最も多く、次いで「満足している」が19.5%となっており、この2つを合わせると60.1%を占めており、一定の“満足感”は得られているものと評価できます。



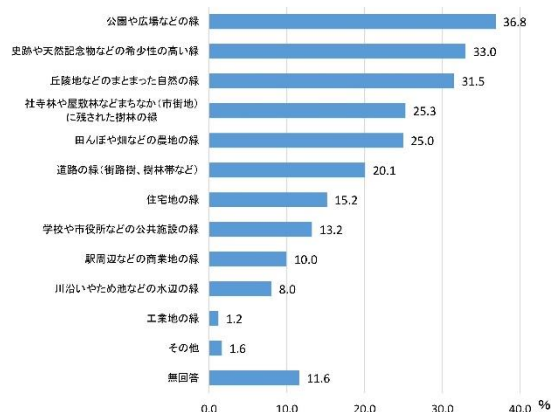
○あればいいと思う公園について

市内にどんな公園が欲しいか？という質問に対しては、「森林浴や自然観察などが楽しめる自然を活かした公園」、「防災機能を備えた公園」、「身近で休憩・休息や軽い運動などができる公園」を望む声が多くなっています。



○守りたい・増やしたい緑について

緑の都市づくりに欠かすことのできない、守り・創る緑に関しては、「公園や広場などの緑」、「史跡や天然記念物などの希少性の高い緑」、「丘陵地などのまとまった自然の緑」の順で高い評価となっています。



1-5 緑に関する課題

緑の現況や市民の意識、緑を取り巻く環境変化の現状から、本市の緑の特徴を抽出した上で、課題を整理するとともに、計画策定における視点の明確化を図ります。

1 総合的な課題の整理

— 緑の保全に関する課題 —

■ 東金市の緑の特徴

- 市北西部の丘陵地には森林が、南東部の平野には田園の緑が広がり、その中に河川やため池など趣の異なる緑があり、生物多様性を育む基盤となっている
- 市内の緑の総量としては、様々な地域制緑地制度により多くの緑が守られているが、森林や農地が減少している
- 供用後長期間を経過した公園では、施設の老朽化が進んでいる
- 公園・緑地が、レクリエーションや防災など市民生活における多様な役割を担っており、なかでも防災面については更なる充実が求められている
- 八鶴湖や雄蛇ヶ池などが市を代表する名所となっており、周辺の歴史と文化が緑の景観・自然環境とともに根付いている

守る

■ だから取り組むこと

- ✓ 丘陵地から平野につながる緑は、本市固有の貴重な資源として保全が必要
- ✓ 地域固有の生態系保護のため、オオキンケイギク、カミツキガメ、アライグマなどの外来生物（外来種）※の駆除や侵入根絶への適正な対策が必要
- ✓ 適切な地域制緑地の指定の継続とともに、災害防止、環境保全、水質浄化など多面的な機能を有する森林や農地の保全が必要
- ✓ 市民のニーズに応え、使用されない公園とならないよう、施設の内容見直しと老朽化対策による魅力付けや安全性の向上が必要
- ✓ 公園・緑地の防災機能の強化が必要
- ✓ 市の名所を緑のシンボルとし、歴史・文化と一体となった緑の景観や環境を次代に継承していくことが望まれる

— 緑の創出・活用に関する課題 —

■ 東金市の緑の特徴

- 市街地（用途地域※内）では、土地区画整理事業※等に合わせた計画的な公園整備により、量的には概ね充足している
- 市街地内の緑として農地が防災や生物の生息・生育など様々な面で機能している
- 自然を生かす、水辺空間を活用する等地域特性を生かした身近な緑の空間づくりが望まれている
- 公共公益施設空間の緑地が市内の景観に潤いを与え、施設緑地の中心になっている
- 日吉台地区、季美の森地区などの住宅団地や千葉東テクノグリーンパークなど新たな市街地（大規模開発地）でも緑に囲まれた良好な街なみが形成されている

つくる
生かす

■ だから取り組むこと

- ✓ 今後の市街地整備の進展や住宅供給に合わせ、市民に親しまれる施設内容による公園等の整備検討が必要
- ✓ 公園・緑地への多様なニーズに対応し、魅力的な公園・緑地としていくためには、必要に応じて民間等のノウハウの活用検討が必要
- ✓ 都市基盤が未整備な市街地では、農地の有効活用の視点が必要
- ✓ 森林体験、農業体験など身近な緑の活用の幅を広げる工夫が望まれる
- ✓ 公共公益施設の敷地内での積極的な緑化が必要
- ✓ 新たな市街地整備では、住宅地や企業など民有敷地内の緑化の促進が必要

— 緑の連結に関する課題 —

■ 東金市の緑の特徴

- 森林、里山、田園、草地など多様な自然生態系が存在し、それらが主に河川の流れてつながりを持っている
- 台方～東金～田間につながる市街地に隣接する丘陵地の樹林は、本市を印象付ける特徴的な緑となっている
- 平野部は九十九里浜に向かい農地と集落・境内地の鎮守の杜を含んだ樹林が交互に連なる土地利用を呈しており、地域固有の景観となっている
- スダジイ、アラカシ、クヌギなどの広葉樹林の森が残っており、生物系ネットワークを育むための緑がつながりを持っている
- 市の花である“ソメイヨシノ”が八鶴湖をはじめ市内の各所に植えられており、交流人口の増加に寄与しているが、一方で老木・腐朽木も見受けられる
- 山王台、ときがね湖出会いの広場など里山、田園、市街地の3つの緑の視覚的なつながりを認識できる眺望ポイントがいくつもある

結 ぶ

■ だから取り組むこと

- ✓ 豊かな自然環境や緑の連続性に配慮した河川や道路の整備が必要
- ✓ 市街地に隣接する緑や平野部の屋敷林、社寺林等は防災や景観の面からも、連続性に配慮していくことが必要
- ✓ 貴重な樹林地の保全とともに、公園・緑地、街路樹等の緑に連続性を持たせ、生物の生息・生育空間のつながりを確保し、市内の生態系ネットワークの形成に配慮が必要
- ✓ 新たな開発により緑が失われる地区においては、緑のつながりを意識した緑化促進に向けた適切な誘導が必要
- ✓ 老木化した桜の木の樹勢の回復や保持・増進を図るとともに、魅力ある眺望ポイントの保全や空間づくりを拠点となる緑の空間と合わせて検討していくことが必要

— 緑の普及啓発に関する課題 —

■ 東金市の緑の特徴

- 公園、観光、歴史・文化など緑に関連した様々な情報は発信されているが、連携した取り組みが希薄
- 身近な公園や道路等が緑化や清掃・美化活動等の市民協働の場となっている
- 公園の協働事業では、実施地区の住民の高齢化が進んでいる
- 市民アンケートで「公園の草刈りやごみ拾いなどの管理」は協力できるという声もあり、緑に係わる活動に対する潜在的な人材はいる
- 森林、ため池、農地等が自然体験や農業体験等緑にふれあえる環境保全・環境教育の場となっている

育む

■ だから取り組むこと

- ✓ 市民・事業者の協力による緑の取り組みが進むよう、情報化社会の進展にも対応した情報発信の工夫をするなど、緑に関しての普及啓発に注力していくことが必要
- ✓ 緑化活動や環境保全活動が継続的な取り組みとなるよう、これらの活動にかかわる個人・団体の育成・支援が必要
- ✓ 緑を活用したイベントの開催や市民が緑にふれあえる機会の創出など市民参加の環境づくりが必要
- ✓ 子どもの頃からの教育を通して緑を守り育む意識や緑に対する愛着心を醸成する機会を増やしていくことが必要

2 計画策定における視点

この視点は、現状の課題を踏まえ、緑の施策を体系的に整理していく上で、本市が目指す都市づくりの観点から「緑の基本計画」に求める事項（取り組みの方向性の基礎となる考え方）を明確化したものです。

計画策定にあたっては、この視点を忘れずに検討を進めるとともに、施策の推進段階においても取り組みに関わる全ての人々にとって必要な視点となります。

①（緑を守る骨格づくり）

市民の憩いの場、生物の多様性の確保、地球環境や景観への配慮など市民に潤いと安らぎを与える多面的機能を発揮する緑を守りつつ、中核をなす拠点や核となる緑の空間を機能や役割に応じて適正に配置し、緑の骨格形成を図ります。

②（緑による彩りづくり）

八鶴湖や雄蛇ヶ池、日吉神社、東金ぶどう郷など歴史・文化の薫る都市のイメージや市街地内の都市景観・潤いのある住環境を緑で演出するため、都市緑化の推進を図ります。

③（水と緑のネットワークづくり）

丘陵地から田園地域に広がる豊かな自然環境の保全・活用と市街地内の緑の創出や河川・水辺空間の整備により、水と緑のネットワークの形成を図ります。

④（身近な緑の空間づくり）

市民ニーズに対応した公園計画づくりや、公園施設の長寿命化に向けた適正な維持・管理を進めるとともに、市街地内の農地や市街地周辺の雑木林等を貴重な緑として捉え、身近な緑の空間形成を図ります。

⑤（緑の市民力づくり）

緑豊かな都市づくりに向けた普及啓発や意識の醸成をし、子どもたちへの教育等に注力するとともに、市民や事業者とも連携しながら、緑の取り組みを進める市民力の向上を図ります。



第2章 緑の都市づくりの目標

2－1 基本理念

2－2 目指す緑の姿

2－3 基本方針

2－4 計画の目標指標

2-1 基本理念

本市は、第4次総合計画※で「豊かな自然と伝統を守り 未来へ続く My City 東金」を将来像に掲げ、また、将来の都市づくりの方向性を定める第2次都市計画マスタープラン※では、「つなぐ・・・」をキーワードに都市づくりのあらゆる場面、局面でつながりを意識し、活力と持続力を引き出しながら「住みたい 住み続けたい都市の実現」を目指しています。

都市づくりにおける緑は、良好な都市環境や潤いのある市民生活を支える資産であり、本市が目指す将来像を実現するためにも必要不可欠な要素です。

本市が誇る丘陵地から九十九里平野に広がる豊かな自然は、古くから人びとの営みとともに守られてきており、空気の清々^{すがすが}しさや水のきれいさ、多様な生物の生息、豊かな実りなど様々な恵みをもたらしながら、本市の発展を支えてくれています。

私たち（市民・事業者・行政）は、これら雄大な自然や地域資源を次代へ継承する財産として「守り」、市民生活に安らぎを与える花や緑による身近な空間や子どもから高齢者まで全ての人にやさしく、愉^{たの}しめる空間を「創り」、それらを緑のネットワークにより「結び」、緑のまちづくりをみんなの力で「育む」ことが大切です。

これらを踏まえ、これまでの人と自然のかかわり方から学び、新しい時代の人と自然のあり方を模索しながら、豊かな緑とそれをささえる緑の文化を未来につないでいくために、以下の理念を掲げます。

基 本 理 念

自然の恵み みんなで育み 緑とともに未来へ

— 緑でつなぎ “安らぎ” “やさしさ” “愉^{たの}しさ” を実感 —

“安らぎ”の実感

○快適な市民生活が確保され、健やかな暮らしを緑でつなぐ

快適な生活が送れるよう、東金の雄大な緑の眺望、風の爽やかさ、木々のざわめきや鳥のさえずりなど気持ちがいやわらぐ心地いい空間を守り、緑の効用を最大限に生かし、“安らぎ”につなげます。

“やさしさ”の実感

○自然環境と都市環境の調和を大切にし、全てにやさしい空間を緑でつなぐ

自然と都市とが調和した環境づくりに向け、避難場所などに緑による防災空間の確保、誰もが利用しやすい公園施設、大きく育った街路樹、生態系への配慮など何気ない身近な生活空間に、必要な緑をみんなで育て、“やさしさ”につなげます。

たの
“愉しさ”の実感

○緑豊かな東金のポテンシャルを生かし、支える人々の環を緑でつなぐ

本市の財産でもある緑豊かな環境を生かし、子どもたちの笑い声が絶えない公園、スポーツ観戦の声援、探求心をそそられる森林体験など行ってみたい・遊んでみたい空間を、みんなで創りあげていく緑により、“^{たの}愉しさ”につなげます。



2-2 目指す緑の姿

緑に関する基本理念を尊重し、緑による都市づくりを進めるために、市民・事業者・行政が共通のイメージを共有できるよう、将来の目指すべき緑の姿を示します。

1 緑から見た東金の将来の姿

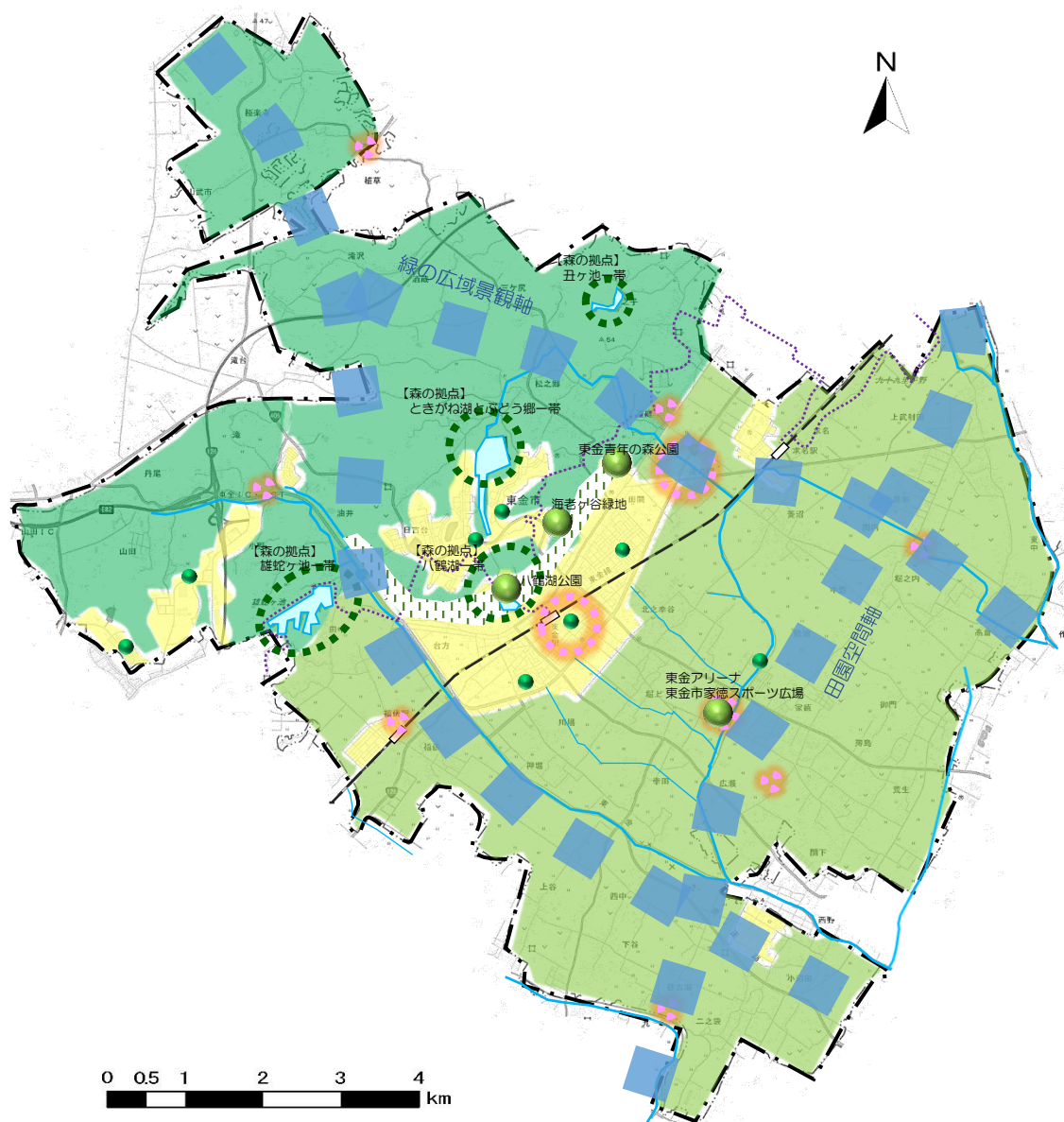
- ◆ 東金の魅力・誇りである『豊かな自然』を構成している森林、田畑、川やため池などの骨格を形成する緑が守られている。
- ◆ 市街地や産業地の整備などで失われた一部の緑は、公園や街路樹の整備などで回復され、また、身近な緑が再生され『安らぎのある都市』となっている。
- ◆ 環境の緑、防災の緑、生き物の緑など多様な緑が広がり、『自然と共生する社会』への意識が根付いている。
- ◆ 歴史・文化など地域特有の自然資源を生かした取り組みによる広域連携により、交流人口が増え、『にぎわう都市』となっている。
- ◆ 市民、事業者、行政の連携・協力でつくる『持続可能な都市づくり』に向け、緑をツールとした活動が継続し、次の世代に継承されている。

2 緑の将来イメージ

緑から見た東金の姿として、市内の緑を次のように位置付けます。

森のふるさと共生ゾーン		丘陵地の森林と里山一帯を位置付けます。
農のふるさと活力ゾーン		平野部に広がる農地と田園一帯を置付けます。
緑の街なみゾーン		JR3 駅周辺や丘陵地等の市街地を位置付けます。
水と緑の軸		市街地を取り囲むように丘陵地と九十九里平野を結ぶ緑の軸と川と田園地帯を結ぶ緑の軸の2つを「水と緑の軸」と位置付けます。
緑の帯		南北2本の緑の軸を結び、市街地に隣接する森林を「緑の帯」と位置付けます。
森の拠点		市を代表する八鶴湖、雄蛇ヶ池、ときがね湖とぶどう郷、丑ヶ池のそれぞれ一帯のまとまった緑を「森の拠点」と位置付けます。
緑の拠点		まとまった緑のオープンスペースを形成している八鶴湖公園、海老ヶ谷緑地、東金青年の森公園、東金アリーナと東金市家徳スポーツ広場の4箇所を「緑の拠点」と位置付けます。
緑の地域核		市内に点在し、地域を代表する都市公園を「緑の地域核」と位置付けます。
緑の都市交流拠点		商業・業務、交流、地域コミュニティ等の都市機能が集積し、充実させるエリアを「緑の都市交流拠点」と位置付けます。

緑の将来基本図



- | | | |
|-------------|----------|---------|
| 森のふるさと共生ゾーン | 森の拠点 | 河 川 |
| 農のふるさと活力ゾーン | 緑の拠点 | 首都圏自然歩道 |
| 緑の街なみゾーン | 緑の地域核 | JR 線 |
| 水と緑の軸 | 緑の都市交流拠点 | |
| 緑の帯 | | |

第2章 緑の都市づくりの目標

市内の緑の位置付けを踏まえ、配置や役割、確保すべき緑等に関する基本的な考え方を示します。

■ ゾーン

【森のふるさと共生ゾーン】

丘陵地の森林と里山一帯は、自然環境を保護し、森林、谷津田、湧水など緑の保全と首都圏中央連絡自動車道 IC 周辺での都市的土地利用とが共生するゾーンとします。

この丘陵地の緑は、本市の広域的景観を形作る要素の一つであり、自然環境の保全と多様な生物の生存を可能とする環境を提供してくれています。特に、このゾーンには、本市の緑のシンボルとなる湖、ダム湖、ため池があり、周囲を取り囲む樹林や草地等に来る鳥や虫たちの鳴き声や湖面を渡る清々しい風が心落ち着かせる空間を創り出し、散策、ジョギング等ができる環境は都会の喧騒を忘れさせてくれます。

また、里山環境としては、森林と水田と水路とが一体となった環境が生物多様性を育むベースとなっており、これらを一つのものとして捉え、人と自然との共生に努めています。

【農のふるさと活力ゾーン】

平野部に広がる農地と田園一帯は、農地の保全に特に留意し、農業を生業とする地域の活力を生み出すゾーンとします。

この平野部の緑は、九十九里浜までつながる地域を代表する景観であり、ふるさと東金の原風景となっています。このゾーンには、多くの河川が流れ、年間を通して安定した水量を維持しており、農業にはなくてはならない水が植物の生育環境を整えてくれています。この田園の緑と川の流れに沿って広がる水際の葦や蒲の植生群落などの水系の緑が地域の特徴を色濃く映しだしています。

【緑の街なみゾーン】

JR3 駅周辺や丘陵地等の市街地は、公共空間や民有地の緑化を積極的に進め、緑の豊かさと街に潤いを創るゾーンとします。

市街地は、基本、公園や街路樹、学校等の公益施設や民有地内の生け垣、花壇など造り出された緑より街が彩られています。これらの緑は、良好な都市環境の形成に重要な役割を果たしており、特に公園は、子どもたちの遊び場、身近な憩いの場、地域交流の場などとして、なくてはならない緑といえます。

また、丘陵地の産業地では、公共空間の緑化に加え、民有地内の残存森林や造成森林などが周囲の森林との調和を図りながら守られることで、より良い環境を創り出しています。

■ 軸

【水と緑の軸】

丘陵地の「森のふるさと共生ゾーン」と平野部の「農のふるさと活力ゾーン」を結び市街地を取り囲む2本の緑の広域景観軸と真亀川沿川から作田川を結び「農のふるさと活力ゾーン」を貫く田園空間軸の2つは、本市の緑の柱となる河川の流れに沿って配置し、緑の連続性の創出に努めるとともに、風の道・多様な生物の移動空間や本市の都市構造を支える重要な基軸とします。

真亀川をはじめ作田川等の河川や北幸谷川、高倉川等の農業用水路は、市民にとっての貴重な水辺の空間であり、堤防上を上手く活用し、拠点となる緑とも連携を図りながらネットワーク形成に努めていきます。

【緑の帯】

南北2本の緑の広域景観軸を結び、「緑の街なみゾーン」となる市街地に隣接する緑地帯を街の骨格的な緑とし、都市防災や借景の緑として保全・継承していきます。

緑の連なりが分断されないよう、土地所有の理解を得ながら、地域性緑地として森林の保全を図っていきます。

■ 拠点

【森の拠点】

八鶴湖、雄蛇ヶ池、ときがね湖とぶどう郷、丑ヶ池は、本市を代表する名所であり、周辺には歴史・文化的施設が緑の中に数多く存在しています。「森のふるさと共生ゾーン」内に点在する丘陵地の重要な緑として保全を図りながら、市域を越えた広域な利用ニーズに応えられるよう、まとまった緑を地域資源として磨きをかけていきます。

特に、森林の緑を中心に湖面の綺麗さを維持していくことが眺望の面からも重要であり、様々な生物が生息・生育する環境を保全することで、森林浴、バードウォッチング、野草観察などの体験を通じて訪れる人々の五感を刺激します。

【緑の拠点】

八鶴湖公園、海老ヶ谷緑地、東金青年の森公園、東金アリーナと東金市家徳スポーツ広場の4箇所は、まとまった緑のオープンスペース（面積4ha以上）を形成しており、市域全域のレクリエーション機能や景観形成機能の中核を担う、都市公園や社会体育施設として保全・活用していきます。

緑の帯内の拠点3箇所と「農のふるさと活力ゾーン」の中心に位置する拠点は、それぞれが地域のランドマーク※として機能しており、施設緑地を代表する緑として人々の交流活動や健康の維持・増進を図る場となっています。

【緑の地域核】

地域を代表する都市公園は、「緑の街なみゾーン」内での地域住民等のコミュニティ活動や休息・憩いの場所などの核（面積0.5ha以上）となっています。現在は8箇所ですが、身近で親しみある緑を提供する場として、今後必要に応じて増やしていきます。

核となる公園の緑は、開設から年を重ねることで若木から大木へと成長し、目に映る視覚的な効果をより一層強くしてくれるとともに、街に潤いや安らぎを与えてくれます。

【緑の都市交流拠点】

第2次都市計画マスタープラン※の拠点形成に関する基本的な考え方に即し、中心市街地、市民の交流や地域づくりのための拠点を緑により彩っていきます。都市・地域の顔として、公共公益施設での積極的な緑化に加え、民有地での緑化を促進するとともに、既存の緑のストックの更新や新たな活用方法の検討をしていきます。

2-3 基本方針

2-2で示された「目指す緑の姿」の実現に向け、基本理念の下に、4つの基本方針を定めます。

これらの基本方針は、緑の都市づくりの基本となるものであり、これに基づき、緑が持つ多様な機能が発揮できる様々な施策をグリーンインフラとして展開していきます。

基本方針1 緑の保全

暮らしと歴史に育まれた緑を守ります。

古くから人々の営みを通して守られてきた森林や田畑、川やため池、歴史・文化と一体となって保存されてきた巨樹・古木、また、都市活動とともに生み出されてきた公園・緑地など様々な緑は、市民によって育まれ、代々受け継がれてきました。こうした、まとまった大きな緑から身近な小さな緑まで、全てを本市固有の財産として守ります。

基本方針2 緑の創出・活用

街と調和し暮らしを彩る多様な緑を創ります。

身近な緑を都市づくりに生かします。

JR3駅を中心とした市街地では、快適な市民生活の実現に向けて都市公園や街路樹等が計画的に配置され、自宅の庭先や窓辺の花々など積極的な緑の取り組みにより街が彩られます。このようなつながりのある多様な緑により、潤いのある都市環境が形成されるよう、市民の身近な場所に様々な緑を創ります。また、森林や市街地内の農地など市民が身近に感じている緑を都市づくりに生かしていきます。

基本方針3 緑の連結

水や緑の連続した空間と拠点などからなる骨格を結びます。

北西部丘陵地の森林や豊成地区から福岡地区へ広がる田園地域の農地、その中を流れる真亀川や水路などの水や緑と市内に点在する地域を代表する拠点を相互に結び、水と緑のネットワークにより都市の広がりとしげを生まみます。

基本方針4 緑の普及啓発

森林、田園、街をささえる 人の環を育みます。

東金の多様な緑を知り、学び、愉しみ、緑にふれる機会や緑化に関する情報提供などを通して人とのつながりを育み、緑をささえる仕組みをつくりまします。

コラム 今後期待されるグリーンインフラの活用 (Green Infrastructure)

グリーンインフラは、アメリカで発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用する考え方を基本としており、近年欧米を中心に取り組みが進められています。

日本では、2015（平成 27）年に国土形成計画、第 4 次社会資本整備重点計画で「国土の適切な管理」「安心・安全で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取り組みを推進することが盛り込まれました。

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境（緑、水、土、生物等）が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組みです。

また、グリーンインフラは、自然環境が有する多様な機能だけではなく、自然環境から得られる効果にも着目し、環境だけでなく社会や経済など幅広い分野に貢献できるものと考えられています。



【グリーンインフラの取り組み事例】



市街地の道路冠水対策として交差点付近に州浜と京都らしい日本庭園風の雨庭を整備した取り組み（京都府京都市）



新しい街の顔として、都市環境と自然環境が調和したオフィス空間形成の取り組み（東京都港区）

自然堤防の機能を守る貴重な海岸砂丘系の保全やフットパス整備等の新たな利用の提案を通じた普及啓発の取り組み（北海道石狩市）



荒廃した水田を利用したビオトープ[※]整備や農業用水施設の多面的な活用を通じたまちづくりを推進（三重県多気町）



出典：国土交通省ホームページ

2-4 計画の目標指標

1 計画のフレーム

計画のフレームは、第2次都市計画マスタープラン^{*}との整合性を考慮し、2020（令和2）年を基準年に目標年次までの人口推計を以下のように設定します。

■将来人口

	2020（令和2）年 現況	2030（令和12）年 中間年次	2040（令和22）年 目標年次
人口	58,219人	約55,000人	約51,000人

*計画フレームの人口は各年10月1日時点とします。

資料：東金市第2次都市計画マスタープラン

将来人口推計に関して

資料集P102参照

2 計画の目標指標

（1）基本的な考え方

緑の目標指標は、今後、「目指す緑の姿」の実現に向けた施策の取り組みを推進していく過程における道標^{みちしるべ}となるもので、計画の評価にあたり現在の水準がどの程度の達成率となっているかを図る基準として活用していきます。

緑の目標指標の設定にあたっては、今後も、私たちの快適で豊かな生活を支えてくれる緑を市域全体で守り、増やしていくことを基本的な考え方としています。また、それらの緑が量だけでなく質的にも高く、市民等にとって満足度の高い状態であることを目指します。

（2）目標指標

目標指標としては、大きく「緑の量と質」に係わるものと、「市民の実感」に係わるものを設定します。

「緑の量と質」に関するものでは、市域全体で緑を守りながら、都市公園の質の向上を目指す「緑被率」と「都市公園における長寿命化対策実施件数」を目標として設定します。

「市民の実感」に関するものでは、「市の誇れるものや魅力に“豊かな自然”を選択した割合」と「身近な緑に対する市民満足度」を目標として設定します。

① 緑の量と質についての目標

緑被率の確保目標

本市には多くの緑が残っているものの、農地・森林から宅地への転用等により緑は減少傾向にあります。今後も持続可能な都市づくりに向けた、必要な開発等とのバランスにも考慮しつつ、緑の保全・活用に向けた取り組みを行い、目標はマイナスとなっていますが、出来る限り減少を抑えることを目指します。



【目標値設定の考え方】

緑被率は、把握することが可能な緑の規模に限界があり、小規模な緑の増加が数値に表れにくく、また、まとまった規模の緑の創出は難しい状況です。

今後も都市の活力維持のためには、産業集積等に向けた土地利用誘導や民間の住宅開発など緑からの土地利用転換は認めざるを得ないと考えられます。このような開発地等においても、新たな緑の創出に向けた取り組みを行い、一体的な緑の確保目標として市域全体で現在の緑被面積を最低限の減少に留めることを目標とします。



都市公園における長寿命化対策の実施件数

身近な緑の代表として都市公園があります。本市における都市公園は55箇所ありますが、老朽化が進みつつあり、今後もその傾向は顕著で対策が必要です。そこで、都市公園施設に関する長寿命化計画※を策定の上、施設の老朽化対策に合わせて市民ニーズを踏まえた施設内容への見直しを行い、魅力的で安全に利用できる状態で、使用禁止の張り紙ゼロにすることを目指します。



【目標値設定の考え方】

現在、都市公園の施設は破損や故障などの状況に応じて事後処理的に修繕、補修を行っています。これら公園施設については、今後、限られた予算の中で計画的な維持管理を行っていくため、施設の機能保全とライフサイクルコスト※縮減を長寿命化計画の中で適切に評価・検討し、規模の大小や構造・内容にもよりますが、施設の修繕・更新・撤去等を年間平均で約17件行い、公園施設全体が健全な状態を継続することを目標とします。

②市民の実感についての目標



市の誇れるものや魅力に“豊かな自然”を選んだ市民の割合

市民アンケートにおいて、性別、年齢、居住地区等にかかわらず「豊かな自然」を上位にする市民の割合は高い数値を示しています。また、本市の誇るべき財産の一つでもある「豊かな自然」を守っていくことは、我々の大きな使命でもあります。よって、現在の市民の実感が継続し、更に向上するよう様々な取り組みを行い、その成果として多くの市民の方々の実感が充足することを目指します。



【目標値設定の考え方】

直近5年間の市民アンケート結果では、当該項目の割合が50%を超えた年は1回でした。前年から上昇又は下降した数値の5年間平均で1.5ポイントずつ上昇させ、中間年次以降はコンスタントに50%以上の支持がされることを目標とします。

身近な緑に対する満足度

市民の緑に対する実感として、一つ目では広域的な観点からの充足感に関する「豊かな自然（緑）」を目標としました。そこで、日々の生活で実感でき触れることができる公園・緑地や市街地に残った雑木林など身近な緑に対する充足を満たせるようにすることを目指します。



【目標値設定の考え方】

令和3年度の市民アンケートにおいて、「どちらかといえば不満」「わからない」と回答した人が30.4%いました。この人たちの約3割が「満足」又は「どちらかといえば満足」に転換することを目指します。

* 目標指標の現況値については、2021（令和3）年に実施したものを基準年である2020（令和2）年の数値として整理しているものが一部あります。

第3章 緑に関する施策の展開

3－1 施策の体系

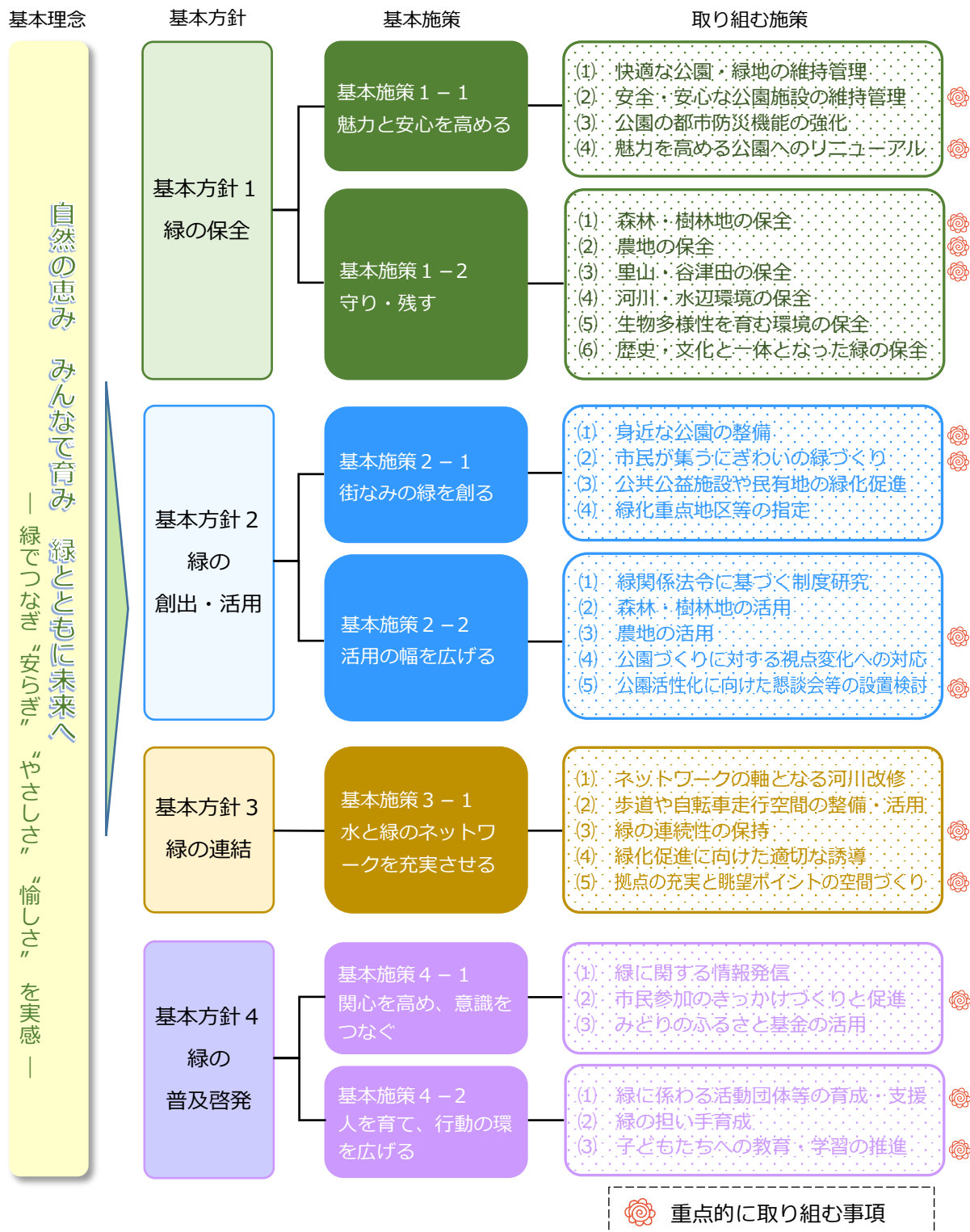
3－2 施策の方針

3－3 都市公園の整備・管理方針

3－4 緑化重点地区の設定

3-1 施策の体系

緑の都市づくりを進めるために設定した「目指す緑の姿」の実現に向けて展開する主な施策を以下に示します。なお、農地、森林などについては、それらに関する個別計画において詳細な取り組みが示されることから、本計画では、緑の観点からの代表的な施策等を記載します。



3-2 施策の方針

1 基本方針ごとの取り組む施策

4つの基本方針に基づいて、以下の施策に取り組んでいきます。



【基本方針1 緑の保全】に関する取り組み

基本施策1-1 魅力と安心を高める

公園・緑地が地域で愛される施設となるよう、魅力と安心を高めます。

今後の「ストック型社会」に向け、身近な公園・緑地についても四季の移り変わりや生態系ネットワークの保全に配慮し、地域に長く愛され、使ってもらえるよう、地域の声を反映させた公園づくりが重要と考えられます。施設内容の見直しやリニューアルによる魅力付け・安全性の向上により安心を高めることで、都市環境と調和した“やさしい”空間の形成を目指します。

取り組む施策(1) 快適な公園・緑地の維持管理

公園における定期的な樹木の剪定や草刈り、病虫害措置等を行い、良好な景観形成に努めるとともに、人の目が届きやすくするなど、安全・安心で快適に利用できる空間づくりを進めます。特に、高木管理については、樹種や樹形を考慮した管理計画を作成し、計画的な管理に取り組んでいきます。



八鶴湖公園

市民に身近な緑である街路樹は、市内の緑のネットワークの形成や歩きやすい木陰を確保するなど、本市の良質な緑の環境を支えるものの一つであることから、適正な維持管理に努めます。

第3章 緑に関する施策の展開

また、公園等で行われている、市民との協働事業による維持管理手法についても、実施団体との意見交換を踏まえ、事業の定期的見直しの検討を進めていきます。

公園のうちスポーツ施設については、現在の指定管理者制度※による管理の継続により、更なる質と運営水準の向上を目指します。

取り組む施策(2) 安全・安心な公園施設の維持管理

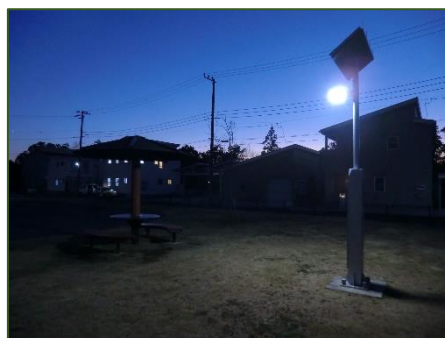


遊具やベンチ等の公園施設の点検・修繕は、定期的に実施し、利用者の安全・安心を確保します。

また、管理にあたっては、幅広い年齢層の多様な市民ニーズに的確に対応し、安全で快適な利用環境の維持と、効率的・計画的な維持管理に取り組むため、公園・緑地に関する長寿命化計画※を作成し、計画に基づいた維持管理を進めます。

取り組む施策(3) 公園の都市防災機能の強化

市内の公園は、38箇所が避難場所となっており、防災機能の役割を担っています。現在は、東岩崎緑地に防災倉庫が、田間中央公園等には耐震性貯水槽や震災等により断水となったときの拠点給水所として双口消火栓が設置されており、これらの施設については、万一のときに十分な機能が発揮できるよう定期的な点検等により、機能の維持を図っていきます。



中山公園の太陽光発電 LED 電灯

近年は、大規模な自然災害が頻発、激甚化しており、市民からは身近な公園への防災施設の備えについての要請が高まっています。公園の規模や配置、周辺の土地利用状況等を総合的に検討した上で、地域防災計画との整合性を図りながら、かまどベンチ、防災用井戸、太陽光発電の公園灯、防災トイレの設置など地域で求められている防災機能の強化を進めていきます。



かまどベンチ



災害時はかまどとして利用可能

取り組む施策(4) 魅力を高める公園へのリニューアル



公園・緑地の更新、再整備を計画するにあたっては、それぞれに個性（テーマ）を持たせ、地域のシンボルやコミュニティ活動の場として整備することにより、地域の人々に愛され、長く大切に使うてもらえる地域活性化の拠点・核となっていきます。本市の人口構成の変化を踏まえ、多様な市民ニーズに応え、幅広い世代の方々に利用される特色のある公園づくりと魅力の向上を目指し、長寿命化計画※に基づく施設内容の見直しに合せた既存公園のリニューアルについて検討を進め、“行ってみたい、遊んでみたい空間”を増やしていきます。

また、公園の魅力付けとして、周囲の景観に溶け込みやすく、温もりが感じられ、地球温暖化や循環型社会の形成に向け環境にやさしい素材である木材利用（県産材活用等）や楽しくリラックスして過ごせる都市空間として“誰もが、いつでも、どこでも” ICT※を利活用できる環境等についても配慮していきます。



間伐材の再利用によるウッドチップの園路（上人塚緑地）



周囲の景観に馴染んだ様子（上人塚緑地）

公園での ICT 化のイメージ



出典：(一社)無線 LAN ビジネス推進連絡会ホームページ

基本施策1-2 守り・残す

市内の貴重な緑を、東金固有の財産として保全していきます。

本市の特徴である丘陵地から平野につながる緑とその中を流れる河川、点在するため池などが、緑の都市づくりを進めていく上での重要なパーツとなります。今ある緑のまとまりや連続性に配慮しながら、最大限守り・残していくことで、雄大な自然や地域資源を生かした豊かな環境を維持していきます。

取り組む施策(1) 森林・樹林地の保全



本市北西部の丘陵地は、自然公園、保安林、地域森林計画対象民有林等の指定を継続するとともに、近年、多くの森林を伐採して設置されている産業用太陽光発電設備への適切な指導や不法投棄対策により、豊かな自然環境と緑の景観を保全します。

森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるためには、適切に整備し、維持管理を行うことが重要であり、荒廃した森林への対策として森林所有者に対し枝打ち、間伐、植林などの作業を促し、計画的な森林整備により価値ある森林づくりを進めていきます。



森林の風景

また、担い手不足など大きな課題を抱えている森林整備に対応するため、東金市森林環境譲与税基金[※]を活用し、森林の現況・意向調査に基づく計画策定、市が保有する保安林の維持管理、地域の多くで植林されているサンプスギ林の再生など森林の整備を促進していきます。

取り組む施策(2) 農地の保全



本市全域に広がっている農地は、農業振興地域農用地の指定を継続し、食料の安定供給や、多面的機能の発揮の面からも貴重な財産であるため、将来にわたり保全することが必要です。

農地関係法令に基づく適正な管理や、農業生産基盤の整備、農地の利用集積と作付け拡大による農地利用の向上とともに、市民農園としての活用



田植えの風景

など、耕作放棄地や未利用地の解消に向けた対策により、計画的な土地利用と優良農地の確保・有効利用を進めていきます。

取り組む施策(3) 里山・谷津田の保全



市民が里山や森林への理解と関心を深めるとともに、里山環境の保全を図るため、森林所有者と市民が森林活動を通して交流を深めながら、里山を守っていきます。

また、本市の原風景の一つであり多様な生態系を有する谷津田の自然は、水田や畑、水路、雑木林、屋敷林、集落などの様々な要素によって構成されており、多くの野生動植物が生息・生育する環境の拠点になっています。水田や雑木林等が一体となって、人々の営みとともに育まれてきた谷津田の生物多様性や自然的景観を守るため、地域が一体となって田んぼや森づくりなどの保全・再生活動を進めるとともに、地下水への影響が懸念される再生土による埋め立ての抑制を図っていきます。

取り組む施策(4) 河川・水辺環境の保全

本市は、真亀川をはじめとした河川やため池など、豊かな水環境に恵まれています。治水・利水・水辺の環境が調和した河川等を市民とともに適正に維持管理することで、身近な生き物の生息・生育環境や緑と一体となった水辺の景観を保全していきます。

河川などの公共用水域の水質保全に向けては、工場や事業所からの水質汚濁物質の排出抑制を推進し、将来人口の増減などもみながら、公共下水道（污水）の整備や合併処理浄化槽の設置促進に取り組めます。

また、施設の適正な維持管理等の啓発を行い、各家庭や事業者などの水洗化を促進します。特に、森の拠点となるため池等では、周囲の自然環境と湖面のきれいさを維持していくために、閉鎖水域であることを考慮し、健全な水環境の源となる湧水や小川などの保全を合わせて進めることが重要となります。



排水路周辺の環境整備（小野地区）



森林内の湧水

第3章 緑に関する施策の展開

加えて、水質事故への対応や水質データの収集整理、水質事故を未然に防ぐための啓発活動などの実施により、河川・ため池などの水質保全に努めます。

降雨による健全な水循環を図っていくためには、森林や農地で保水機能を高めるとともに、公共公益施設等での雨水貯留・浸透施設設置への配慮や道路における透水性舗装の整備などにより、流域全体で適切な水環境を保っていきます。

取り組む施策(5) 生物多様性を育む環境の保全

樹林地や谷津、河川等の緑は、野鳥をはじめ魚類や昆虫、水生植物等の多様な生物の生息・生育の空間となることから、生物多様性の維持に向け、市内生態系の状況把握、希少野生生物の保護や外来生物（外来種）※の駆除対策などとともに、市民団体による自然の観察会やビオトープ※づくり等への支援もしながら、豊かな自然生態系を育む環境を保全していきます。



生態系を育む里山風景



里山での環境活動（田植えとビオトープ※づくり）

取り組む施策(6) 歴史・文化と一体となった緑の保全

東金城址、田間城跡、丸山遺跡等の文化財と一体となった緑や日吉神社の森をはじめとした市内の社寺林等は、貴重な歴史環境とともに継承されていることから、引き続き保全していきます。

また、地域のランドマーク※やシンボルとなる巨樹・古木等の独立樹は、歴史的な背景を含め、自然景観の資源として保全し、都市の魅力づくりに生かしていくための取り組みを強化しながら、良好な景観の形成に努めていきます。



みょうげんじ ちちいちょう
妙善寺の乳銀杏



基本施策2-1 街なみの緑を創る

都市づくりに合わせて、身近な緑を創ります。

緑の創出が望まれる市街地等での良好な住環境形成に向けて、レクリエーション、景観形成、生物の生息地確保、防災機能の強化など多様な役割を担っている公園・緑地は、地域の魅力の一つであり、暮らしを豊かにしてくれます。

また、住宅をはじめ、商業施設や産業地などの敷地内の緑を増やし、都市環境保全につながる効果的な緑の配置をすることで、身近な緑を印象付け、“安らげる”空間のある街なみを創っていきます。

取り組む施策(1) 身近な公園の整備



身近な公園は、地域に密着した公園で、日常生活の中で緑を感じ、触れることができる空間として、また、遊びや健康増進の場として利用されています。

土地区画整理事業※や大規模開発地など計画的に整備された市街地においては、公園がバランスよく配置されていますが、都市基盤が未整備な市街地では十分な整備が行き届いていないため、地域バランスに配慮した計画的な整備に向け、地区計画※等を活用した公園の創出を市街地整備等に合わせて検討していきます。

また、既に都市計画決定済みで未整備の街区公園や近隣公園、都市緑地については、今後の利用形態や時代とともに変化し、多様化する市民ニーズを受け止めながら、誰もが気軽に利用できる身近な公園の整備を推進します。総合公園については、公園整備のあり方について再考していきます。



東金中央公園

なお、公園整備にあたっては、財政状況等も勘案しながら、整備時期や施設内容に応じて、みどりのふるさと基金やクラウドファ

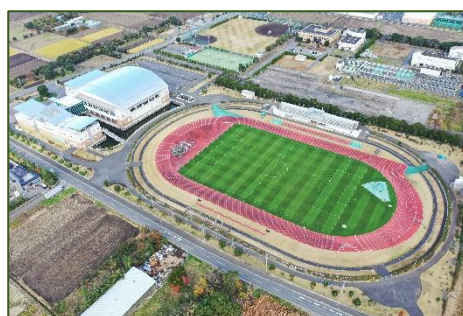
ンディング※の活用検討に加え、植物による気温上昇の抑制や雨水の貯留・浸透などグリーンインフラとしての機能などについても合わせて検討していきます。

取り組む施策(2) 市民が集うにぎわいの緑づくり



「緑の都市交流拠点」と位置付けたエリアのうち、商業、業務、行政機能などが集積し、密度の高い土地利用を図る JR 東金駅周辺は、今後の更なる都市機能の集積や乗り継ぎ拠点の整備など様々な施設改修の検討に合わせ、オープンスペースを確保・活用しながら、本市の顔にふさわしい街なみを緑とともにつくっていきます。

また、道の駅 みのりの郷東金は、より良い農産物づくり「千産千消※」の推進により地元野菜等の食の緑を消費者に届けており、東金アリーナを中心とした周辺では、施設内の広々とした緑の空間と隣接する真亀川や軌道敷跡地の有効活用の検討により、緑のつながりを強化していきます。地域コミュニティ活動の中心となるコミュニティセンターにおいて、地域の緑に関する交流活動を促進していくため、都市交流拠点の機能強化として様々な取り組みとの連携を模索していきます。



東金アリーナ

これら市内外の人々が集い憩いの場となる施設については、現状の緑のストックを適切に更新するとともに、積極的な緑化を推進し、公共空間全体を四季折々の花々や木々の緑により演出していきます。

取り組む施策(3) 公共公益施設や民有地の緑化促進

道路・公園等をはじめ、市役所や学校等の公共公益施設は、市民の利用や交流に欠かせない施設であるとともに、緑化推進を図る上で核となる施設であることから、施設と緑が調和した緑視率※の向上につながる緑化の取り組みに努めていきます。

市街地内の緑のほとんどは、民有地の庭先の植栽や生垣等です。これらの緑が増え地域が良好な環境を確保できるよう、住みよい街づくりを市民自らが行う制度である地区計画※の活用による緑化や緑の保全に関する緑地協定※の締結などについて支援していきます。



市役所

また、夏季における省エネルギーや生活環境の改善などに効果的な、ゴーヤ等のつる植物などによる緑のカーテンを普及し、街なかの緑を更に増やしていきます。

産業地の良好な都市環境の形成に向けては、工場・事業所等の敷地内での緑地の確保が重要です。地区計画の活用や緑地の割合等を定めた緑化の手引き作成など地域ごとのルールを定め、制度説明や啓発により、立地企業に対して地域の街づくりコンセプトを理解してもらい、事業者と市との協定締結により、工場等の緑化を促進していきます。



千葉東テクノグリーンパークの既存森林



千葉東テクノグリーンパークに立地する企業内の造成森林

取り組む施策(4) 緑化重点地区等の指定

公園等を新設することが難しい中で、緑あふれる街をつくるためには、民有地も含めた緑化の検討が必要です。自治会や地域団体、NPO などが市街地の空き地や低未利用地等を活用して公園と同等の空間を創出する取り組みである市民緑地認定制度[※]の活用を検討します。

また、同制度の導入に必要となる緑化重点地区について、市街地を中心に指定します。保全配慮地区については、現状の地域制緑地の指定により、市全体の緑が概ね良好な状態として維持されていることから指定はしませんが、計画期間内の緑に対する評価を踏まえ、必要に応じて指定について検討をしていきます。



季美の森地区の緑道の緑

基本施策2-2 活用の幅を広げる

積極的に市内の緑を活用していきます。

住宅等への土地利用転換、農業・林業従事者の高齢化、それに伴う担い手・後継者の問題など緑が減少する要因は様々ですが、十分な利用がされていない緑は、まちの活力を低下させるだけでなく、危険な場所となりかねません。市内の緑の更なる利用と、有効利用できていない緑について、新たに活用の幅を広げられるよう検討していきます。

取り組む施策(1) 緑関係法令に基づく制度研究

公園・緑地の老朽化が進む中で、財政的な制約等から公園等の整備や維持管理、更新への投資が難しい状況もあります。適正な管理を通じて質を高めるとともに、未来にわたり魅力的な空間として保全するためには、必要に応じて都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）※の活用等による民間活力の導入を検討します。

また、都市の緑の創出には時間もかかり公園の新設が難しい中で、民有地を借上げ市民に提供し、公園と同等の機能を発揮できる都市緑地法に基づく市民緑地契約制度※の活用について検討します。

Park-PFI のイメージ



出典：国土交通省ホームページ

取り組む施策(2) 森林・樹林地の活用

森林には木材生産、水源涵養などの本来の機能のほか、様々な機能があります。現在、一部の森林には散策路や遊歩道が整備され、森の中を歩くだけで緑の持つ癒しの効果に触れることができますが、これらを維持しつつ、林内トレイル※を楽しめる環境整備をすることで、バックパックを背負いながら、車のスピードでは見えなかった風景や歴史・文化をじっくり感じることができます。

また、森林内活用として昨今は、一人キャンプやマウンテンバイクなどレジャーとしての活用が注目されています。管理しきれない森林や林の中の道（赤道）などの情

報を収集・整理し、地域住民の理解も得ながら、自然と人との共生を体験できる場として活用を検討していきます。

取り組む施策(3) 農地の活用



本市の緑の中で一番の面積を誇る農地は、市民にとっても身近な緑として認識されています。市民と農業の交流事業として現在は、市民農園や田んぼの学校が開設されており、市民が直接土に触れ、野菜やお米等を収穫したり、交流を図ったりできる貴重な空間となっています。今後も園主や農家と連携して、緑の空間である農地を市民の緑とのふれあいの場として活用するとともに、園主等の自主運営に向けた取り組みを支援していきます。



市民農園



ぶどう郷の観光農園

また、市内で生産される農産物を消費者が自ら収穫したり直接購入したりすることができる観光農園は、店舗での購入とは違った喜びを感じることができます。地域の特性を生かした観光型農業の推進、観光振興と連携した体験型観光の拡充やPRを積極的に進め、都市との交流を促進していきます。

一方、市街地にある農地は、農地が有する多様な機能の発揮が期待されています。自然災害が頻発する中で、農地の防災機能に着目し、もしもの時、一時的な避難場所として農地の活用は有効的な手段の一つと考えられます。基盤が未整備な地区での都市づくりに合わせて、地域住民とともに検討し、災害時協力農地の位置付け（登録）により、市民にPRをすることで、防災機能の強化に努めていきます。

取り組む施策(4) 公園づくりに対する視点変化への対応

公園・緑地は、日常生活や休日におけるレクリエーション活動の場であり、潤いと安らぎなど緑の恩恵を享受できる貴重な空間です。これまでの公園づくりは、量的充足に軸足をおきながら、バリアフリー化やユニバーサルデザイン[※]の導入検討など質的

第3章 緑に関する施策の展開

向上にも取り組んできましたが、今後は更なる利用拡大を目指し、全ての人が利用できるインクルーシブル※という社会政策の理念を尊重しながら、公園整備（車椅子での利用、音声案内等）や安心して利用できる管理の充実を図っていきます。



インクルーシブル遊具の設置例（世田谷区砧公園）

特に、子どもの遊び場となる公園では、防犯的視点から人の目の届きにくい死角を作らないことが重要です。



公園への使用制限看板設置状況

また、身近な公園は、子どもたちからお年寄りまで多くの市民の方々が利用することから、誰もが安心して安全に利用できるように使い方についても様々な制限が設けられています。

しかし、誰もが自由に使え、公園をもっと地域のニーズに応える楽しい空間とするためには、制限をできるだけ少なくし、出来ることを増やし、地域の特性などを踏まえて、公園利用のルールについて地域で考え、地域で決め、そのルールに基づいて地域で公園を運用する仕組みづくりを検討し、禁止行為の少ない「やってみたい」が叶う緑の空間を増やしていきます。



出来ることを明示した看板設置例（足立区）

取り組む施策(5) 公園活性化に向けた懇談会等の設置検討



公園利用者の利便の向上を図るための再整備にあたり、市民等が参画した懇談会や協議会※を設置し、にぎわい創出に向けたイベントや公園の活性化、子どもからお年寄りまで幅広い世代が安心して利用できる公園のあり方等について検討していきます。



皆さんは、緑あふれる森の中で深呼吸すると身も心もリフレッシュすることはありますか？

緑には、人の疲れを癒し、ストレスを緩和する効果があります。「フィトンチッド」と呼ばれる木の香りの成分が、血圧や脈拍を低下させ、精神的ストレス時に分泌されるコルチゾールと呼ばれる成分を下げ、リフレッシュさせます。また、森の中がいつでも爽やかなのは、悪臭の原因となるものを消毒・脱臭する効果があるからです。

このように、「緑」には私たちに精神的な安らぎを与え、健康を維持・増進させるとともに、暮らしを豊かなものにする役割を果たしています。

疲れたなと思ったら、是非、身近な緑を散策してみてください。



【基本方針3 緑の連結】に関する取り組み



基本施策3-1 水と緑のネットワークを充実させる

里山・田園・市街地を結ぶ、水辺や通りの機能を充実させます。

生物多様性の保全や良好な景観形成など、多様な機能の更なる発揮に向け、河川や道路沿いにおける緑の保全及び緑化を重視していきます。

また、市内に点在するため池や湖、大きな公園などは、水や緑のネットワーク形成を図る上での重要な拠点であり、これらの拠点となる緑の空間を充実させるとともに、市の花である「ソメイヨシノ」や魅力的な眺望のつながりについても、にぎわいの創出やネットワーク形成の観点から力を入れていきます。

取り組む施策(1) ネットワークの軸となる河川改修

河川等の改修に際しては、自然護岸の確保など自然景観や多様な自然が保たれる工夫などに努めるとともに、法河川（二級河川）についても、自然に配慮した整備や管理用道路の有効活用について関係機関に働きかけていきます。河川護岸は、市民の散策や自然に触れる貴重な水辺の空間として重要な役割を担うことから、市内の拠点との連携についても配慮しながら、緑の整備と保全に努めていきます。

取り組む施策(2) 歩道や自転車走行空間の整備・活用

豊かな緑と水を守り育む快適な都市づくりを進めるため、道路の新設や拡幅に際しては、快適な歩行空間の確保に努めるとともに、首都圏自然歩道※の利用や既存のウォーキングマップ、観光マップなどのガイドブックによる地域の魅力を積極的にPRし、レンタサイクルの活用支援やサイクリングコー



東金市の歴史マップ

第3章 緑に関する施策の展開

スの検討など合わせ、歩行者・自転車ネットワークの拡充を図っていきます。

また、ネットワーク間の幹線道路等には、自転車ナビマーク※の設置を検討し、自転車の通行空間の整備に努め、自転車の安全利用や交通ルールの啓発を図っていきます。

取り組む施策(3) 緑の連続性の保持



本市の緑の9割以上を占める地域制緑地となる森林や農地、河川などの緑については、その連続性に配慮しながら今後も関係法令による指定を継続し、「水と緑の軸」を形成させていきます。特に、「緑の帯」と位置付けた市街地に隣接する緑のうち、急傾斜地など災害の恐れのある区域内的の樹林地については、安全な環境が継続するよう緑全体の連続性の保持に努めるとともに、必要となるハード面での土砂災害対策を促進します。



市役所屋上からみた緑の帯

生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク※）の形成に向けては、市内の広葉樹林の森を中核とし、市街地内の緑との結び付きなどにも考慮しながら、保全していくことが重要となります。市街地内での道路の新設や拡幅に際しては、街路樹の整備に努め、既存の街路樹や公園・緑地についても生物の移動環境確保の観点から緑の適正管理に取り組んでいきます。

また、豊かな森林からなるスカイラインや広々とした農地の眺望、それらに囲まれた里山や農村風景、市街地内の住宅地や商業地、産業地など多様で特徴ある景観を維持し、本市ならではの「眺め」を食や体験などとも結びつけながら考え、後世に引き継いでいくために、景観に関するガイドライン等の作成も検討していきます。

エコロジカルネットワークのイメージ



出典：国土交通省ホームページ

取り組む施策(4) 緑化促進に向けた適切な誘導

新たな開発として一定規模以上の民間開発に対して、東金市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例や東金市宅地開発指導要綱などにより、緑地の整備を促すとともに、適切な指導に努めます。

また、産業誘致が必要な地域においては、地域活性化と緑のまとまり・連続性とのバランスをとっていくために、大きな森を残す工夫や事業者に対して地域のルールに沿った緑化協定等の締結とそれに基づく緑化の促進について働きかけていきます。



緑に配慮して建設された千葉東テクノグリーンパーク

取り組む施策(5) 拠点の充実と眺望ポイントの空間づくり



水と緑のネットワークの充実に向けては、緑の中核とする各拠点について、現在の自然環境を維持していくことを前提に、湖面のきれいさ、眺望のすばらしさ、居心地の良さなど、五感を刺激する様々な緑のパーツごとに、その関係性を意識しながら、磨きをかけていくことが重要となります。水の浄化や湧水等の保全、安全で分かりやすいルート維持（案内看板設置や危険箇所の改善等）、また、トイレ、駐車場、散策路等の適正管理や補修・改修などの環境整備も進めていきます。

山王台、ときがね湖出合いの広場などの眺望ポイントについては、近景・遠景に配慮した景色を一体のものとして捉え、景観への配慮が必要となる人工物への指導を関係法令等に基づき行いながら、周囲の森林の適正な樹木管理や倒木処理等による森づくりを中心に、物見台、ベンチの設置やフォトスポットの掲示など訪れた人たちの印象に残る空間づくりをしていきます。



ときがね湖の眺望

また、八鶴湖をはじめ様々な場所で植樹がされてきたソメイヨシノについては、樹勢の回復や更新、補植等を行っていきます。これら既存の花木も生かしつつ、公園・緑地をはじめ、道路や緑道、河川などへの桜等の花木の植栽を検討し、花木による緑のネットワークに努め、個性と魅力ある都市づくりを進めていきます。



基本施策4-1 関心を高め、意識をつなぐ

緑の取り組みへの機会を拡充し、意識の啓発を図ります。

市の誇れるものや魅力に「豊かな自然」をあげる人は多く、森林や農地の緑が市民の生活・景観の一部として溶け込んでいるものの、日常の中で意識的に緑に係わる機会はその多くありません。緑の大切さや重要性を市民が知るための情報発信を充実させ、市民参加を後押しすることで、緑への関心を高めるとともに、市民参加への意識の啓発を図り、“^{たの}愉しさ”を増やしていきます。

取り組む施策(1) 緑に関する情報発信

公園施設の内容（園路・広場、トイレ、駐車場、遊具等）や使用禁止状況等について市民に分かりやすいデータを作成し、市内の公園・緑地情報を発信することで市民の公園利用を促します。

また、公園や緑地等を活用したイベントの開催情報のほか、市民の緑への関心を高めていくため、市内の開花情報や紅葉情報、市を代表する緑や歴史ある緑の情報、緑に対する市民団体の取り組みなどについて、広報誌、市ホームページ、SNS※など様々な媒体を活用し、情報発信するとともに、これらの情報を一元的に受発信できる環境整備を検討していきます。



市発行の広報誌と情報誌「ときめき」

取り組む施策(2) 市民参加のきっかけづくりと促進



本市の貴重な緑を保全し、緑化の推進を図るには、市民や事業者の参加と協力が不可欠です。そのため、緑に興味を持ってもらい、緑について学ぶ機会となる自然体験学習や環境学習などの充実を図っていきます。市内の自然や生物に親しめるよう、谷

津や樹林地、河川等の緑の環境の中での、野鳥・植物・昆虫などの自然観察ができる機会づくりの促進や市内の大学等教育機関との連携による環境学習を推進していきます。

市民が最も身近に感じている緑としては、農地と森林があげられます。これまで農地を活用した市民農園や田んぼの学校では、多くの市民の参加により、野菜づくりや米づくりの体験を通じて季節ごとの実りの豊かさを実感しています。一方、森林に親しみ、森林の大切さを学んでもらうための木育[※]への取り組みとしては、木工教室や植林・林業体験などのイベントにより、自然環境への関心を深める啓発に注力します。



田んぼの学校（稲刈りの様子）

また、緑に関する活動への市民参加を促すきっかけづくりとしては、緑関連の項目を出前講座に追加するなど内容の充実・実施を図るほか、民間事業者・関係団体などと連携した緑の教室等の開催を検討するなど、市民等主体の活動のすそ野を広げながら、定着に向けて促していきます。

取り組む施策(3) みどりのふるさと基金の活用

本市の貴重な緑や水辺の保全を図り、良好な都市環境形成に向けて、「みどりのふるさと基金[※]」の計画的な積み立てや運用により、基金を活用した公園・緑地等の充実や魅力の向上に努めます。

また、基金への協力は、本市の緑の取り組みにつながることから、ふるさと納税[※]や一般の寄附など使い道を明確にした寄附募集の啓発を推進し、基金の更なる充実につなげていきます。



基金で整備した中山公園（トッチーをかたどった広場）

基本施策4-2 人を育て、行動の環を広げる

緑を支え、つなぐ人を育てていきます。

緑のまちづくりの担い手となる市民・団体・事業者などが、更に緑について知り、学ぶことのできる場を充実させ、本市の緑を担う人材を育てます。

また、人と人との交流や情報交換の機会を通して、緑の価値を伝え、地域の緑を育む行動の環が広げられるよう、機会の拡充を図るとともに、地域が一体となって緑の保全や創出、維持管理に取り組むことができるよう支援していきます。

取り組む施策(1) 緑に係わる活動団体等の育成・支援



身近な公園等の中には、自治会や地域団体などが草刈りや清掃等の管理活動を行うことにより、良好な維持管理がされているものがあります。こうした地域では、防犯面や安全面など隅々まで地域の目が行き届くようになり、みんなが安全に安心して心地よく利用できる公園等になっています。身近な公園等がよりいっそう地域に親しまれるものとなるよう、自治会や地域団体など市民が主体的に維持管理活動を行う公園等を増やすための協働関係を築き、支援していきます。

また、現在、緑や環境保全に係わる様々な活動を実践している市民団体や企業については、その活動が発展するよう、引き続き支援していくとともに、市民団体等で蓄積しているノウハウや情報を次の世代の方々と共有すること等により育成につなげます。加えて、地域リーダーの横のつながりを育むネットワークづくりを進め、活動の環を広げていきます。



市内業者によるボランティア活動の様子（公園施設のペンキ塗）

その他、緑に係わる活動を積極的に実践している市民、団体、企業などの社会的貢献を称え、活動意欲等の向上を図るため、緑化活動に貢献した市民や団体などに対して、東金市表彰規則に基づく市政功労者への推薦や緑化活動等に対する独自の制度創設により功労者の表彰をしていきます。



東金駅前通りアーケード組合で管理する花壇



道路の環境整備の様子（押堀地区）

取り組む施策(2) 緑の担い手育成

街路樹、公園等の身近な緑のほか、樹林地等様々な緑を守り、緑化を推進していくため、「緑のボランティア」の育成や仕組みづくりに取り組みます。市民誰もが参加することができるボランティアの養成講座等の実施検討や民間事業者・関係団体等との協力体制の構築など担い手になり得る人材を掘り起こし、緑のボランティア登録につながるよう研究していきます。加えて、これら講座修了者が活躍することができる活動の場も合わせて検討し、将来的にはボランティアリーダーとして緑の活動の中心的役割を担う人材となるような取り組みを目指します。

また、農業の担い手不足を解消するため、新規就農者への支援を行うとともに、多くの市民の方々が農業の楽しさを感じられる取り組みとして栽培講習会を実施し、将来の担い手確保につながる取り組みを進めています。



栽培講習会の様子

取り組む施策(3) 子どもたちへの教育・学習の推進



緑への興味や関心を深めてもらうとともに、将来の緑化の担い手の育成に向け、市内の小中学校と連携し、子どもたちが直接自然に触れる機会となる農業体験、自然体験プログラム等を実施します。

また、市内小中学校の学習機会・校外学習を通じて、主体的に自然とかわり、よりよい環境づくりや環境保全に配慮した行動をとることができる子どもたちを育てよう、学校への情報提供や先生方との交流を積極的に行うとともに、本市の歴史・文化など幅広い見識を持った外部人材の活用や市内大学と連携した学習内容の検討など環境教育の充実に取り組んでいきます。

一方、学校外では青少年育成の観点から、子どもたちの体験学習やボランティア活動・社会貢献活動への参加促進のための様々な取り組みがされています。親世代の理解を得ながら、自然体験学習や地域活動などへの参加を通じて、緑に触れる機会を増やし、緑の大切さについて周囲の大人たちと考え、学ぶ機会にしています。



里山での自然体験の様子

2 重点的に取り組む施策の選定

施策の体系としては、4つの基本方針に対して、7つの基本施策と30の取り組んでいく施策を位置付けました。これらの取り組みにより将来の緑の姿の実現を目指していきますが、計画期間や財源が限られている中で、市民ニーズを踏まえ効果的に進めるためには、重点的に取り組むべき施策を選定し、選択と集中により事業を前進させていくことが必要と考えます。そこで、4つの基本方針ごとに、「第1章 東金市の緑の現状と課題」の中で抽出した「計画策定における視点」を踏まえて、重点的に取り組む施策を選定します。

「計画策定における視点」(35 ページ)

① (緑を守る骨格づくり)

多面的機能を発揮する緑を守り、拠点や核となる緑を配置し、緑の骨格形成を図る。

② (緑による彩りづくり)

歴史・文化の薫る都市のイメージや市街地内を緑で演出し、都市緑化の推進を図る。

③ (水と緑のネットワークづくり)

自然環境の保全等と市街地内の緑の創出等により、水と緑のネットワーク形成を図る。

④ (身近な緑の空間づくり)

公園計画づくりや公園施設の長寿命化対策等により身近な緑の空間形成を図る。

⑤ (緑の市民力づくり)

普及啓発、子どもたちへの教育、市民や事業者との連携により市民力の向上を図る。

基本方針	基本施策	取り組む施策	計画策定の視点
緑の保全	1-1	(2) 安全・安心な公園施設の維持管理	④
	1-1	(4) 魅力を高める公園へのリニューアル	④
	1-2	(1) 森林・樹林地の保全	①
	1-2	(2) 農地の保全	①
	1-2	(3) 里山・谷津田の保全	①
緑の創出・活用	2-1	(1) 身近な公園の整備	② ④
	2-1	(2) 市民が集うにぎわいの緑づくり	① ②
	2-2	(3) 農地の活用	① ④
	2-2	(5) 公園活性化に向けた懇談会等の設置検討	⑤
緑の連結	3-1	(3) 緑の連続性の保持	③
	3-1	(5) 拠点の充実と眺望ポイントの空間づくり	① ③
緑の普及啓発	4-1	(2) 市民参加のきっかけづくりと促進	⑤
	4-2	(1) 緑に係わる活動団体等の育成・支援	⑤
	4-2	(3) 子どもたちへの教育・学習の推進	⑤

3-3 都市公園の整備・管理方針

1 整備の方針

- 街区公園等の住区基幹公園については、今後の人口構成変化に伴う利用形態や時代とともに変化し、多様化する市民ニーズ、或いは安全・安心の確保や防災面への配慮なども受け止めつつ、ライフサイクルコスト[※]や施設内容を検討しながら、整備や再整備を推進します。なお、都市計画決定済みで未整備な公園については、利用対象となる区域内の住宅の張り付き状況等を勘案しながら整備を進めます。
- 都市基幹公園や特殊公園については、都市住民全体を対象とした施設となることから、その目的や効果を見極めながら、整備のあり方を検討した上で、施設の更新や整備を行います。
- 都市基盤が未整備な地区での都市公園の設置については、地域バランスに配慮した計画的な整備を検討するとともに、市街地整備に合わせて地区計画の活用や開発行為により、適正な規模・配置となるよう計画・誘導していきます。また、公園の新設が難しい場合は、同等の機能を発揮する市民緑地の活用を検討します。
- 公園の再整備を検討する際は、地域住民のニーズの把握に努め、計画に取り入れていきます。

2 管理の方針

- 建築物や遊具等の公園施設については、定期的な点検を実施し、安全性の確保や機能の維持を図りつつ、「公園施設の長寿命化計画[※]」に基づき、維持管理費の縮減や平準化を図るため、計画的な改修・更新を行い、適正に維持管理していきます。
- 樹木については、公園利用者への木陰の確保や良好な景観形成を図るとともに、防犯面や交通安全を考慮した見通しの確保、巨木化による根上がりや施設への影響、老木・腐朽木の状況等を把握した上で管理計画を作成し、適正な管理に努めます。また、生物の生息・生育環境の確保に配慮した適正な緑の管理に取り組みます。
- 運動公園（東金青年の森公園）の管理については、多様な利用者ニーズへの対応や効率化を図るため、指定管理者制度による管理を継続し、質の向上に努めます。
- 市民参加やボランティアなどの活動を通じて、地域の公園のあり方について対話をしながら、市民等との協働により公園の良好な管理と利用を促します。



求名第一公園

3-4 緑化重点地区の設定

(1) 緑化重点地区の概要

緑化重点地区は、「都市緑地法」に基づき、緑地の状況等を勘案し、必要に応じて重点的に配慮を加えるべき地区です。なお、地区設定をすることによる土地利用の制限などはありません。

- ・設定した地区において、公園や道路、公益施設の周辺など身近な緑の保全や創出に取り組み、快適な都市空間と良好な環境の確保を目指します。
- ・緑化重点地区を位置付け、緑化の方向性等についてのプランを定めることで、都市の緑化や潤いのある都市環境形成に向けて、市民や事業者と連携を図り、ともに考え、取り組んでいこうとするためのものです。

(2) 設定の考え方

本市の第2次都市計画マスタープラン[※]に位置付けている「土地利用に関する基本的な考え方」に基づき、都市活力の持続・創出に欠かせない都市的土地利用を図る区域内でのバランスの取れた土地利用を図るため、以下の地区を「緑化重点地区」として位置付けます。なお、計画策定後、産業誘致等で新たに用途地域[※]の指定などをした区域についても、同様の位置付けがあったものとみなし、緑化促進への配慮について要請をしていきます。

番号	地 区	面積
①	用途地域指定区域	818.0 ha
②	用途地域外の地区計画 [※] 指定区域	28.1 ha
③	用途地域外の借地している緑地	1.9 ha
合 計		848.0 ha

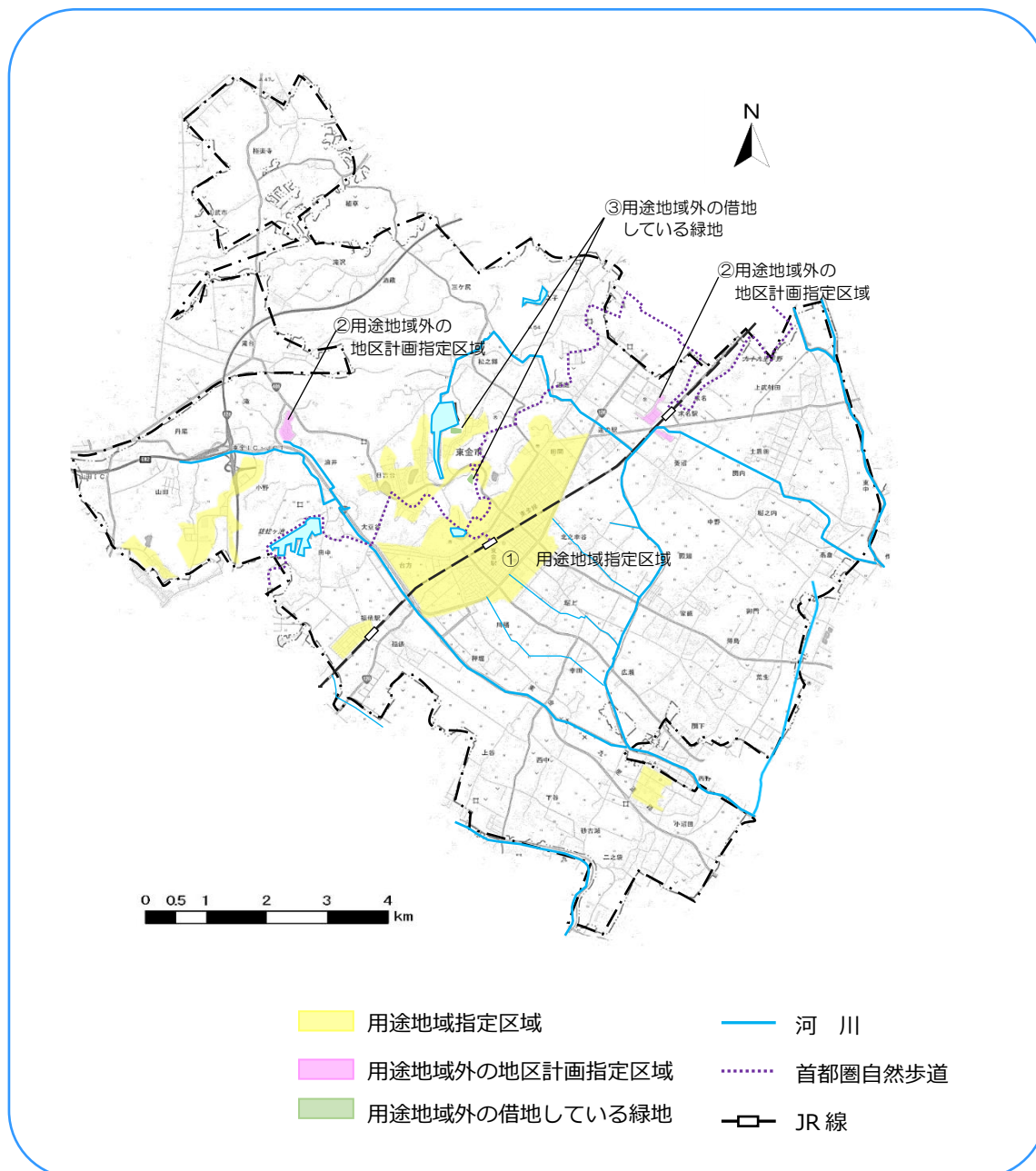
【緑化の方向性等】

施設緑地のうち、都市公園や街路樹等については、適正な維持管理と整備・更新をし、公共公益施設での緑化促進などと合わせてグリーンインフラの機能の拡充を図るとともに、民有地を活用した市民緑地[※]の活用も検討しながら、良好な街なみ景観の形成を図ります。なかでも JR 東金駅周辺の中心市街地は、各種施設整備等の再編に合わせて緑に関連する施設の配置についても配慮しつつ、人々が集い、憩い、交流できる場となるよう、多様な緑による緑化を推進します。

また、「緑の帯」と位置付けた区域については、既存地形や斜面林をできる限り保全することで、用途地域外との緑の連続性を確保し、緑豊かな市街地環境を形成させます。

一方、民有地については、計画的な土地利用と緑の創出に向けて、地区計画や緑地協定※などを活用した緑あふれる街なみとなるよう支援していきます。

緑化重点地区位置図





八鶴湖の蓮

第4章 計画の実現に向けて

1. 計画の推進体制
2. 計画実現のための手順の検討
3. 計画の進行管理

4-1 計画の推進体制

本市における緑に関する施策や取り組みを推進するため、「市民」「事業者」「行政」の3つの主体が連携・協力し、効果的かつ効率的に取り組めます。

将来の「目指す緑の姿」を実現するため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にし、その役割に基づく連携を図りながら、緑の保全や緑化の推進に取り組めます。

それぞれの主体の主な役割は以下のとおりです。

市 民

(参加・応援)

- ・緑に対する理解を深め、一人ひとりが緑の都市づくりの主役であることを意識し、緑の施策や取り組みに積極的かつ主体的に参加し、協力します。
- ・相互に応援し、成果を認め合うことで緑の都市づくりの取り組みを深化させます。

事業者

(実践)

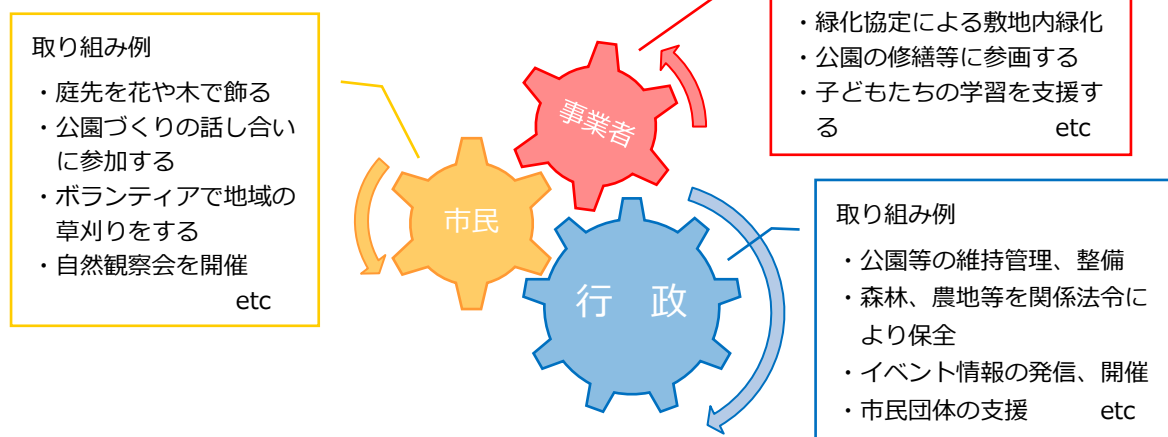
- ・緑化の担い手として、事業所の敷地内での緑化に取り組めます。
- ・地域における緑の創出や保全等の活動を積極的に支援し、時には、地域社会の一員として参画し、緑の施策や取り組みを支えます。

行 政

(事務局)

- ・市民等との連携・協力により、公園・緑地等公共施設の整備や維持管理をはじめとした本計画の各施策を推進します。
- ・緑の都市づくりに関する市民参加のきっかけづくりや活動支援等を行い、基本理念である「自然の恵み みんなで育み 緑とともに未来へ」を尊重しながら、緑の将来像を実現するための環境を整えます。

緑の都市づくりにおける連携イメージ



4-2 計画実現のための手順の検討

計画の実現に向けては、施策の実行段階ごとに大なり小なり目標達成までの道筋を立て、関係者が情報を共有しながら、計画を進めることが必要となります。

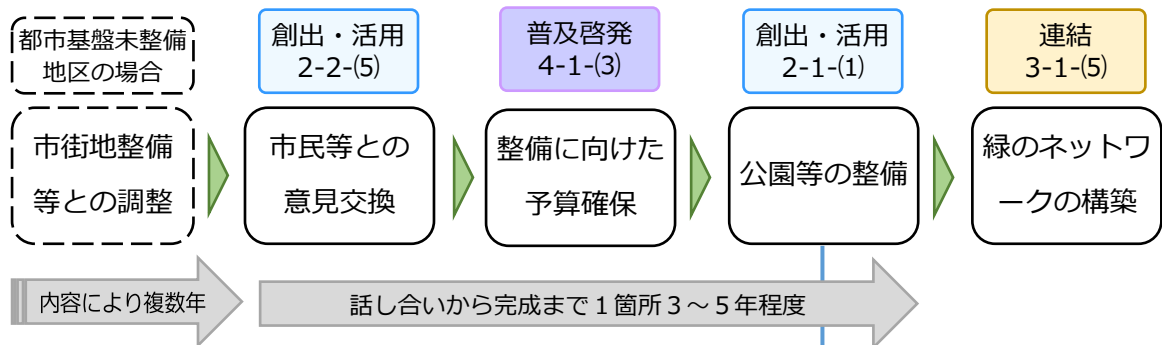
本計画の全体構成では、その道筋を明らかにしていくためのパーツとなる「緑の現状・課題」や「目標設定」、「目標達成のために実行すべきこと（施策）」等を章立てて記載しましたが、ここでは、4つの基本方針ごとに整理した取り組む施策により計画の目標指標（46～48 ページ）を実現していくための手順の一例を示します。実行にあたっては、実現すべき内容や目的に応じて手順を検討し、固定化することなく、その都度、実効性のある手順に改めながら計画実現を目指す必要があります。

緑の量と質について〈緑被率の確保と公園施設の長寿命化〉

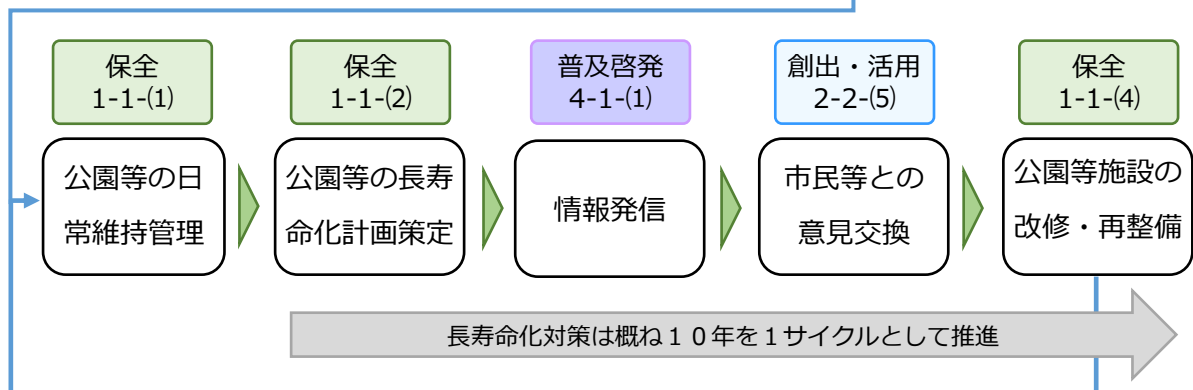
【公園の例】

○公園等の新規整備により、緑被面積を増やします。また、公園施設の長寿命化対策を実施し、魅力的で安全な施設へとリニューアルしていきます。

◆公園の整備から維持管理へ



◆公園の維持管理から改修・再整備へ



※長寿命化計画では、概ね10年間に改修等する施設を位置付けます。

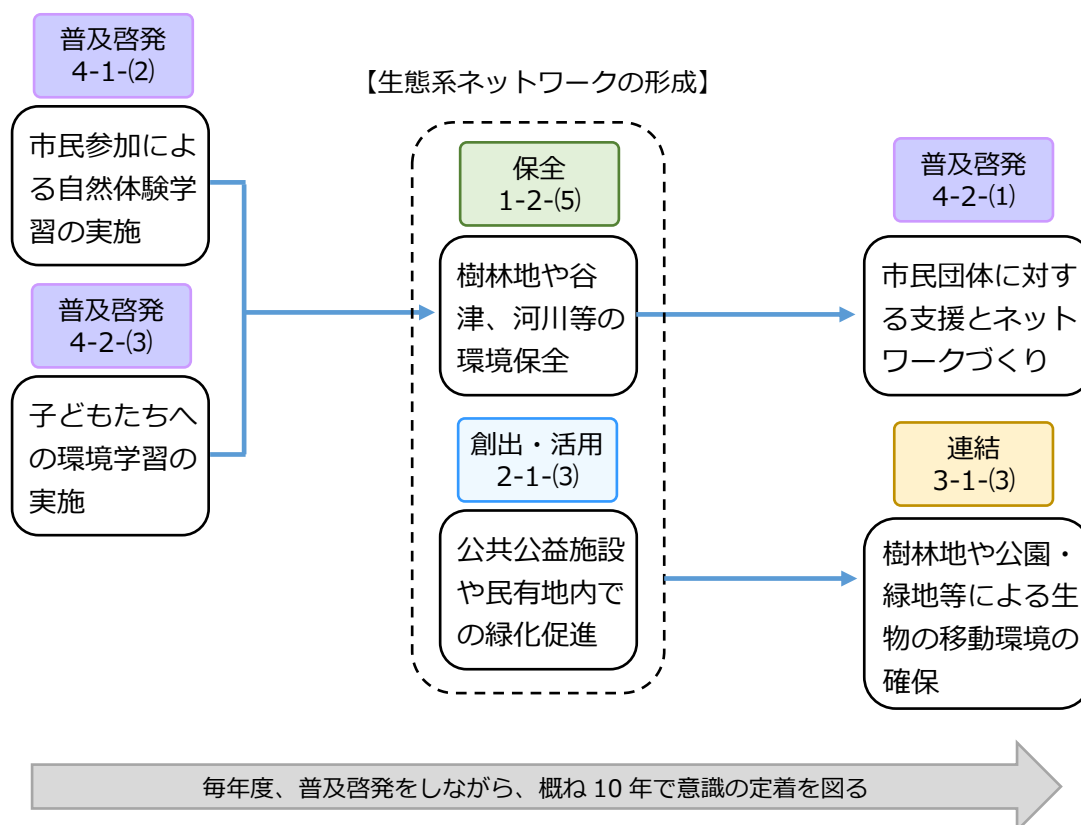
関連する取り組み施策

- 1-1-(1) 快適な公園・緑地の維持管理 (P51)
- 1-1-(2) 安全・安心な公園施設の維持管理 (P52)
- 1-1-(4) 魅力を高める公園へのリニューアル (P53)
- 2-1-(1) 身近な公園の整備 (P57)
- 2-2-(5) 公園活性化に向けた懇談会等の設置検討 (P62)
- 3-1-(5) 拠点の充実と眺望ポイントの空間づくり (P65)
- 4-1-(1) 緑に関する情報発信 (P66)
- 4-1-(3) みどりのふるさと基金の活用 (P67)

市民の実感について〈豊かな自然と身近な緑を守る〉

【生物多様性への対応の例】

○市民への緑に関する啓発を行い、本市が有する豊かな自然生態系を育む環境を保全し、身近な緑としての実感を高めていきます。



関連する取り組み施策

- 1-2-(5) 生物多様性を育む環境の保全 (P56)
- 2-1-(3) 公共公益施設や民有地の緑化促進 (P58)
- 3-1-(3) 緑の連続性の保持 (P64)
- 4-1-(2) 市民参加のきっかけづくりと促進 (P66)
- 4-2-(1) 緑に係わる活動団体等の育成・支援 (P68)
- 4-2-(3) 子どもたちへの教育・学習の推進 (P69)

4-3 計画の進行管理

本計画の実現に向けた施策の取り組みを効果的に進めるために、PDCA サイクルの運用による進行管理を行い、各施策の取り組みの確認や進捗状況を把握・評価し、改善へとつなげていきます。

本計画の進行管理としては、計画期間の20年を概ね5年間ごとに区分し、計画の質的向上につながるPDCA サイクルによって実効性を高めるとともに、庁内関係各課との連携及び調整を図り、第4次総合計画※・第2次都市計画マスタープラン※と連動した効率的な進行管理を行います。

また、本市を取り巻く社会情勢の変化、上位・関連計画、市民の意向等を検証した上で大きな乖離が生じた場合には、必要に応じて見直しを検討していきます。

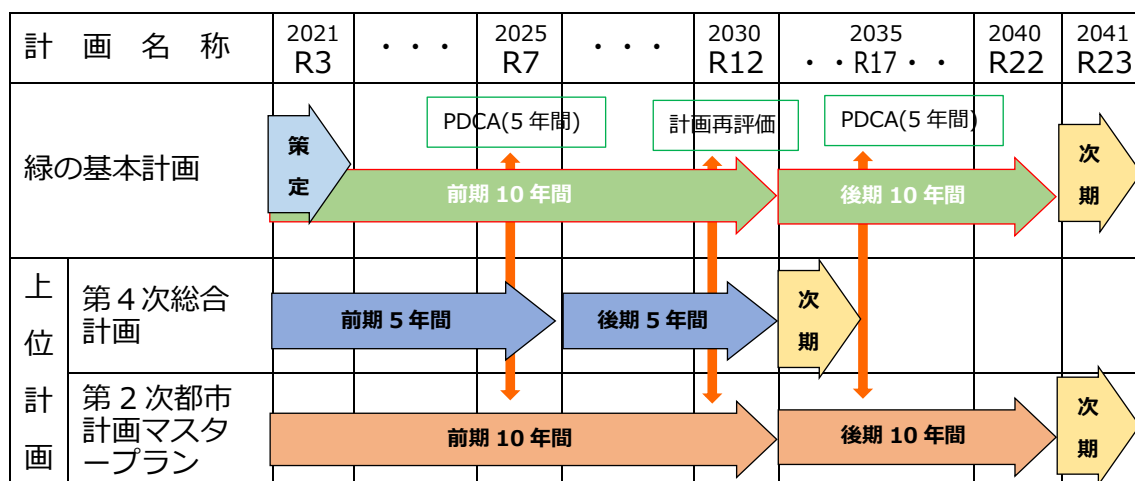
これらの考え方に基づき、進行管理の確認の方法として、本計画で掲げた「基本理念の3つの実感」の達成に向かって、緑がどう移り変っていくのかを確認していきます。

ここでの進行管理の確認項目は、第2章で定めた「計画の目標指標」を補完するもので、第4次総合計画の目標指標や市民アンケート等も参考にしながら、総合的に評価をしていきます。また、緑の移り変わりを観察する指標として、緑の現況や都市計画基礎調査等を活用していきます。

進行管理の確認項目に関して 資料集P103 参照



上位計画と連動した緑の基本計画の進行管理



市 民

地域の環境整備に参加し、みんなで応援します



ホタルの鑑賞会の様子（家之子地区）



緑を多く配した店舗

事業者

景観に配慮した緑の都市づくりを実践しています



公園を活用した防災訓練の様子（西福俵区）

行 政

市民・事業者合同の活動を事務局として支援します

用 語 集

あ行

ICT	「Information and Communication Technology」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを意味する。ICT を活用したシステムやサービスが普及することで、社会インフラとして新たなイノベーションを生むことが期待されている。
インクルーシブル	日本語で「包み込むような、包摂的な」という意味。英語で「除外（Exclude）」の対義語である「含める（Include）」が語源で、誰も排除しない社会を目指す考え方。
エコロジカルネットワーク	明確な定義はないが、概ね野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、等）がつながる生態系のネットワークのこととして使われている。生態系ネットワークと呼ばれることもあるが、使われ方に違いはない。
SNS	「Social networking service」の略で、Web 上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能にするサービスのこと。

か行

外来生物（外来種）	私たち人間の活動によって、本来の生息地から異なる地域に移動させられた生き物のこと。食用や農業、狩猟、ペットなど様々な理由によって運ばれた生き物が、逃げ出したり、放されたりして、野生化したもの。一方、渡り鳥や回遊魚など、自らの力で移動する生き物は、外来生物に含まれない。
協議会	都市公園法第 17 条の 2 に基づき、公園利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うため設置されるもので、公園管理者、学識経験者、観光・商工関係者のほか、自治会など公園利用者を含めて組織する。
クラウドファンディング	「群衆（Crowd）」と「資金調達（Funding）」という言葉を組み合わせた造語で、インターネットを通じて、不

	特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法。
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる 15 歳から 49 歳までに産む子どもの数の平均のこと。
公募設置管理制度（Park-PFI） .	都市公園の魅力と利便性の向上を図るために、公園の整備を行う民間の事業者を公募し選定する制度。（Park-Private Finance Initiative）
国立社会保障・人口問題研究所 ..	厚生労働省の施設等機関。人口研究・社会保障研究はもとより、人口、経済、社会保障の相互関連の調査研究を通じて、福祉国家に関する研究をしている。

さ行

再生可能エネルギー	本来は、「絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギー」、「利用する以上の速度で自然に再生するエネルギー」、「CO2 を排出しない」という意味の用語で、太陽光、太陽熱、水力、地熱、バイオマスなどがある。
指定管理者制度	公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。
自転車ナビマーク	道路交通法等に規定されている自転車の通行方法について、自転車運転者及び自動車ドライバーに対し分かりやすく周知し、実効性を高めることを目的として道路端に設置するマーク。
市民緑地	住民の利用に供する緑地として都市公園と同等の機能を果たすもので、地方公共団体が設置管理する市民緑地契約制度による緑地と民間主体が市区町村長の認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置管理する市民緑地認定制度による緑地がある。
市民緑地契約制度	地方公共団体又はみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地（土地又は人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地又は緑化施設）を設置管理する都市緑地法第 55 条に定める制度。

用語集

市民緑地認定制度	民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する都市緑地法第 60 条に定める制度。
社人研	国立社会保障・人口問題研究所の略称。
首都圏自然歩道	関東地方の一都六県（東京都、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、神奈川県）をぐるりと一周する長距離自然歩道。東京都八王子の梅の木平を起終点に、美しい自然を楽しむばかりでなく、田園風景、歴史や文化遺産にふれあうことのできる総延長 1,799km の道で、「関東ふれあいの道」ともいう。
新型コロナウイルス感染症.....	人や動物の間に広く感染症を引き起こすコロナウィルスのうち、人に感染するコロナウィルスとして新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症を「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」という。
総合計画.....	地方自治体が策定する自治体の全ての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。

た行

第 2 次都市計画マスタープラン .	東金市の都市計画分野における将来ビジョンを示すため 2021（令和 3）年 3 月に策定したもので、計画期間を 2040（令和 22）年までの 20 年間とした第 2 次のマスタープラン。
第 4 次総合計画.....	東金市におけるまちづくりの指針として 2021（令和 3）年 3 月に策定したもので、計画期間を 2021（令和 3）年 4 月から 10 年間とした第 4 次の総合計画。
地区計画.....	地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置付けて「まちづくり」を進めていく手法。

千産千消.....	千葉県では、地元でとれたものを地元で消費する地産地消を千葉県の千に掛けて「千産千消」とよんでおり、県産農林水産物の消費拡大・販売促進を図っている。
長寿命化計画.....	新設から撤去までの、いわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取り組みに留まらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取り組みを定める計画。
東金市森林環境譲与税基金.....	森林環境譲与税は、法令上使途が定められており、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。この譲与された税を上記の目的達成のための経費の財源に充てるために設置している基金。
都市計画マスタープラン	1992（平成4）年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（法第18条の2）のこと。略して「都市マス」または「市町村マス」、単にマスタープランと呼ばれることもある。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい（減歩）、この土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度。

は行

ヒートアイランド現象	都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高温を示す現象。住民の健康や生活、自然環境への影響などが問題視されている。
ビオトープ.....	ギリシャ語の「bios（生物）」と「topos（場所）」の合成語で、生物が自然な状態で生息している空間のことを意味している。日本では主にガーデニングの分野において水辺の生態系を人工的に再現した場所のことをいう。
防災公園.....	地震や火災などの災害が起こった際に、地域住民の命を守るための活動拠点となる公園。

用語集

ふるさと納税	応援したい、貢献したいと思う自治体に対して、寄附を行った場合、その寄附金の額を一定限度額まで個人住民税・所得税から控除する制度。
--------------	--

ま行

みどりのふるさと基金	貴重なみどりと水辺の保全を図り、併せて良好な都市環境を形成させるため設置している基金。
木育	子どもをはじめとする全ての人が「木とふれあい、木に学び、木でつながる」取り組みの総称。

や行

ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、能力などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、それを実現するためのプロセス（過程）。
用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としており、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、13 種類がある。

ら行

ライフサイクルコスト	製品や構造物などの費用を、調達・製造から使用・廃棄までの段階をトータルして考えたもの。生涯費用ともよばれ、費用対効果を推し量る上でも重要な基礎となり、初期建設であるイニシャルコストと、エネルギー費、保全費、改修、更新費などのランニングコストにより構成される。
ランドマーク	その土地の目的や象徴になるような建造物のこと。他にも、「地上の目印」という意味もあり、こちらの意味合いで使われることもある。
緑視率	「視界に入っている緑（植物）の割合」を示す指標。簡単に緑の量を把握することができ、まちづくりやオフィスの作業効率高上のために活用されている。また、国土交通省による社会実験では、緑視率が 25%以上確保されていると人は安心感を覚えるとされている。

緑地協定.....	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。
林内トレイル.....	森林や原野、里山などにある「歩くための道」のこと。こうした道のうち、林内を歩くはやすで旅することをトレイルという。
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物に関する保全状況や分布、生態、影響を与えている要因等の情報を記載した図書のこと。日本で単に「レッドデータブック」というときは、環境省によるもの、あるいは国際自然保護連合によるものを指すことが多い。その他にも都道府県等の地方自治体で発行している。



冬の朝（朝もや立つ農地）

資 料 集

1. 本編補足データ
2. 緑の持つ機能と取り組む施策の関係一覧表
3. 東金市緑の基本計画策定経緯
4. 策定体制

1. 本編補足データ

(1) 市の概要

1) 気候

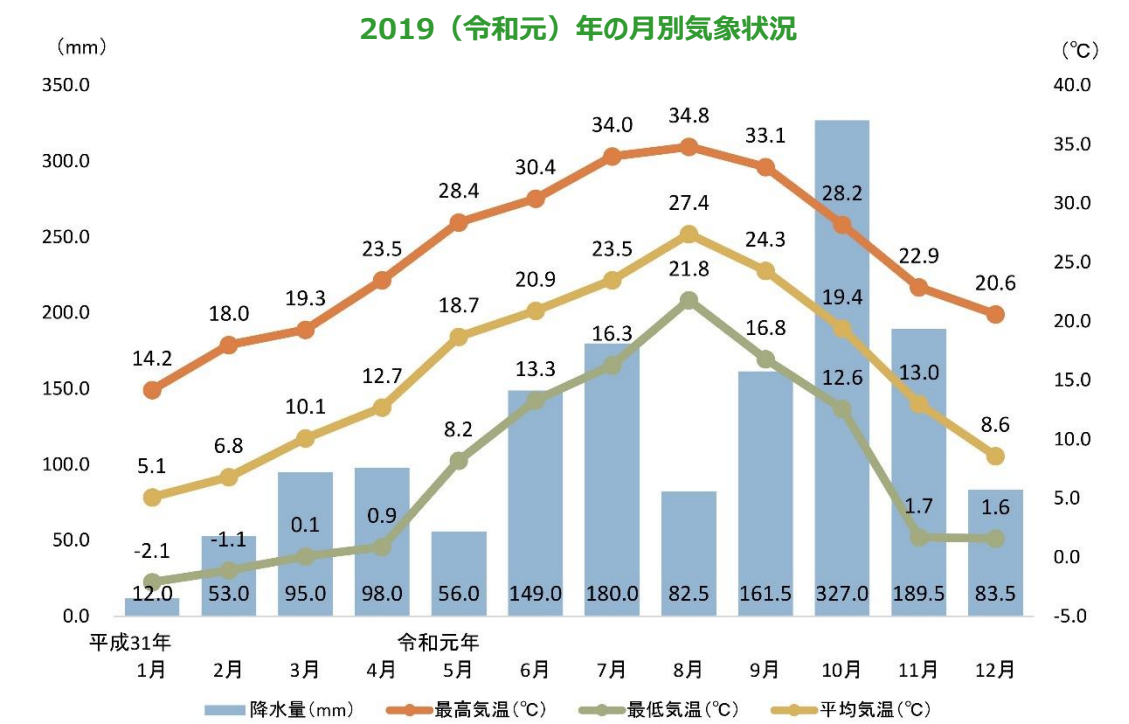
本編
P10

①年次別気象状況

	2010年 (平成22年)	2011年 (平成23年)	2012年 (平成24年)	2013年 (平成25年)	2014年 (平成26年)	2015年 (平成27年)	2016年 (平成28年)	2017年 (平成29年)	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	平均
降水量(mm)	1,697.9	1,297.5	1,399.0	1,123.0	1,152.0	1,199.5	1,255.5	1,218.0	1,016.0	1,487.0	1,284.5
最高気温(℃)	36.0	36.6	34.3	36.6	36.1	34.4	35.7	33.9	34.8	34.8	35.3
最低気温(℃)	-2.6	-4.0	-3.2	-2.9	-4.1	-2.3	-1.5	-3.7	-3.1	-2.1	-3.0
平均気温(℃)	16.3	16.0	14.9	15.5	15.2	15.6	15.8	15.2	16.2	15.9	15.7

資料：山武郡市広域行政組合消防本部（参考値）

②月別気象状況



	平成31年 1月	2月	3月	4月	令和元年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
降水量(mm)	12.0	53.0	95.0	98.0	56.0	149.0	180.0	82.5	161.5	327.0	189.5	83.5	123.9
最高気温(℃)	14.2	18.0	19.3	23.5	28.4	30.4	34.0	34.8	33.1	28.2	22.9	20.6	25.6
最低気温(℃)	-2.1	-1.1	0.1	0.9	8.2	13.3	16.3	21.8	16.8	12.6	1.7	1.6	7.5
平均気温(℃)	5.1	6.8	10.1	12.7	18.7	20.9	23.5	27.4	24.3	19.4	13.0	8.6	15.9

資料：山武郡市広域行政組合消防本部（参考値）

2) 生息・生育する生物

①生物の状況

本市では豊かな自然生態系が維持され、様々な生物が生息・生育しています。重要な生物種も確認されており、以下にその一例を示します。

	植物類	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	昆虫類	魚類他	その他	計
生物相	1,309 種	15 種	116 種	13 種	10 種	512 種	59 種	28 種	2,062 種
重要な生物種	346 種	8 種	72 種	12 種	7 種	91 種	29 種	－	565 種

資料：千葉県保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック[※]－植物・菌類編(2009 年改訂版)、動物編 (2011 改訂版)
千葉県保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－植物・菌類編(2017 年改訂版)、動物編 (2019 改訂版)
環境省レッドリスト 2020

◆重要な生物種◆



国内希少野生動植物種
両生類 (トウキョウサンショウウオ)



要保護生物
昆虫類 (ヘイケボタル)



絶滅危惧種
魚類 (メダカ)

出典：写真は千葉県保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック動物編 (昆虫類除く)

② 外来生物 (外来種)

本市でも様々な外来生物[※]が確認されており、以下にその一例を示します。

◆地域の生態系を脅かすおそれの高い特定外来生物◆



植物類 (オオキンケイギク)



哺乳類 (アライグマ)



爬虫類 (カミツキガメ)

◆その他の外来生物◆



甲殻類 (アメリカザリガニ)



軟体動物等 (スクミンゴガイ)



出典：写真は環境省「生態系被害防止外来種リスト」(軟体動物等除く)

3) 産業

本編
P13

①農業・農地

本市の農地の状況は、2015（平成 27）年現在、経営耕地面積 2,305ha、農家数 1,025 戸となっており、2005（平成 17）年と比較すると、経営耕地面積は 193ha 減少、農家数は 501 戸減少となっています。

一方で、耕作放棄地は、381ha となっており、2005（平成 17）年と比較すると、10ha 増加しています。

農地・農家の状況



資料：農林業センサス（2015（平成 27）年）

4) 土地利用・市街地整備

本編
P14

①地目別土地利用

本市の土地利用の状況を地目別に見ると以下のとおりとなります。毎年、徐々に農地や山林などが住宅地などに土地利用転換されています。

地目別土地利用の内訳

区分	自然的土地利用						都市的土地利用			
	田	畑	雑種地等	山林	水面	その他自然地	住宅用地	商業用地	工業用地	その他
面積 (ha)	2,601.1	1,264.3	232.0	1,621.0	106.2	0.2	1,175.9	176.4	123.2	1,601.7
構成比	29.2%	14.2%	2.6%	18.2%	1.2%	0.0%	13.2%	2.0%	1.4%	18.0%
面積 (ha)	5,824.8						3,077.2			
構成比	65.4%						34.6%			

資料：千葉県都市計画基礎調査（平成 28 年度）

地目別土地利用面積

(各年 1 月 1 日現在) (ha)



資料：令和 2 年版東金市統計書

(2) 市の緑の現況

1) 施設緑地

①都市公園の種類

種 類	種 別	公園の内容
住 区 基 幹 公 園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所あたり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1 近隣住区* あたり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所あたり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1 km の範囲内で 1 箇所あたり面積 4 ha を標準として配置する。 都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4 ha 以上を標準とする。
都 市 基 幹 公 園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 15～75ha を標準として配置する。
大 規 模 公 園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所あたり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
国 営 公 園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所あたり面積概ね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩 衝 緑 地 等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

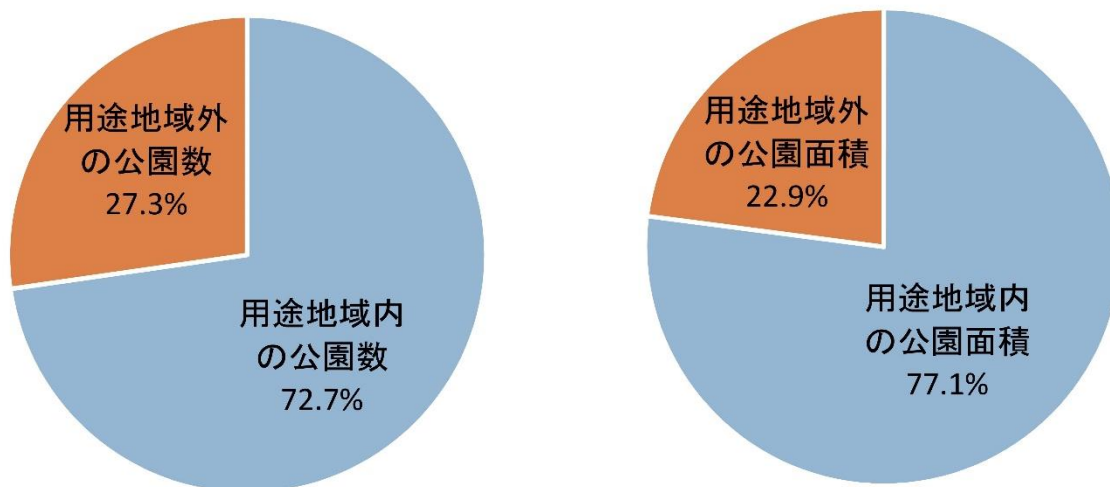
* 近隣住区：幹線街路等に囲まれた概ね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

出典：公園とみどり（国土交通省ホームページ）

②都市公園の整備状況

本市の都市公園は、令和３年４月現在で 55 箇所、32.53ha となっています。全体の約 7 割が市街地を形成する用途地域※内にあり、面積割合では 3/4 を超えています。

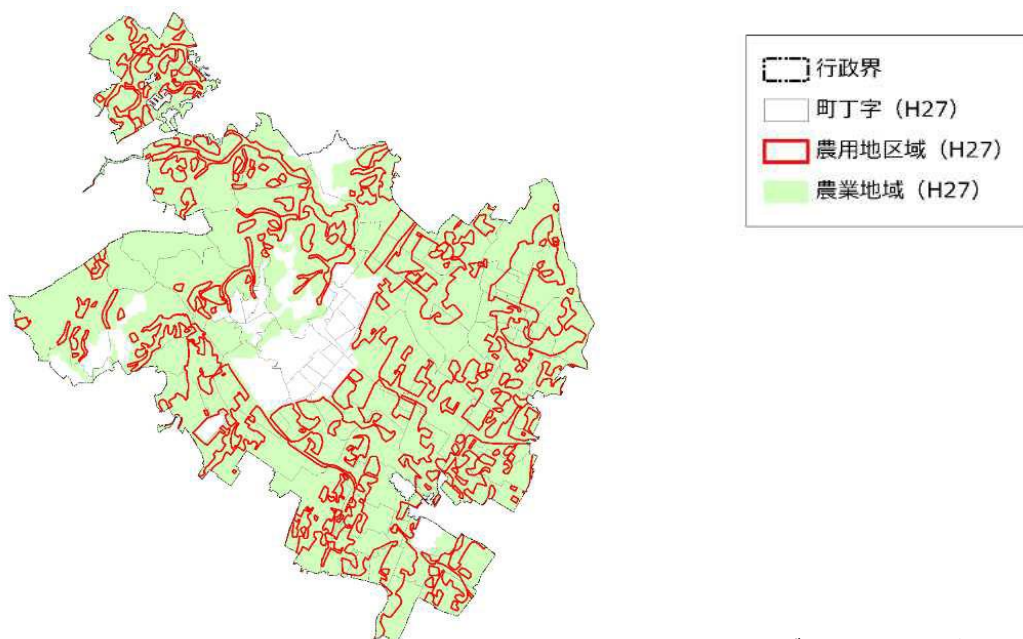
都市公園における用途地域内外の公園数及び面積の割合



2) 地域性緑地

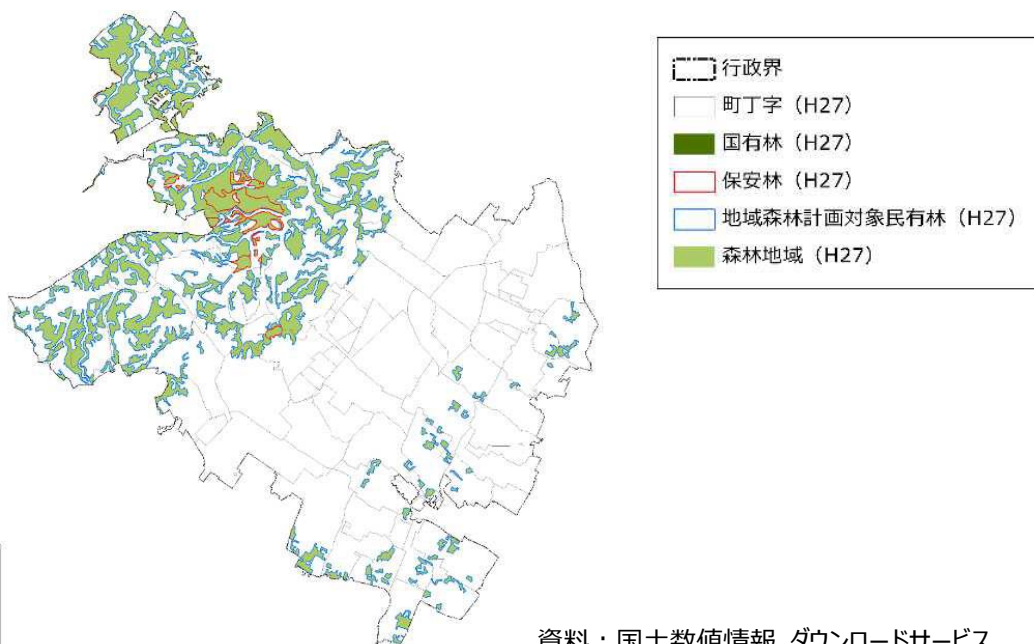
本市の地域制緑地のうち、法による担保性の高い農業振興地域・農用地区域、保安林区域及び地域森林計画対象民有林については、以下の区域で指定されており、貴重な緑として保全されています。

農業振興地域・農用地区域図



資料：国土数値情報 ダウンロードサービス

森林地域図



資料：国土数値情報 ダウンロードサービス

(3) 市民の緑に関する意識

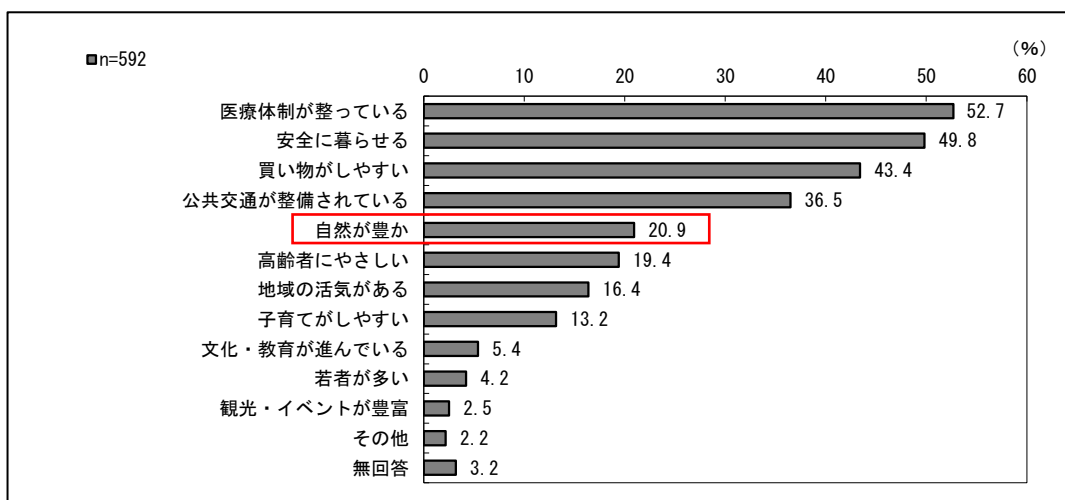
1) 上位計画策定時の緑に関する意見

①第23回市民アンケート（緑に関連する項目を抽出）

実施概要 期 間：2019（令和元）年7月～8月 回収数： 592
 対 象：18歳以上の市民 回収率：39.5%
 配布数：1,500（無作為抽出）

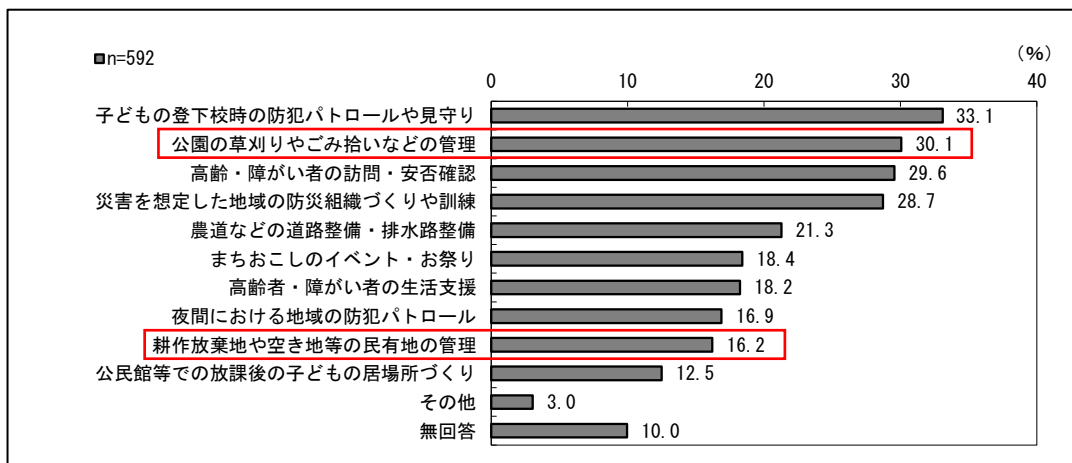
◇ 居住地に求める条件（全体／複数回答）

「自然が豊か」を選んだ人は、20.9%で12個ある設問のうち、5番目でした。



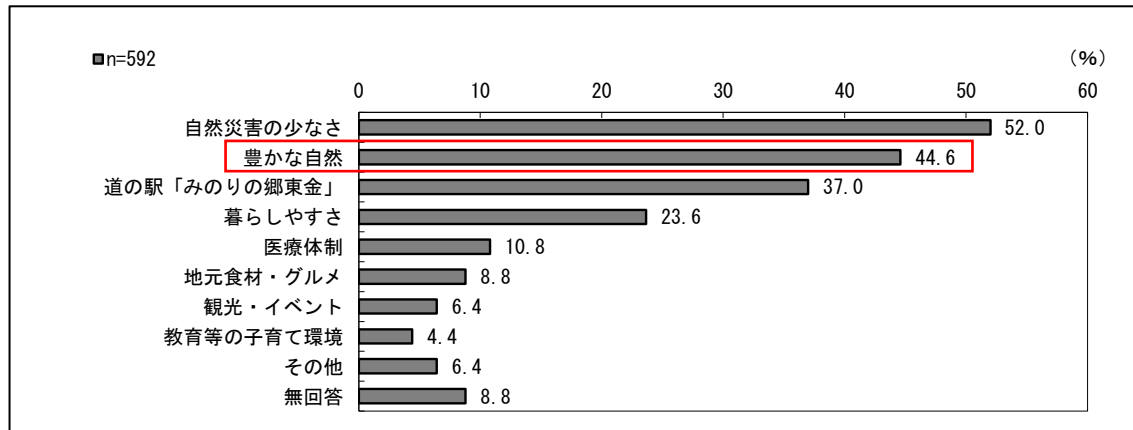
◇ 地域住民が市と協力してできること（全体／複数回答）

「公園の草刈りやごみ拾いなどの管理」を選んだ人は、30.1%で11個ある設問のうち、2番目と上位でした。また、「耕作放棄地や空き地等の民有地の管理」を選んだ人は、16.2%でした。



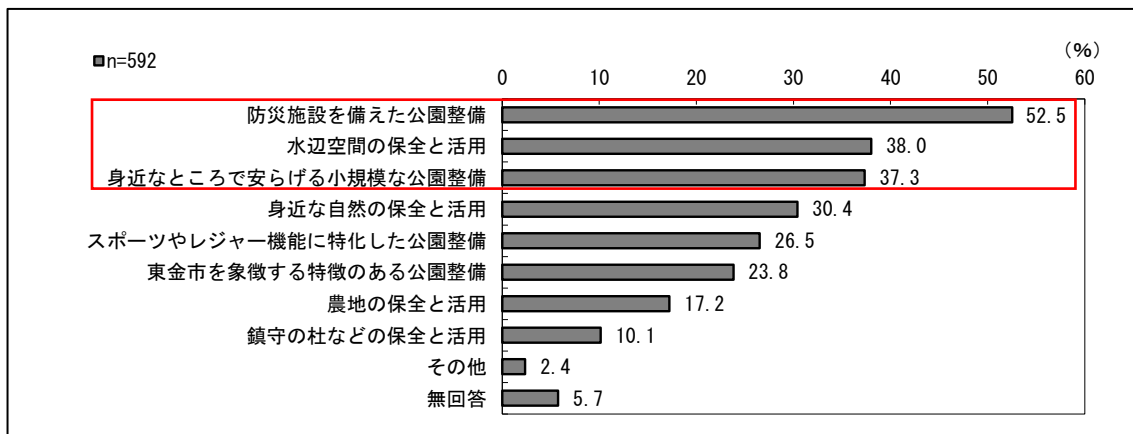
◇ 東金市の誇れるものや魅力について（全体／複数回答）

「豊かな自然」を選んだ人は、44.6%で9個ある設問のうち、2番目でした。



◇ 公園・緑に対する考え方（全体／複数回答）

「防災施設を備えた公園整備」(52.5%) が最も多く、次いで「水辺空間の保全と活用」(38.0%)、「身近なところで安らげる小規模な公園整備」(37.3%) が上位となりました。



◇ 自由意見

- ・ 子どもの遊べる場所が少ない
 - ・ 公園でのイベント、施設の充実
 - ・ 緑の景色に和む街づくり
 - ・ 東金アリーナの活性化
 - ・ 農地を利用した簡単な作業ができる
 - ・ 公園管理を適切に
 - ・ 山林の管理を適切に
- 仕事、場所づくりが必要

②地区別懇談会等（緑に関連する項目を抽出）

◇ 地区別懇談会【1回目】

実施概要 期 間：2019（平成 31）年 1 月 29 日～2019（平成 31）年 2 月 22 日
回 数：市内 12 地区（各地区 1 回）
参加人数：389 名（男性 336 名、女性 53 名）

- ・緑の豊かさ
- ・田畑を生かす、付加価値の追加を検討
- ・自然環境、静かな環境
- ・遊休地、耕作放棄地の対策を行って
- ・八鶴湖等を年間活用できる工夫をし
てはどうか
- ・山林をうまく生かして（サイクル等）
- ・文化的資源を生かしてはどうか
- ・年寄りの健康づくりや集える場所を
増やして欲しい
- ・ぶどう郷等観光資源を生かして欲しい

◇ 地区別懇談会【2回目】

実施概要 期 間：2020（令和 2）年 1 月 23 日～2020（令和 2）年 2 月 25 日
回 数：市内 12 地区（各地区 1 回）
参加人数：287 名（男性 263 名、女性 24 名）

- ・空地、休耕地の対策を行って
- ・八鶴湖等をもっと生かしてはどうか
- ・苺、ぶどう等の観光資源を生かして欲
しい
- ・公園整備を進めて
- ・地球温暖化対策を考えて
- ・東金の景観を生かして欲しい
- ・農地の集約化を進めて
- ・「花の東金」のイメージを付けて

◇ 商工団体・農業関係者・若者との意見交換

実施概要 （商 工 団 体）開催日：2019（平成 31）年 3 月 3 日
参加人数：25 名（男性 23 名、女性 2 名）
（農業関係者）開催日：2019（令和元）年 7 月 3 日
参加人数：5 名（男性 4 名、女性 1 名）
（若 者）開催日：2019（令和元）年 8 月 25 日
参加人数：12 名（男性 8 名、女性 4 名）

- ・自然豊か（多い）、田園地帯の広がり
- ・ぶどう園の活性化を考えて
- ・おしゃれな公園を整備して
- ・荒廃した山林対策を行う必要がある
- ・八鶴湖等をもっと生かして欲しい
- ・耕作放棄地が増えている
- ・歴史資源を生かして欲しい
- ・外来種、野生生物対策を行う必要がある

☆ 大学生との意見交換

実施概要 （城西国際大学）開催日：2019（令和元）年10月23日

参加人数：40名（男性26名、女性14名）

- ・自然が豊か
- ・公園、レジャー施設がない
- ・若者の遊ぶ場所が少ない（ない）
- ・Wifi環境の充実をして欲しい
- ・空気がおいしい、のどか
- ・スポーツ施設が充実している
- ・田畑が多く農業が盛ん
- ・スポーツをできる場所、見られる場所をもっと増やして
- ・八鶴湖等を生かしてはどうか

☆ 高校生との意見交換

実施概要 （東金商業高等学校）開催日：2020（令和2）年1月9日

参加人数：11名（男性3名、女性8名）

（東金高等学校）開催日：2020（令和2）年1月29日

参加人数：28名（男性9名、女性19名）

（千葉学芸高等学校）開催日：2020（令和2）年1月31日

参加人数：13名（男性7名、女性6名）

- ・自然が豊か（多い）
- ・ゴルフ場が多い
- ・農業が衰退している、活性化が必要
- ・雑草が多く印象が悪い
- ・市の縁辺部ほど公園がない、身近な公園整備をして欲しい
- ・公園内でのイベントや公園の生かし方の工夫をしてみてもいい
- ・八鶴湖等の桜を生かして
- ・空気がおいしい
- ・Wifi環境の充実をして欲しい
- ・公園が多い
- ・公園の維持管理をよくして欲しい

2) 市民アンケート

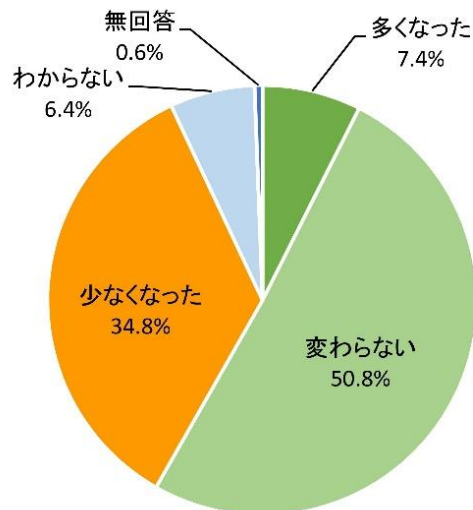
2021（令和3）年に実施した第25回市民アンケート調査において、公園と緑に関する意識調査を行いました。

実施概要 期 間：2021（令和3）年7月
対 象：18歳以上の市民
配布数：1,500（無作為抽出）
回収数： 673 回収率：44.9%

本編記載の調査項目以外にも以下の内容について意見を聞きました。

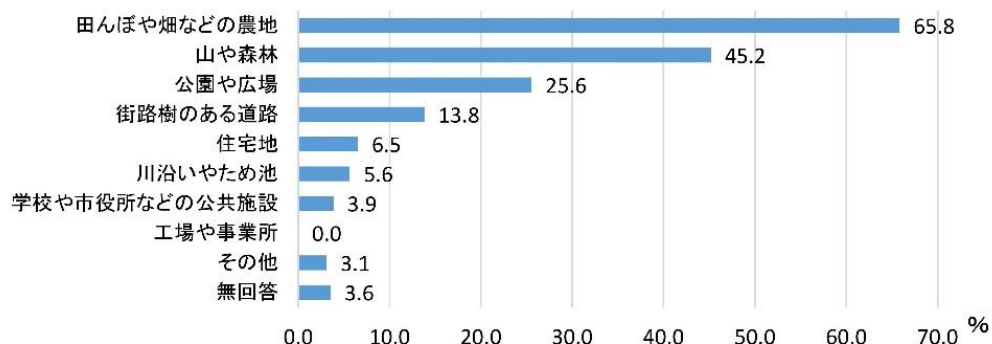
◇ 住まい周辺の緑の変化について

半数の方が「変わらない」、また3割以上の方が「少なくなった」と回答しています。



◇ 身近に感じる緑について（2つまで選択）

多くの方が「田んぼや畑などの農地」「山や森林」を身近に感じる緑として認識しており、続いて「公園や広場」と回答しています。



3) パブリックコメント

計画策定にあたっては、広く市民等から意見を募集するため、計画内容を公表し、出された意見を参考としながら進めました。

○実施概要

募集期間：2022（令和4）年2月9日～2022（令和4）年3月10日

意見提出者数 1件

意見件数 10件

○実施結果

意見概要	・東金市独自の住宅や企業等の敷地内緑化率設定の提案 ・ソメイヨシノの老木化に対する取り組みへの提案 ・東金市独自の緑に関する税制度の創設の提案 ・公園、広場、街路等の景観目標の設定の検討が必要との指摘 ・森林が藪となっており里山と共生できないことへの指摘 ・河川や水路は、現在の護岸整備では親水空間とはならないことへの指摘 ・基本方針の目指す緑の姿について、具体的な形（高さや幅など）が必要との指摘 ・農地の宅地化によって田園風景が消失することへの指摘 ・公園、学校等の利用方法について、制限を少なく、色々な活動ができるようにしてもらいたいとの要望 ・公園を安全安心に利用するための適正な公園管理への要望
------	---

パブリックコメントの詳細結果については、本市のホームページをご覧ください。

【市ホームページ】<https://www.city.togane.chiba.jp/0000010036.html>

(4) 将来人口推計

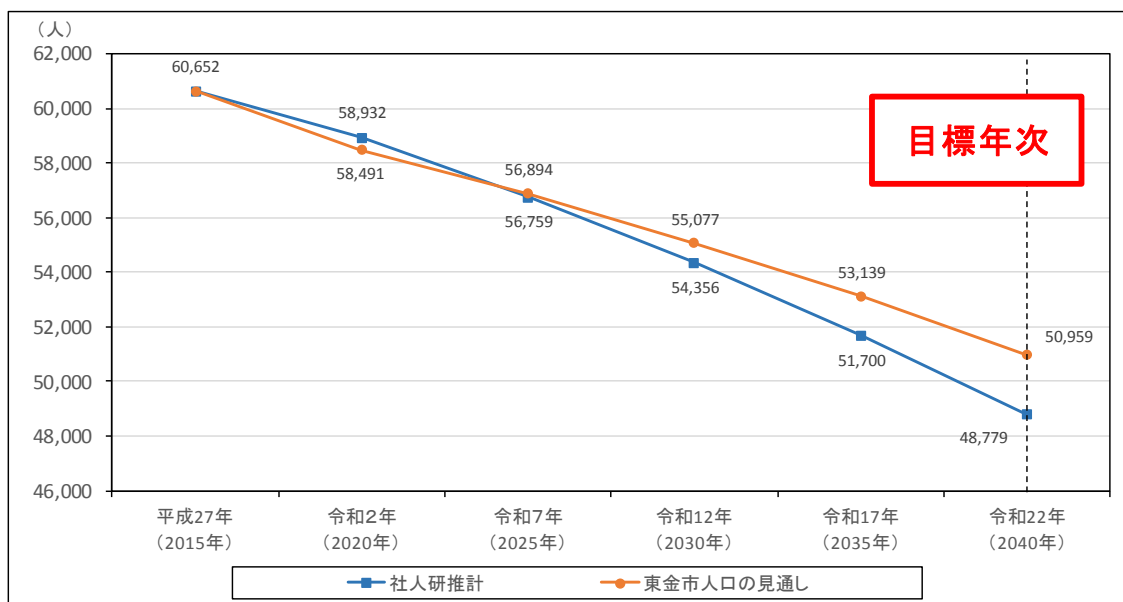
本市の人口は、2015（平成27）年の国勢調査で60,652人となっており、国立社会・人口問題研究所[※]の推計によると、今後も減少傾向は続くものと推計されています。

将来人口の見通しとして、出生人口の増加につながる安心して子どもを産み育てることのできる環境の充実、また、転入人口の増加や転出人口の抑制につながる企業誘致や産業基盤の整備による働く場としての機能強化など、人口減少傾向を緩和する効果的な取り組みを推進していくことを念頭に、以下の条件設定で推計し、目標年次となる2040（令和22）年の目標人口を約51,000人とします。

<推計の条件設定>

- ・合計特殊出生率[※]：2030（令和12）年に1.48
（千葉県が第2期地方創生総合戦略の将来人口シミュレーションで用いた「2040年（令和22年）に1.8」まで段階的に改善していくように設定）
- ・人口移動：「2005（平成17）年～2010（平成22）年」と「2010（平成22）年～2015（平成27）年」の移動傾向の平均値（社人研[※]推計で用いられた「2010（平成22）年～2015（平成27）年」の移動傾向より人口減少が緩和される設定）

人口の見通し



- ・2015（平成27）年の値は、国勢調査による実績値。
- ・2020（令和2）年から2040（令和22）年までの値は、「社人研推計」が国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018（平成30）年推計）」による推計値、「東金市人口の見通し」が、2020（令和2）年が住民基本台帳（令和2年1月1日時点）による実績値、それ以降が「コーホート要因法」に基づいた市独自推計による推計値。

（５）進行管理の確認項目

進行管理を実施するための参考指標等になります。

計画の進捗状況を客観的に評価するため、本計画で掲げた「基本理念の３つの実感」ごとに、既計画や調査等で参考とすべき項目を抽出しています。第４次総合計画※の目標指標や市民アンケート、緑の現況等の数値を基に、緑に関する施策の動向や緑の移り変わりを観察していきます。

なお、第２次都市計画マスタープラン※の評価指標として設定した項目については、アスタリスク（＊）を各項目の後ろに付けています。

“安らぎ”の実感 「緑の効用を最大限に生かす」		【項目選定の視点】
		快適な生活と健やかな暮らしの確保
第４次総合計画の目標指標 （2021（令和３）年度時点） （緑の施策の動向・進捗を観察）	・豊かな自然に対する市民の魅力度 ・住民一人当たりの都市公園面積＊ ・河川改修工事整備延長＊ ・農業用排水路の整備、補修延長 ・不法投棄物の回収件数	
市民アンケート （2021（令和３）年度時点） （市民の満足度）	・豊かな自然環境の保全に対する満足度 ・農業経営の強化、安定と森林の整備に対する満足度＊ ・河川、水路の維持管理に対する満足度＊	
緑の現況・都市計画基礎調査等 （緑の移り変わりを観察）	・地域制緑地のうち、法による指定面積（緑地の現況） ・市街地排水路水質検査結果（統計書）	

“やさしさ”の実感 「身近な生活空間に緑を育てる」		【項目選定の視点】
		自然環境と都市環境の調和
第４次総合計画の目標指標 （2021（令和３）年度時点） （緑の施策の動向・進捗を観察）	・公共施設における県産材の利用施設数 ・歩道整備延長＊ ・污水处理人口普及率＊ ・協働で公園管理をする市民団体数 ・（再掲）住民一人当たりの都市公園面積＊	
市民アンケート （2021（令和３）年度時点） （市民の満足度）	・都市基盤（下水道、ガス、公園・緑地など）の維持管理に対する満足度＊ ・様々な主体との協働の推進に対する満足度	
緑の現況・都市計画基礎調査等 （緑の移り変わりを観察）	・土地利用分類別構成比における自然的土地利用の割合（都市計画基礎調査）＊ ・地域制緑地のうち、協定、条例による指定面積（緑地の現況） ・歩道延長（統計書）＊	

^{上の} “楽しさ”の実感 「みんなで緑を創る」	【項目選定の視点】 東金のポテンシャルを生かす
第4次総合計画の目標指標 (2021(令和3)年度時点) (緑の施策の動向・進捗を観察)	・教育資源等の活用事業の実績報告件数 ・道の駅 みのりの郷東金の利用者数 * ・九十九里地域で連携した観光イベントの開催数 ・(再掲) 住民一人当たりの都市公園面積 * ・文化財指定、登録件数 ・東金アリーナ外3スポーツ施設の利用者数 *
市民アンケート (2021(令和3)年度時点) (市民の満足度)	・(再掲) 農業経営の強化、安定と森林の整備に対する満足度 * ・魅力的な観光コンテンツの創出に対する満足度 * ・(再掲) 都市基盤(下水道、ガス、公園・緑地など)の維持管理に対する満足度 * ・歴史、文化の継承に対する満足度 ・心身共に健やかな生活を営むためのスポーツ振興に対する満足度 *
緑の現況・都市計画基礎調査等 (緑の移り変わりを観察)	・東金アリーナ等利用者数(統計書) * ・文化財指定状況(統計書)

注) 市民アンケートの項目については、2021(令和3)年度時点の項目を記載しており、第2次都市計画マスタープランの中で抽出している項目とは名称が異なります。アスタリスクを付けるにあたっては、2020(令和2)年度まで記載していた項目と趣旨が同じ、または近いものに印を付けました。

2. 緑の持つ機能と取り組む施策の関係一覧表

緑が持つ多様な機能として期待される5つの機能と本計画において取り組む施策の関係性を表した一覧表になります。

基本方針	基本施策	取り組む施策	環境保全機能	レクリエーション機能	防災機能	景観機能	生物多様性機能
緑の保全	1-1 魅力と安心を高める	(1) 快適な公園・緑地の維持管理	○	○		○	○
		(2) 安全・安心な公園施設の維持管理		○			
		(3) 公園の都市防災機能の強化			○		
		(4) 魅力を高める公園へのリニューアル		○			
	1-2 守り・残す	(1) 森林・樹林地の保全	○		○	○	
		(2) 農地の保全	○		○		
		(3) 里山・谷津田の保全				○	○
		(4) 河川・水辺環境の保全	○		○	○	○
		(5) 生物多様性を育む環境の保全					○
		(6) 歴史・文化と一体となった緑の保全		○		○	
緑の創出・活用	2-1 街なみの緑を創る	(1) 身近な公園の整備		○			
		(2) 市民が集うにぎわいの緑づくり	○	○		○	
		(3) 公共公益施設や民有地の緑化促進	○			○	
		(4) 緑化重点地区等の指定		○			
	2-2 活用の幅を広げる	(1) 緑関係法令に基づく制度研究		○			
		(2) 森林・樹林地の活用		○			
		(3) 農地の活用		○	○		
		(4) 公園づくりに対する視点変化への対応		○			
		(5) 公園活性化に向けた懇談会等の設置検討					

基本方針	基本施策	取り組む施策	環境保全機能	レクリエーション機能	防災機能	景観機能	生物多様性機能
緑の連結	3-1 水と緑 ネット ワーク を充実 させる	(1) ネットワークの軸となる河川改修		○		○	○
		(2) 歩道や自転車走行空間の整備・活用		○			
		(3) 緑の連続性の保持			○	○	○
		(4) 緑化促進に向けた適切な誘導	○		○	○	○
		(5) 拠点の充実と眺望ポイントの空間づくり		○		○	○
緑の普及啓発	4-1 関心を 高め、 意識を つなぐ	(1) 緑に関する情報発信		○			
		(2) 市民参加のきっかけづくりと促進		○			○
		(3) みどりのふるさと基金の活用					
	4-2 人を育 て、行 動の環 を広げ る	(1) 緑に係わる活動団体等の育成・支援					
		(2) 緑の担い手育成		○			
		(3) 子どもたちへの教育・学習の推進					○

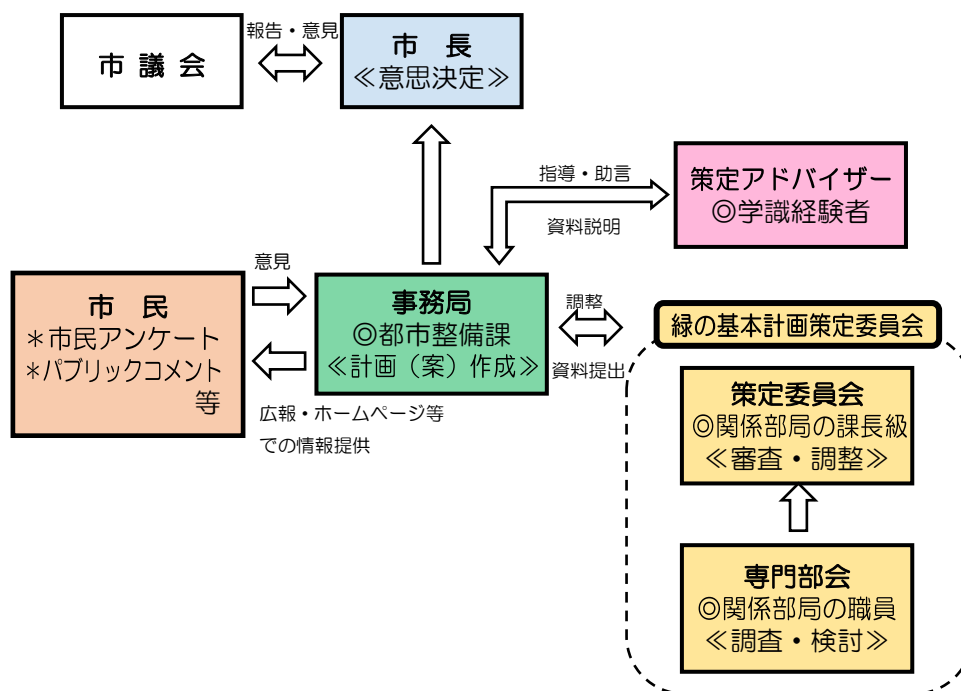
注) 施策の名称ではなく、個々の取り組む施策の内容が「緑の各機能」と関連のある項目に「○」を記載しています。

3. 東金市緑の基本計画策定経緯

実施日	項目	内容等
令和3年5月10日	策定着手	
令和3年7月	市民アンケート	
令和3年7月29日	第1回東金市緑の基本計画策定委員会	策定方針、策定スケジュールについて
令和3年10月12日	策定アドバイザー（伊藤先生）への説明	緑の現状と課題、緑の都市づくりの目標について
令和3年10月14日	策定アドバイザー（国武先生）への説明	〃
令和3年10月15日	第2回東金市緑の基本計画策定委員会	〃
令和3年11月9日	策定アドバイザー（大沢先生）への説明	〃
令和3年12月14日	東金市議会建設経済常任委員協議会	東金市緑の基本計画の策定について（中間報告）
令和4年1月25日	第3回東金市緑の基本計画策定委員会	緑に関する施策の展開、計画の実現に向けて
令和4年2月4日	策定アドバイザー（国武先生）への説明	〃
令和4年2月7日	策定アドバイザー（大沢先生）への説明	〃
令和4年2月10日	策定アドバイザー（伊藤先生）への説明	〃
令和4年3月15日	東金市議会建設経済常任委員協議会	東金市緑の基本計画の策定について
令和4年3月25日	東金市緑の基本計画の決定・公表	

4. 策定体制

(1) 策定体制の概念図



(2) 庁内組織（緑の基本計画策定委員会）

① 「策定委員会」（関係課長級で構成）

＊策定に関する調整及び専門部会から提案された計画案等の審査を行います。

② 「専門部会」（関係課職員で構成）

＊策定のための専門的な内容の調査及び検討をし、必要となる資料提供や助言を行います。

＊事務局から提案された検討資料や計画案等に対する意見交換を行います。

(3) 計画策定アドバイザー

＊学識経験を有する専門家として以下の先生方に計画案について説明し、指導・助言を受けます。

氏 名	大学名・職名	専門（研究分野）
伊藤 弘	筑波大学・准教授	環境農学（含ランドスケープ科学）
大沢 昌玄	日本大学・教授	都市計画、環境政策 外
国武 陽子	城西国際大学・教授	環境生態学

※順番は五十音順

(4) 東金市緑の基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、東金市緑の基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 策定委員会の掌握事務は、次のとおりとする。

- (1) 緑の基本計画に関する基本的事項の調整に関すること。
- (2) その他緑の基本計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 策定委員会は委員長、委員をもって組織し、別表に定める課の課長級職員をもって組織する。

- 2 委員長には都市建設部長をもってこれに充てる。

(委員長)

第4条 委員長は策定委員会の事務を総理し、策定委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(策定委員会)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が策定委員会の議長となる。

- 2 委員長は、策定委員会の運営上必要があると認めるときは、関係職員に対し、策定委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員長は、緑の基本計画に関する専門的な内容の調査及び検討をするため、策定委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、別表に定める課の職員をもって組織する。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

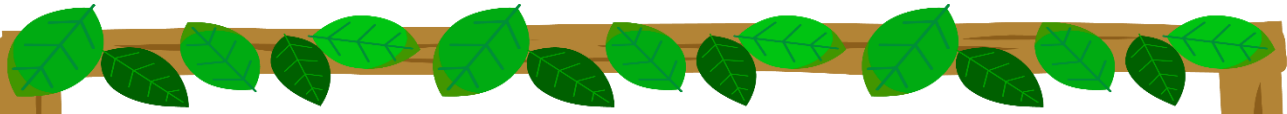
附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月6日から施行する。
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、緑の基本計画の公表をもって、その効力を失う。

別表（第3条）東金市緑の基本計画策定委員会構成員

都市建設部長
企画課 地域振興課
財政課 消防防災課
農政課 商工観光課 環境保全課
建設課 都市整備課 下水対策課
学校教育課 生涯学習課 スポーツ振興課



東金市緑の基本計画

2022(令和)4年3月 発行

東金市 都市建設部 都市整備課

〒283-8511 千葉県東金市東岩崎1番地1

電話:0475-50-1158 / FAX:0475-50-1298

E-mail:tosei@city.togane.lg.jp

